

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人
しらゆり会

(法人)

令和4年度 しらゆり会 事業計画書

1. 基本理念

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

(1) 公益性の維持

常に健全かつ活力のある経営に努めるとともに、福祉サービスの供給確保を中心的に担う高い公共性を有する社会福祉法人としての自覚を持ち、サービス利用者の公益性を確保する。

(2) 自主的な経営基盤の強化

提供するサービスの質を高め、利用者から選択される事業体となることに努め、民間社会福祉事業として自主性をもって事業安定と効率性を図る。

(3) 質の向上

職員の質の向上を図るとともに、提供サービスの質の向上を図るとともに、法人・施設の機能を挙げて地域福祉の充実発展に寄与することに努める。

(4) 透明性の確保

経営の透明性を確保するため、適正な情報開示を進めるとともに不祥事防止に取り組み、利用者との適正な契約に基づきサービスの提供を行う。

2. 法人運営事業

(別紙 運営事業一覧表)

3. 本年度の重点目標

一向に収束が見通せない新型コロナウイルスの感染拡大、毎年のように発生する自然災害など、私たちは日々、未曾有の脅威にさらされている。法人としては、困難な事態に備えて、持続可能な経営戦略を組み立てておくことが必須となっている。

どのような状況にあっても、しらゆり会が地域におけるセーフティーネットとしての役割を担い続けるために、これまでの社会福祉法人をめぐる動向を振り返り、今後の法人経営のあり方について考えるとともに、地域共生社会の実現に向けて存在意義を高め、必要とされる法人運営を目指していく。

(1) ウィズコロナ時代の事業運営についての検討

新型コロナウイルスの感染収束に向けた社会の動向について注視しながら、今後も感染リスクに応じた柔軟な感染対策やサービス提供の工夫、人材確保等の課題に継続して取り組み、「新しい生活様式」に応じた事業運営のあり方を模索していく。

(2) 福祉人材の確保

島根・鳥取両県においても福祉サービスのニーズの増大、高度化、複雑化が一層進んでいるが、一方で若年労働者の減少が進み、人材難の状況は続いている。当法人においても、社会福祉従事者を相当数確保していくことが課題であり、魅力

ある職場づくりを進めていくとともに法人のイメージの向上を図り、積極的な人材確保に努めていく。

(3) 各事業における経営状態の維持・改善

福祉業界では、社会保障費の抑制による経営悪化や人手不足、同業者同士の競争激化などにより、多くの事業所が厳しい経営状態にある。当法人においても、事業の安定的・継続的な経営を図っていくため、しっかりと現状を分析し将来を見据えた着実な取り組みを進めていく必要がある。現場の意識改革やサービスの質向上等を進めるため、本部機能の強化を図っていく。

4. 理事会開催

- (1) 理事会 (6月、10月、3月)
- (2) 臨時理事会 (随時)

5. 評議員会開催

- (1) 定時評議員会 (6月)
- (2) 臨時評議員会 (随時)

6. 監査実施

- (1) 監事監査 (5月)
- (2) 外部監査 (5月、8月、12月)
- (3) 内部監査 (9月)

7. 会議

- (1) 施設長会 (毎月)

8. 役員研修会

- (1) 島根県社会福祉法人経営者セミナー (7月)
- (2) 中国・四国地区社会福祉法人経営者セミナー (7月)
- (3) 全国社会福祉法人経営者大会 (9月)
- (4) 社会福祉法人指導監査説明会・役員研修会 (7月)
- (5) 社会福祉法人監事研修 (12月)

9. 職員採用試験

- (1) 令和4年度職員採用試験 (随時)
- (2) 令和5年度職員採用試験 (随時)

10. 福利厚生事業

- (1) 永年勤続祝金・特別休暇

20年 4名

10年 10名

11. 個人情報保護

- (1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

(法人)

12. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

13. 情報公開

(1) 法人ホームページの拡充

(2) 法人広報誌「しらゆり誌」の年1回定期発行

運営事業一覧表

令和4年4月1日現在

| 施設種類 | 施設名 | 所在 | 開設年月日 | 敷地(m) | 床面積(m) | 構造 |
|-----------------|--|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------------|------------------------------|
| 救護施設 | 温泉 | 松江市矢田町534-4 | S50.04.01 | 5,342.19 | 3,526.41 | 鉄筋造陸屋根二階建 |
| 障害者支援施設希望の園 | (施設入所支援事業) (生活介護事業) (就労移行支援事業) (就労継続支援B型事業) | 松江市山代町934-10 30 44 6 30 | S53.01.04 | 24,054.51 | 56.55 131.37 | 木造合金外付鋼板葺平家建 木造合金外付鋼板葺平家建 |
| 障害福祉サービス事業 | (短期入所事業) | 松江市山代町934-10 2 | H15.04.01 | | | 鉄骨造陸屋根・合金外付鋼板葺2階 |
| 障害者・児相談支援事業 | ねくすと | 松江市山代町934-10 一 | H26.02.01 | | | 鉄骨造合金外付鋼板葺2階建 |
| 障害福祉サービス事業 | ワーカーセンターモ根 | 松江市矢田町250-110 40 | S55.04.01 | 5,495.08 | 24.30 | 鉄骨造合金外付鋼板葺平屋建 |
| 障害者支援施設 | 光洋の里 | 境港市渡町2480 70 | S61.06.01 | 9,704.96 | 2,814.47 | 鉄筋造陸屋根3階建 |
| | (施設入所支援事業) (生活介護事業) (短期入所事業) | 境港市渡町2480 70 5 | H09.04.01 | | | |
| 障害福祉サービス事業 | さざなみ | 境港市渡町2480 20 | H17.04.01 | | | 鉄筋造平家建 |
| 軽費老人ホームアハウス夢樂の郷 | の郷 | 松江市山代町933-9 70 | H04.06.01 | 10,307.15 | 5,421.60 | 鉄筋造陸屋根3階建・陸屋根4階建 |
| 特別養護老人ホーム詔光 | の里 | 松江市山代町934-5 (短期) | H12.01.01 | 5,080.35 | 3,138.80 | 鉄筋造陸屋根3階建 |
| 老人子イサービス事業 | さらめき | 松江市山代町934-5 10 | H12.01.01 | | | |
| 老人居宅介護等事業 | ねぎらい | 松江市山代町934-5 一 | H12.01.01 | | | |
| 障害者居宅介護等事業 | ねぎらい | 松江市山代町934-5 | H15.05.01 | | | |
| 居宅介護支援事業 | ナイス | 松江市山代町934-5 | H11.10.01 | | | |
| 訪問看護ステーション | 暖心 | 松江市山代町934-5 | H06.07.01 | | | |

運営事業一覧表

令和4年4月1日現在

| 施設種類 | 施設名 | 定員 | 所在地 | 開設年月日 | 敷地(m ²) | 床面積(m ²) | 構造 |
|-----------------|-----------|-----|------------------|-----------|---------------------|----------------------|---------------|
| 保育所 | しらゆり保育園 | 130 | 松江市大庭町135-1 | S42.04.05 | 6,487.33 | 1,623.00 | 鉄骨造陸屋根平家建 |
| / | しらゆり第2保育園 | 130 | 松江市西待田町336-5 | S47.04.01 | 2,553.58 | 1,431.40 | 鉄筋柱外-ト造二階建 |
| / | しらゆり第3保育園 | 130 | 松江市矢田町484-6 | S54.04.01 | 1,942.17 | 1,098.26 | 鉄筋柱外-ト造陸屋根2階建 |
| / | しらゆり千鳥保育園 | 130 | 松江市北田町133-3 (借地) | H11.04.01 | 1,682.26 | 1,011.21 | 鉄筋柱外-ト造陸屋根2階建 |
| 共同生活援助事業 互助館 | かかやぎ | 38 | | | | | |
| | (せせらぎ) | 6 | 松江市東津田町1324-1 | H16.10.01 | 2,426.76 | 158.99 | 木造丸-ト造平屋建 |
| | (あっぱれ) | 6 | 松江市東津田町1324-1 | H23.03.01 | | 158.99 | |
| | 3F(開花棟) | 7 | 松江市矢田町484-6 | H09.04.01 | | 158.99 | |
| | 4F(湧泉棟) | 7 | 松江市矢田町484-6 | H16.10.01 | | | |
| | 5F(桔梗棟) | 6 | 松江市矢田町484-6 | H14.10.01 | | | |
| | 計 | | | | 75,076.34 | 28,672.21 | |

令和4年度 泉の園 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権の保障と主体性の尊重。
 - ・一人ひとりが生きがいや活力を見出して自己実現を図れる環境の創出に努める。
- (2) 利用者個々のニーズに応じたサービスの提供。
 - ・多様な障害や課題を抱える個々の利用者に対応した個別支援計画を策定し、それに基づいて健康でかつ文化的な生活が出来るよう保障する。
 - ・利用者個々の二度とない人生を少しでもより良いものにするよう努める。
- (3) 地域の各町内や関連する専門機関との連携重視。
 - ・地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。
 - ・各種行事・交流による関係強化。他方面から広く受け入れられる施設環境作り。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 入所 90名
- (2) 職員体制 38名 (基準数 26名)
- (3) 年間行事計画 (別 表)
- (4) 施設等整備
 - ① 施設整備
 - ② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

重度・高齢化が継続している為、利用者の健康面を最優先に考え、利用者個々の体調把握を確実に行い、異状の早期発見、早期受診に繋げるとともに施設移行が必要な利用者への対応を進める。

新型コロナウィルスの変異型の発生が繰り返され、感染症対策には万全を期すよう務める。消毒液やマスク等の衛生用品の確保、適切な使用にも注意を払う。また、新園舎での生活ルールにも少しずつ慣れては来ているが、コロナ禍での外出等がままならない状況の中で、利用者と職員がコミュニケーションをとり、相互理解を深め、精神の安定十分に図る。

(1) 利用者の安定した確保に努める

介護の重度化した利用者に適切な介護施設への移転を図るとともに新規入所者を安定して確保することにより、定員充足率の安定化を高めるようにする。

(2) 行事等のコロナ禍での在り方の検討を図る

コロナ禍に於いて、面会・外出や外交的な交流もままならない状況下ではあるが、少しでも生活に変化のある催しを企画し、利用者の精神安定に向けて支援を行う。

(3) 新園舎の特性を鑑み、業務の在り方改善を図り、利用者の生活の質の向上、職員の業務負担の軽減に努める。

4. 利用者支援

(1) 基本方針

① 利用者個々のニーズに応じたサービスを提供する。

多様な障がいや課題に対応した個別支援計画を策定する。それに基づいて健康でかつ文化的な生活が出来るよう保障する。

ア 個別支援計画による個別支援

個人を尊重したサービスを第一とし、利用者の重度化・高齢化に伴い個々のケアに努め、健康管理と保持増進を図れるように支援する。
また、社会生活への意欲を持った取り組みを支援する。

イ 生活面のニーズ把握

a 利用者個々のケース記録及び傾聴員による聞き取り

記録により全職員が周知を図る。また、ケース会議、利用者支援計画会議により利用者支援の充実と向上に努める。

b 利用者の意見・要望…利用者と職員との語る会を実施。生活向上に向けた意見内容、また苦情等について協議し、都度改善を図る。(苦情解決委員会)

c 自立の意欲を持ち、社会参加に結びつける。

ウ 医療

毎日の生活支援による健康観察を重点に身体面・精神面の状況を把握し、医務との連携によって日々の各科受診対応を実施する。内科・精神科の定期嘱託医来診によって、健康に配慮する。

② 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。

一人ひとりが生き甲斐や活力を見出して自己実現を図れる環境の創出に努める。

自立支援の観点から、利用者の主体性を尊重し、園内の自立を促進して、ひいては社会人としての自覚と職業能力を身につけ、社会自立への意欲を促進する。

ア 日課・リハビリへの取り組み

イ プライバシーへの配慮

ウ クラブ活動への参加

エ 利用者の嗜好品購入等(自由目的外出を含む)に対して外出できる方は、土日、祝祭日等を利用して自主外出を行う。また、商店より毎月品物を持ってきて頂き、希望する利用者が利用。

身体の状況で外出できない方の必要品の買物は、職員が代行等する。

(2) 支援計画

① 生活支援

自主自立を目標に、朝夕の生活支援時間を十分に活用しながら、下記にあげる基本的生活習慣、社会的生活習慣を身に付けることができるよう、支援を行う。但し、利用者一人ひとりの能力に応じた支援を行

えるよう努める必要があるが、過支援によって、自立心を疎外しないよう、十分配慮する。また、利用者自身が豊かで明るく、楽しいと感じることができるよう、環境作りに努めながら支援を行う。

ア 基本的生活習慣

a 起床

- ・さわやかな起き方ができる。
- ・早く目が覚めても、周りの人たちの睡眠を妨げないよう、配慮できる。

b 洗面・歯磨き

- ・歯ブラシ等、洗面用具を適切に使える。
- ・洗面、歯磨きを習慣化して正しく行うことができる。
- ・うがいの際、他に迷惑をかけないように配慮できる。

c 体操

- ・ラジオ体操等、身体を動かすことは情緒の安定、健康維持増進につながることを理解し、自主的に参加ができる。

d 掃除

- ・清潔な環境を維持するための意識を持つことができる。
- ・自分たちの生活の場を、協力し合いながら掃除することができる。

e 食事

- ・食前の手洗い・うがい等、習慣化して行うことができる。
- ・マナーを守り、楽しく食事ができる。
- ・誤嚥に気をつけ、よく噛んで摂取できる。

*重度の方の介助方法や食事摂取量は的確に把握し、栄養面のみではなく、誤嚥防止に努めながら、支援に当たる。また、疾病などに応じての特別食（お粥、きざみ、糖尿病、高血圧、痛風等）は看護師、栄養士や介護職員等で連携を図り、支援する。

f 排泄

- ・トイレの清潔な使い方ができる。
- ・使用後の手洗い

*排泄は、健康のバロメーターである。個々の排泄感覚や能力（自立度）を把握した上で、個々の状態にあった支援を行う。

g 入浴

- ・適切に入浴ができる。
- ・安全に留意し、入浴ができる。

*麻痺のある方や重度の方であっても、自分で行うことを中心とする。しかし、転倒、浴槽内での溺れ、熱湯での火傷入浴中の発作等、常に危険が起こることを予測しながら事故防止に努め、安全で快適な入浴ができるよう、支援する。

h 着脱衣

- ・表裏、前後を区別し、ファスナー・ボタン等を使うことができる。

- ・時・場所・場面にあつた服装、寒暖・天候（季節）にあわせて服の調節をすることができる。

i 洗濯

- ・定期的に洗濯をし、常に清潔な衣類を着る習慣を身に付けることができる。

*洗濯が困難な方については、園として対応する。

j 就寝

- ・消灯後は周りの人たちの睡眠を妨げないよう、静かに休むことができる。

- ・戸の開閉は静かに行い、トイレに行く時には静かに歩く等、配慮ができる。

k 整理整頓

- ・整理整頓し、生活しやすい環境を作ることができる。

- ・名前をきちんと付けることができる。

l 基本支援の活用

- ・伝達事項をうまく理解することができる。

- ・出来る範囲で自ら健康チェックができる。

- ・身辺整理がきちんとできる。

- ・衛生面に気を配ることができる。

*職員朝礼で受けた、伝達すべき内容を利用者に分かりやすく説明し、一日の始まりにあたっての生活意欲の励ましに努めるよう支援する。

*昨晩からの利用者状況等を把握し、健康観察を行う。状況によって看護師との連絡を密にし、安全と健康に留意し、支援する。特に訴えの少ない人に配慮し、支援する。

*身辺処理、洗濯、整理整頓、身だしなみ等、きちんとできているか、また精神的に不安定な面はないか等、敏感にキャッチし、配慮した支援を行う。

イ 社会的生活習慣

a 規律

- ・社会集団の規律を守ることができます。

- ・日課や起床、就寝、食事、入浴など時間を守り、他に迷惑を掛けないように生活ができる。

- ・当番、自分の役割などをきちんと果たすことができる。

b 思いやり対人関係

- ・弱い立場の人を大切にできる。

- ・お互い協力し合って助け合うことができる。

- ・過ちを認め、直すことができる。

- ・相手を困らせる・迷惑・不快な思いをさせない。

- ・言葉、自己主張の度合いで、他人に嫌な思いをさせない。

- ・時には、人の過ちを快く許すことができる。

- ・集団の中で孤立せず、協調して生活ができる。

c 公共心

- ・自分の物や公共の物を大切にできる。
- ・人の物と自分の物を区別することができる。
- ・他人のものを借りる際は、きちんと相手の了解を得ることがで
きる。(極力避けることが望ましい)

d 意思交換

- ・質問に対して適切な応対ができる。
- ・簡単な要件を伝えることができる。
- ・時間帯等を考慮し、電話を使用することができる。
- ・手紙を使って自分の意思、意見を伝えることができる。
- ・友だち同士の世間話や雑談に参加できる。

e 礼儀

- ・場所や相手に応じた、気持ちのよい挨拶ができる。
- ・正しい言葉遣いができる。
- ・自他の部屋に入るとき、または出るとき、ノック、挨拶ができる。
- ・部屋に入る時、履物を揃えることができる。
- ・明るく、明瞭に人と接することができる。

f 積極性

- ・日課を自らすすんで行える。
- ・思っていることや気が付いたことを積極的に伝えることができる。
- ・進んで手伝いができる。
- ・行事、レクリエーションなどに積極的に参加できる。

g 自制、忍耐、協調

- ・わがままを押さえ、腹が立っても我慢をすることができます。
- ・自己の役割や、すべきことを最後までやり遂げることができます。
- ・友だちと仲良くできる。
- ・他の利用者の物を無断で使用することなく、生活ができる。

h 金銭管理

- ・貨幣の種類を理解し、金銭の計算ができる。
- ・無駄遣いをしないで、計画的に買い物ができる。

i 判断力

- ・事の分別がつく。
- ・物事を公平に見ることができる。
- ・時には、人の意見に流されず自己主張ができる。

j 健康管理

- ・具合の悪いとき訴えることができる。
- ・暴飲暴食せず、健康に対して注意を払える。
- ・適度に体を動かして健康に留意できる。

k 余暇

- ・休日を利用して、外出ができる。
 - ・趣味などを生かした有意義な余暇利用ができる。
- *職員は、個々の意見を尊重しながら、良きアドバイザーとな
るよう支援する。

l 外出・交通機関の利用

- ・身だしなみを整え、外出する準備ができる。
- ・交通ルールを守り、安全に気を配ることができる。
- ・乗り物を使用する際はマナーを守ることができる。
- ・無駄使いをせず、計画的に買い物ができる。
- ・賞味期限等を確認し、必要な量・数を考慮して買い物ができる。

*自分の意思で外出をするということは、社会自立するための手段として欠くことができない。一般社会に直接肌で触れ、対応できる能力（一般常識・園外行動・買い物・交通機関の利用・社会のルールの理解・状況にあった作法・言葉・身なり・危険への配慮等）を身に付けることができるよう、支援する。また、自主外出にあたっては、「いつ」「どこへ」「誰と」「何のために」出かけるのかを明確にし、約束事やマナーを守った上で、楽しく外出できるよう支援していくことも必要である。

*緊急時（予定を変更した時を含む）にどのように対応すべきかについても支援していく必要がある。

② 日課支援

身体状況、健康、精神面等に応じた日課場面を設定しながら、連携的な支援を行っていく。更に、生産物の販売や展示会等での出品は、地域社会に参加したいという自信につながる。

重度者に対しては、残存能力の減退防止のため機能回復諸訓練を行う。

精神不安定者にはカウンセリング、創作活動等を通じて支援を行う。編成は利用者個々の希望と作業能力を考慮し、以下の2チームに分けて支援を行う。

ア 作業訓練チーム

- 作業を通して、一人一人が生きていることの喜びを知る。
- 作業を通して、お互いに助け合うことの大切さを知る。
- 作業を通して、「集中」する態度を身に付ける。
- 作業を通して、仲間意識を育てながら働く喜びを知る。
- 作業を通して、残存能力の維持と向上を図る。
- 観葉植物の管理、花苗の育成・販売を通し、社会性の向上を目指す。
- 精神の安定と体力の維持向上を目指す。

イ 機能訓練チーム

- 活動を通して、一人一人が生きていることの喜びを知る。
- 健康の保持増進。
- 残存機能の回復。
- 相互扶助精神の育成。
- 基本的生活習慣の体得。
- 仲間作りの育成。
- 個々の趣味を生かして精神安定を図る。
- 無気力を解消し、自主性を育てる。

③ クラブ活動

利用者の希望を取り入れながら趣味・特技を充分に生かせるよう種類のクラブを編成し、職員を配置する。必要に応じて外部講師を配置し、より専門的に活動できるよう、配慮する。また、以下の事柄に配慮しながら、充実した時間の提供と意欲の向上、社会性の拡大を図る。

ア 運動クラブ

年齢にあった軽スポーツ等を行うことによって運動不足を解消する。また、可能な限り戸外に出て活動を行い、気分をリフレッシュする。

イ 生け花クラブ

四季折々の植物を生けることにより季節感を味わい、その楽しみを学び、利用者相互の親睦を図る。

ウ ゲームクラブ

テーブルゲームやTVゲーム、イントロクイズなど行う。楽しく参加する事でストレスを解消する。また、楽しい雰囲気で友達と過ごす。

エ 音楽クラブ

カラオケ、CD・DVDを聴く等して音楽に親しみ、懐かしい歌を思い出し、また新しい歌を知る。

④ 行事

利用者からの意見を十分取り入れ、誰もが参加しやすく、楽しめる行事を実施し、単調になりがちな施設生活に変化と潤いを与えることを目的とする。生活が充実することで、多くの人は他の事に対しても意欲を持ち、今までできなかったことができるようになる等、新たな効果が得られることがある。また、地域と交流することで、地域の方からアドバイスを受けるなど、積極的に地域に参加していくことで、社会へ自立するステップとなる。

*次に挙げる事柄の習得の場となるよう支援する。

- ・みんなと助け合う
- ・みんなと仲良く生活する
- ・自ら進んで参加・活動する
- ・けが、病気に気をつける
- ・元気で楽しく参加・活動できる
- ・方法を知る

ア 園内行事

a 開園記念式

開園記念日を祝うとともに、利用者の自主自立へ向けての意欲を高めるため、善行や努力が認められた利用者を賞する。

b 遠足

行く先々の風土、地場産業などを事前に調査し、知識をもとに学習する。また社会性を身につけ視野を広げながら、楽しく旅をす

る。

○ その他

季節に応じた会食やバイキングを行い、食事がより楽しいものとなるようにすると同時に、各種行事を通じて、利用者同士や職員との親睦を深める。

イ 地域交流流行事

a 矢田町・泉の園・しらゆり第3保育園合同夏祭り

矢田町、しらゆり第3保育園と合同で企画立案をし、矢田町の公民館、広場を使用して泉の園利用者、職員そして町民の方々・保育園関係者と協力して夏祭りを行い、地域住民としての責任と役割を自覚する。

b 福祉展

生き甲斐対策として行っているクラブ活動、余暇活動等から生れた作品を地域社会に発表し、泉の園を理解して頂くと共に地域の方々との交流を図る。

c 竹矢地区体育祭

竹矢地区の中でも、一つの自治会としてオープン参加し、地域交流を図る。

d 竹矢地区文化祭

毎年行われる、竹矢公民館主催の文化祭に作品を出展すると共に泉の園で育てた花苗などを販売する。

e その他

ひな祭り等、季節に応じた伝統文化を、地域の方との交流を深めながら共に作り、そして味わう。

⑤ 記録

ア 個人別記録

a 保管について

個人別の記録（以下「ケースファイル」とする）は、利用者の入所前の病歴、生活歴等が記録されたもの（福祉事務所調べ）と、入所後の生活状況について記録されたもの（以下「ケース記録」とする）が保管されており、支援向上において最も重要なものである。また、ケースファイルは、個人情報保護の観点から、その取り扱いと保管は別紙に定める「個人情報保護マニュアル」に基づいて慎重に行わなければならない。

b ケースファイルとケース記録の必要性

複数のケースを担当すると諸事実を混合する、大切なことを忘れるといったミスが起こり、そのケースの理解と支援に誤りを生じるので、正確に記録することが大切である。特に家庭状況など変化が生じた場合は適時記録の修正を行い、緊急時一目で全体が分かるように常に整理しておかねばならない。また、全職員が利用者個人に対して、統一した支援を行うために、記録は必要不可欠なものであるため、常に職員間で正しい記録を基に情報を共有しなければならない。

○ ケース記録の際の注意事項

記録にあたっては、事実に基づき、簡潔明瞭になるよう、努めなければならない。また、次の事項については、必ず記録しなければならない。

- ・生活支援の状況（基本的生活面・社会的生活面）と日課支援の状況
- ・個別支援計画に基づく状況
- ・年金や医療（日々の体調、受診や諸検査にかかるなどを含む）の状況
- ・親族、福祉事務所との連絡状況
- ・その他必要事項

イ 看護記録

保管と記録の要領注意点は、ケースファイルと同様であり、利用者の治療状況、生活環境、精神状況など前治療機関の紹介状、福祉事務所の調査書などをもとに健康面に配慮し、そして入所後の治療、受診、治療の結果、検査結果、精神面の変化などを記録し精神安定と健康維持に努める。

(3) 個別支援計画

① 個別支援の目的

福祉サービスの主体者は利用者自身であり、その福祉サービスは利用者個々の価値観を尊重して計画・提供される必要がある。従って、利用者自身の自己決定を行う機会を保障し、個人を尊重して、その能力に応じた「個別支援」を基本的な考え方とする。

ア 個別支援について

個別に支援を行っていく必要性を認識し、利用者一人ひとりの状況や能力について把握をしながら、独立した人格を持つ個人として理解するための手段として個別支援計画を実施する。

イ 実施方法

全国救護施設協議会が作成する「救護施設 個別支援計画書」を基に、利用者と居室担当職員の信頼関係の下、利用者の意向を盛り込み、居室グループ職員で検討しながら目標設定し、実施をする。

- ・上半期 (4~9月)
- ・下半期 (10~3月)

ウ モニタリング

支援目標に基づいて立てた支援計画に対して、どのようなサービス、支援を実際に提供し、その結果、ニーズがどの程度充足され、以後の対応をどう進めていくか、各グループで整理する。年2回上半期と下半期の終了月に行う。

(4) 親族との連携

利用者の精神的安定を保つ為には親族との密接な結びつきが欠かせないものであるが、実際には高齢化が進み親族等がいない方達も大変多くなっている事と、とかく親族と疎遠になりがちな利用者へのより良い支援において、親族、施設が車の両輪となる連携で支援しなけ

ればならない。このため、園内の諸行事を通じて親族への呼びかけを積極的に行い、あらゆる機会をとらえて少しでも触れ合いが持てるよう働き掛ける。

- ① 園だよりを定期的に親族に送り、施設の状況を知ってもらう。
- ② 近況報告を定期的に親族へ送り、利用者の状況を知ってもらう。
- ③ 利用者の状況に応じて、普段面会のない人へも面会を依頼し、精神安定に努める。
- ④ 夏季・冬季の家庭実習を計画的に実施し、わずかの期間ではあるが親族との家庭的な雰囲気を味わい、絆がもてるようにする。

(5) 地域社会との連携

福祉施策が施設福祉から在宅福祉へと移行した中で、地域福祉に対する施設の役割はきわめて重要となってきた。施設利用者も地域住民の一人であるという認識に基づき、日常生活の中から、余暇活動、各種交流会等あらゆる機会を通して地域との交流を深め、理解と協力を求めると共に施設の物的及び人的資源を広く地域に解放する。

(交流事業)

- ① 地域、関係機関、各種団体等との交流会
- ② 地域主催（共催）による各種行事への参加
- ③ 火災予防運動広報活動
- ④ 施設内活動への地域住民の参加
- ⑤ しらゆり誌、園だより等の配布による広報文書活動
- ⑥ 学校、保育園等との交流
- ⑦ ボランティア、実習生などの積極的受け入れ
- ⑧ 介護教室
- ⑨ その他

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

利用者の大半が眼瞼痙攣の服薬者であり、夜中に火災が発生するようなことになれば大変な事態になりかねない。絶対に火災を起こさないことを大前提に、職員・利用者が防火に対する自覚を持ち、知識の習得と日頃の訓練を十分に行うことが重要な課題となる。また、土砂災害や原子力事故などを想定し、防災における取り組みとして次のような内容に重点をおき実施している。

① 消防署との連携

スプリンクラー、非常通報装置については整備され、避難訓練（昼夜制・夜間体制）は消防署に事前に届出を行い、実施している。また、施設における消防用設備の操作など具体的取り扱いは職員研修によって職員全体に周知徹底を図る。総合防災訓練においては、消防署、消防団及び職員並びに利用者が合同で避難訓練・救助訓練・放水訓練・消火訓練等を実施し、施設・地域全体の防火に対する意識の向上を図っている。実施後、結果の報告会を行うことにより、利用者の安全について専門的な指導・助言を受けられるよう努めている。

安全対策に最善の対応が出来るよう常に消防署、地区消防団との連携

を密にし、防火への取り組みに努める。

② 消防設備点検

自動火災報知設備・スプリンクラー設備・非常通報設備・消火器・屋内消火栓・誘導灯及び誘導標識・防火扉設備・避難器具などの定期的な専門業者による保守点検と毎月の自主点検を実施している。

③ 非常通報体制

当園職員の非常通報体制はもちろん、さらに市内に所在する法人内の施設全体の通報体制により協力を得る。以上の内容に特に重点をおいて取り組むことによって、施設利用者の安心できる生活の場が保たれるよう努める。

④ 火災予防運動広報活動

春秋に行われる全国火災予防運動の期間中、職員と利用者が広報車に同乗して地域への火災予防広報活動を実施し、地域住民への防火への意識を高める活動を行っている。今後も常に防火・消防の基本を忘れず、消防署との連携を密にして対策を徹底する事により、火災及び、その他の災害による人的及び物的被害を予防するよう努める。

(2) 建物・設備管理

① 電気関係

使用器具・配線コードの点検、照明器具の点検と清掃などによって、漏電防止に努めると共に、専門業者による定期的な保守点検の実施をする。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

職員健康診断 年1回（夜間業務従事者は2回）

(2) 検便実施予定

厨房職員は毎月検便とO—157検査、年4回ノロウイルス検査を実施する。

(3) 利用者保健衛生

高齢化や障がいの重度重複化、或いは長期在所によって、自己の健康管理を苦手とする利用者が多くなっている。一人ひとりの健康状態を常に把握し、基本支援の時間を活用して、健康の維持増進に努める。

肥満対策、高齢に伴う諸疾病については、職員会議、ケース会議等で充分検討し、栄養士、看護師との連携を密にして、食事、運動療法等によって適切な対策を講ずる。

重度化、高齢化に対処するため看護師3名を配置し、精神科嘱託医、内科嘱託医と連携を密にし、定期的な往診によって利用者の健康管理に配慮する。定期的な諸検査については、年間健康管理に基づき、成人病検査など嘱託医及び医療機関の協力を得て実施する。

① 傾聴業務委託による情緒面の支援

精神疾患を抱える人が多いため、精神の安定を図ることが重要で、常時、職員のカウンセリングを受けられる態勢を作っているが、さらに月1回は外部の方に傾聴業務を委託することで、利用者の精神安定に努める。

② 基本支援等による日々の健康観察

所定の健康観察・健康記録用紙を用いて、毎日の利用者の体調を把握する。状況によって検温、血圧測定、その他の処置を行い、場合によっては病院受診をし、健康面に最善の配慮をする。特に精神面において十分に観察を行う。

特に重度の方においては、一日を通じてのスキンシップに留まらず、入浴介助時に身体状況、湿疹、けが等、よく観察し、早期発見に努める。

7. 給食の状況

食事は、人間にとて一番魅力と興味があるため、安心・安全な提供に努める。支援者としては心身に障がいの多い利用者の個々の健康状態を十分に把握した上で体質や疾病、運動量などを考慮し、それに見合った栄養摂取が出来るよう配慮する。重度高齢化に伴い、個々人に応じた食事形態が増えている。事故に繋がらないように細心の注意をして対応する。また集団生活の中であっても、家庭的料理となるよう工夫し、楽しい食環境に努める。

(1) 献立

- ① 常に材料は新鮮な物を確保する。
- ② 季節の食材を取り入れるよう配慮する。
- ③ 変化に富んだ献立となるよう嗜好調査（年2回）、残食調査（毎食後）、利用者との懇話会（毎月）等によって状況把握と意見を常に取り入れ、偏食が減るよう支援する。
- ④ 健康状態に応じ、個々の適量、成人病食（減塩食等）、重度者食（ミキサー食、刻み食等）を提供し健康と安全に配慮する。
- ⑤ 食事は豊かな人間関係を作る上で和やかで楽しく食べやすい環境とする。また一定時間内でのフリータイムにして食堂に入った方から食事を摂り、終了した方から片付けをする。
- ⑥ 検食者は検食簿に記入し、内容について都度の確認と検討によって健康と安全かつ美味しい食事作りに反映させていく。
- ⑦ 毎月の誕生会食は、誕生日の方の嗜好を考慮した献立とし、誕生日の仲間で会食を共にする。
- ⑧ 季節感のある食事を提供する。
- ⑨ 食事時間

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 17時30分～

(2) 食品の衛生管理

- ① 調理従事者は手指の消毒を徹底する。
- ② 白衣は毎日取替え清潔な物を使用する。
- ③ 自己の健康管理には責任を持つ。
- ④ 異物混入がないように器具の点検等細心の注意を払う。

(3) 給食の衛生管理

- ① 調理した物は衛生面に気を付け、食べるまでの時間短縮に努める。

- ② 行事などの時は内部の食事だけでなく、外部からの食事を取り入れ変化を持たせるが、調理時間などの確認を厳格にする。

(4) 廉房の衛生管理

- ① 衛生管理マニュアルに沿って業務する。
- ② 清掃、消毒は毎日行う。
- ③ 定期的に害虫駆除を行う。

8. 職員研鑽

(1) 健康管理

労働安全衛生法に定める深夜業務従事者健康診断（5月）、定期健康診断を実施する（12月）

(2) 諸会議

利用者支援向上と効率的な施設運営を図るために次の諸会議を計画的に実施する。

① 幹部会議

毎月1回、施設長が召集し、施設運営、管理面、支援面における円滑な運営を行うことを目的とする。

② 職員会議

毎月1回、施設長が召集し、利用者支援における連絡調整と行事等の検討を行い利用者支援の一貫性と向上を目的とする。

③ ケース会議

毎月1回、ケース議題において、利用者の生活面・日課面・医療面給食面等の検討を行い、支援の一貫性と向上を目的とする。また諸問題に応じて都度のケース会議を行い利用者支援に努める。

④ 利用者支援計画会議

毎月1回、施設長が召集し、利用者の支援内容の向上を目的とし、根本的な方針についての検討を行う。

⑤ 業務改善検討委員会

施設長が、年1回以上、職員から業務全般について改善案を求め、検討することによって施設の向上を図ることを目的とする。

⑥ 職員研修会

職員の資質の向上と質の高いサービスの提供がなされる事を目的とする。

⑦ リスクマネジメント検討委員会

日常生活の中でのヒヤリ・ハットやトラブル、或いは諸事故等に対して利用者の安全な生活が確保されるよう応急的又は継続的な処置や改善策を検討することを目的とする。

⑧ 感染症予防対策委員会

施設内における感染性疾患の予防と発生した場合の対策について検討し利用者・職員に周知することを目的とする。

⑨ 虐待防止対策委員会

施設内における各種の虐待行為を未然に防止すると同時に、実際に発生

が予想された場合の対策等を検討する。

虐待防止に関する職員セルフチェックの活用。

⑩ 身体拘束防止対策委員会

施設内において止むを得ず一時的に身体拘束を実行せざるを得ない場合に、その方法等を検討する。

⑪ 褥瘡予防対策委員会

施設内において決して褥瘡が発生しないよう注意深く健康チェックをすると同時に、不幸にして褥瘡が発生した利用者への処置と対策を講じる。

⑫ 苦情解決委員会

利用者からの、或いは来園者や地域住民からの各種の意見・要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実な態度でもって内容を正確に把握・分析し、解決策を検討し対応するものである。施設が提供するサービスに対する利用者等の満足感を高める事、そして利用者個人の権利を擁護するとともに、サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

⑬ 職場内外研修委員会

通常の職員研修会と合わせ、職員個々の資質向上のために必要とされる内外の研修計画を検討する。

⑭ 個別支援計画向上委員会

施設利用者個々の支援に必要な計画（個別支援計画）の書式の見直し検討をすると同時に、各種の支援上に求められる計画の充実について検討する。

⑮ 利用者との懇話会

・利用者と職員との語る会

施設運営（行事を含む）や設備環境改善などについて、各日課で意見を取りまとめ2名ずつの代表者が職員と直接意見交換を行う。

・給食懇話会

給食や食事全般について、希望利用者が直接栄養士と意見交換を行う。

⑯ 防災懇話会

毎年、総合防災訓練を松江市南消防署、竹矢地区消防団の協力を得て実施し、実施後、協力頂いた方々と全職員で懇話会を開き、訓練の講評、今後の対策について助言を受けると共に諸問題について話し合い、今後の防火の目標とする。

(3) 研修

① 内部研修

ア 各月職員研修会（テーマ 個人設定）

イ 普通救命講習

ウ 人権研修会

エ 個別支援計画研修会

② 外部研修

ア 全国救護施設研究協議大会

イ 中国・四国地区救護施設研究協議大会

- ウ 島根県救護施設協議会職員研修会
- エ 救護施設福祉サービス研修会
- オ 中四国救護施設職員研修会
- カ 島根県民間入所福祉施設従事者の集い
- キ その他

(4) 研究実践

- ① テーマ
 - ア ヒヤリ・ハット検討
 - イ 業務改善検討

② 実践方法

業務改善、ヒヤリ・ハットを事例報告し、それに対する予防・改善を講じる実践討議を重ね、各種の安全と改善を図る。

9. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

10. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

令和4年度 年間行事計画書

泉の園

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--|-----|--|
| 4月 | 利用者役員任命式 誕生会 非常通報訓練 | 10月 | 誕生会 福祉展 |
| 5月 | 誕生会 利用者遠足(春) 避難訓練(夜間) | 11月 | 誕生会 竹矢地区文化祭 総合防災訓練 秋の火災予防運動広報活動 |
| 6月 | 誕生会 | 12月 | 誕生会 年末感謝祭 冬季家庭実習 |
| 7月 | 誕生会 避難訓練(地震・土砂災害) | 1月 | 誕生会 書初め かるた会 新年祝賀会 |
| 8月 | 誕生会 合同夏祭り(矢田地区) 夏季家庭実習 納涼会 | 2月 | 誕生会 |
| 9月 | 誕生会 竹矢地区体育祭 避難訓練(屋間火災) 利用者遠足(秋) | 3月 | 誕生会 春の火災予防運動広報活動 雛祭り交流会 |

令和4年度 光洋の里 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
一人ひとりが安全、安心、快適にその人らしい自立した生活を送られるよう支援する。
- (2) 利用者の潜在的な可能性を追求する。
専門的な知識と技術と価値観をもって良質なサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 施設入所 70名
 生活介護 70名
 短期入所 5名
 日中一時支援（境港市） 2～3名
- (2) 職員体制 65名（基準数 61名）
- (3) 年間行事計画 （別 表）
- (4) 施設等整備
 - ① 施設整備
 - ア 居室壁修繕
 - ② 設備整備
 - ア 食器洗浄機（更新）
 - イ 居室エアコン（2）（更新）

3. 本年度の重点目標

- (1) 社会福祉法人制度改革についての周知及び取り組みについての検討
地域における公益的な取り組み、社会貢献について模索し、障害者の日常生活及び社会生活において制度として対応できないニーズや楽しみの部分について、課題を明確に取り組む。
- (2) 職員の資質・技術の向上
高齢化・重度化の進行に伴い介護に対する専門性がより必要となってくる。ケアガイドラインの活用により、常時介護を必要とする障害者への支援を行う障害者支援施設における具体的な支援内容の確認、及びサービスの質の向上に取り組む。
- (3) 障害児・者や家族が安心して暮らせるやさしいまちづくりへの貢献
相談支援事業者と連携しサービス等利用計画をもとに、介護をするご家族の休息や就労を支援していく。
また、障害の種別にも配慮し、ご本人が快適に、ご家族が安心して託すことのできる体制の整備に努める。
- (4) 虐待防止への取り組み

（光洋の里）

施設内における接遇や支援内容を検証し、利用者の人権の擁護に積極的に取り組む。利用者の意思を尊重し本人の意向に沿った支援を行うとともに、個人の尊厳を守る。

(5) 感染症への対応

各種感染症に対する知識を繰り返し研修し、各現場においてマニュアルに沿った作業に努め、感染症の発症・拡大を防止する。

特に新型コロナウイルス感染症については、周囲の状況を把握し、施設に持ち込まない事を大前提としながらも、利用者が閉塞的な気持ちを持つことのない様配慮していく。

4. 利用者支援

(1) 基本方針

- ① 利用者の基本的な人権を守り、施設にあっても常に地域の情報を提供し、社会の一員であることが自覚できるような支援を行う。また、地域生活移行のニーズに対しては、積極的にそれを支援する。
- ② 日中活動として、創作活動・アクティビティ・行事等を積極的に企画し、生きがいのある生活を提供できるよう支援する。
- ③ 介護は、相手の気持ちを理解し、自尊心を傷付けることのないよう、基本を大切にし、明るく丁寧な対応を心掛ける。
- ④ 地域への広がりは、小学校、中学校等との交流を中心に、諸団体よりボランティアの受け入れ、各種専門学校実習生の受け入れ、地域の諸行事等への参加を行なうことにより地域との連携を図る。

(2) 支援の計画

施設が提供するサービスは、すべて個別支援計画書に基づいて実行される。この計画は、的確なアセスメントによって、利用者個々の状況やニーズを明確にした上で、各部門の専門職が連携して作成しなければならない。

- ① 介護（食事、排尿、更衣、体換、入浴、清拭、オシメ交換）
障害は利用者個々によってそれぞれに特性がある。その特性をよく理解し、それにあった介護技術を持って対応することが大切である。
- ② リハビリテーション
生活の質を保つために、専門的視点によるアドバイスを受けながら、自らの目標設定によるプログラムに従って機能訓練が継続できるように、側面から支援する。
- ③ 日中活動

| 名 称 | 内 容 |
|-----|---|
| 映 画 | 映画鑑賞を中心に、ハンドマッサージも行い心和む時間を過ごす。 |
| 華 道 | ボランティアの先生の指導のもと、生活に潤いが持てるような活動を行う、施設に作品を展示することにより、よい雰囲気づくりにも貢献する。 |
| 書 道 | 担当職員の指導のもと、展示会等にも積極的に出展をする。 施設内のよい雰囲気づくりにも貢献する。 |

(光洋の里)

| | |
|------------------|--|
| 将棋・オセロ | 将棋・オセロ等を通じ、入所者相互の親睦を図ると共に、ご利用者同士の対戦を通して交流を図る。 |
| 囲碁 | |
| 散歩 | 主に重度の障害者を対象に、散策等を通して生活に変化とはりを持たせる。 |
| カラオケ | 通信カラオケを使用し、自らが選曲した曲を、それぞれ熱唱され、気持ちの良い時間を過ごす。 |
| 雀 | |
| 手芸 | 利用者同士、時には職員も加わり、対戦等行う。里まつり等には作品の展示も行い、生活に潤いが持てるような活動を行う。 |
| 足湯 | リラックスした雰囲気のなかで、マッサージ等を行う。足先の血行促進、及び健康管理を行い、ゆったりとした時を過ごす。 |
| レクリエーション | 風船バレー・ボウリングなど残存機能を生かした活動で、リフレッシュする。 |
| ゲーム | テレビゲーム等を活用し、数名の利用者で対戦し、スポーツの仮想体験を通して、充実した時間を過ごす。 |
| DAM 体操 (口腔体操) | 通信カラオケのプログラムを使用し、懐かしいメロディーに合わせ、出来る範囲でリズミカルに体操を行う。 |
| 創作 | 施設内での四季を感じることが出来るように、季節ごとの、展示作品を作成する。 |
| 園芸 | 季節ごとの花々・野菜等をプランターに植え、水やり等行い、収穫等楽しむ。 |
| ハンドマッサージ | 主に自ら訴えが困難な利用者に対し、リラックスした雰囲気の中で、アロマ・オイル等を使用しマッサージを行う。 |
| 美容 | ネイルやフェイスパックなど施行し、気分転換をはかる。 |

④行事

利用者の主体性を重んじ、意見を尊重しながら、生活に活気と潤いが生まれるように計画する。感染症予防に配慮した上で、親族・地域等との関係がますます良いものとなるように実施する。

| 実施月 | 行事名 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 4月 | 花うらら会 | 各部署の協力を得、天候が良ければ、中庭において花見会食等を実施する。 |
| 6月 | 里まつり | 各部署の協力を得、模擬店催し物、作品展示等を行うとともに地域との交流を図る。 |
| | 春の外出 | 利用者の希望を聞き、体力、障害状況にあわせた希望地の設定をする。 |
| | 境港市福祉ふれあい祭 | 利用者の作品展示に参加し、他事業所の作品を見学する。 |
| 9月 | 納涼祭 | 夏の夜を花火やかき氷等で楽しむ |
| 10月 | 運動会 | 各部署の協力を得、利用者の体力、技 |

(光洋の里)

| | | |
|-----|-----------|--|
| | 秋の外出 | 能に合わせた競技を行う。 利用者の希望を聞き、利用者の体力、障害状況にあわせた希望地の設定をする。 |
| 12月 | クリスマス・忘年会 | 各部署の協力を得、ご利用者同士、楽しく親睦を図る。 |
| 1月 | 新年互礼会 | 食堂にて宮司様による御祓いを受ける。 |
| 2月 | 節分豆まき | 豆まきを行い、一年間無事に過ごせるよう願う。 |

(3) 支援上の評価

利用者の快適な施設生活を確保するためには、個別ニーズの把握と個別援助の充実が大切である。

支援の向上、自立生活、リハビリ、日中活動等の個別目標を樹立しなければならない。

① 生活状況の記録

介護、助言、相談、活動、家族環境などの実態を具体的で詳細な記録をしていく。パソコンシステムを使って記録をする。

② 支援計画の見直し（モニタリング）

個別支援計画の目標の継続、見直しについては日々の記録を分析し、担当者会議を開き、半年に1回以上（リハビリについては3ヶ月）評価し、検討を行う。

③ 支援集約

利用者の個別記録をまとめデータ化し、的確な支援に活用する。

(4) 家族との連携

利用者のより良い支援、あるいは精神的安定を図る上において、家族との密接な関係はとても大切なことである。しかし昨今の感染症に配慮した対応では、より細やかな家族との連携が重要となっている。

① 帰省

利用者と家族とのつながりを密にするため、5月の連休、お盆、正月等には利用者の希望により帰省を行なっている。

帰省できない入所者の家庭に対しては、近況報告と共に面会についての依頼文を郵送する。

② 里だより

施設であった出来事等を年間4回、編集委員が「里だより」として編集をし、利用者の家庭及び関係各所に郵送する。

③ 行事

花見会、里まつり、運動会、忘年会等行事への参加を家族に対して書面等で呼びかける。感染症対応のために親族参加ができない場合は写真等で行事の様子をお知らせする。

(5) 地域社会との連携

地域に根ざした施設を作るため、地域住民の理解と協力が必要である。

（光洋の里）

そのためには、日頃から積極的に交流を図る努力が必要である。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症に配慮した対応とする。

① 地域への広報誌の配布

公民館、自治会、学校、ボランティアグループ、利用者出身市町村等に「里だより」等を配布する。

② 地域行事への参加及び交流

他施設の福祉展、小中学校の運動会・文化祭、ふれあい集会、公民館祭り、地区運動会、とんど行事等感染状況を踏まえた上で参加を検討しながら、理解と交流を図る。

③ 施設内行事への参加促進

地域に対して、施設で行う行事への参加は、感染状況を踏まえた上で働きかける。

④ 施設の開放

小中学生の施設体験学習、教員の施設体験実習、一般の施設体験実習、福祉専門学校生の施設実習等を受け入れることにより、社会に寄与すると共に、理解を得る。

⑤ ボランティアの受け入れ

県社協主催ボランティア実習、境港市主催のボランティア実習、境港赤十字奉仕団、家庭倫理の会境港、天理教、おしゃべりたんぽぽ、レコードコンサート、小学校、中学校、高校その他各種のボランティアを受け入れることにより、相互理解を深める。

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

① 災害体制

ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、未然防止及び軽減を図る。

イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる。(緊急連絡網を作成)

② 予防訓練指導

ア 避難訓練

年2回実施、その内夜間を想定した訓練は1回。

イ 消火訓練

年2回実施、その内夜間を想定した訓練は1回。

ウ 通報訓練

年1回実施、その内夜間を想定した訓練は1回。

エ 非常連絡網・洪水(津波)・地震を想定した訓練など

年1回実施

オ 消防用設備の自主点検

防火管理者において定期的に実施。

カ 火元責任者

それぞれの持ち場を明確にし、火元管理の任にあたる。

キ 自衛消防隊

火災等災害発生時に被害を最小限に食い止めるため、自衛消防隊を

(光洋の里)

設置する。

ク 放射能防護対策システムを活用した訓練

年 1 回実施

③ 消防署指導・消防計画届け出

ア 防火管理体制マニュアルを作成する。

イ 年に1度消防署の指導を受け、消防計画を届け出る。

④ 応急手当講習

年 1 回実施

(2~3 年に 1 回は普通救命講習Ⅰを実施 修了証取得)

(2) 建物・設備管理

電気・給水・ボイラー等設備の保守および建物修繕を業者契約により定期的に実施する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

産業医による定期巡視(毎月)

職員健康診断(11月) 夜勤従事職員健康診断(5月)

(2) 検便実施予定

給食担当者は毎月検便とO-157検査とノロウイルス検査を実施する。

(3) ストレスチェックの実施(10月頃 島根県保健事業団に依頼)

(4) 利用者の保健衛生

利用者の殆どが、身体の機能障害のみではなく、いろいろな合併症を併発しているか、併発しやすい状況にある。また高齢化に伴い、合併症の重度化や突然死の危険性もある。

さらに機能低下、集団生活等々色々なストレスにより、精神的に不安定となりやすいため、心身の健康管理に重点を置き、疾病の予防、異常の早期発見に努める。

施設内感染の予防にも重点を置き、情報交換をすることにより一人ひとりが予防の必要性を理解し、対応をする。

① 診察その他

嘱託医来診(村上内科クリニック) 週1回

体重測定・血圧測定 月1回

検尿 年2回

血液検査・胸部レントゲン・心電図 年1回

その他定期受診の指示がある者、異常が認められる者は、適時受診を行う。

7. 給食の状況

利用者の年齢・健康・食欲・嗜好を考慮し、又季節感があるバラエティーに富んだ食事、家庭的な雰囲気の中で、食事がとれるように配慮をする。

そのために利用者との意見交換、アンケート調査等の実施を行う。

(1) 献立

① 入所者の身体状況に合わせた調理への配慮。

(光洋の里)

嚥下・咀嚼機能障害等がある入所者についてはキザミ食、ミキサー食等を提供する。又健康状態によりお粥、キザミ食等に即時対応が出来るようとする。

② 食事が適温で食べられるような配慮。

温冷配膳車使用については利用者を交え検討を行う。盛り付け時間の調整、蓋等の活用。

③ 月1回利用者と話し合いを行い、希望に沿った献立を提供する。

④ 行事食や選択・バイキング食等、郷土料理等を取り入れ、バラエティーに富んだ食事となるようにする。

⑤ 摂取量は生活活動強度1（軽）の数値の8割を基準とする。

(2) 檢食

検食結果を記録し、残食結果を献立作成に活用する。

(3) その他

利用者の身体状況に応じた自助具の活用。

改良スプーン、フォーク、滑り止めトレー・マット等を活用し自立を図る。

8. 職員研鑽

(1) 諸会議

① 幹部会議

理事長の出席を願い、施設長が各担当責任者を召集し、施設の運営について協議する。

構成 理事長、施設長、課長、係長、主任、看護師、栄養士
機能訓練士

② 職員会議

施設長が召集し、施設全体の連絡調整と円滑な業務の推進を図る。

構成 全職員

③ ケース会議

施設長が召集し、利用者にとってより快適な援助が受けられるように意見交換と意思統一を図る。

構成 全職員

④ 棟会議

棟リーダーが召集し、A・B棟の支援に関する問題点等について話し合い、利用者のより良い施設生活について検討する。

内容については、ケース会議にて報告する。

構成 係長、主任、支援員、機能訓練士

⑤ 廉房との話し合い（献立会議）

入所利用者の意見が出来得る限り給食に反映されるように、利用者代表と栄養士あるいは調理員と意見交換をする。

構成 栄養士、調理員、利用者その他必要とする職員

⑥ リスクマネジメント検討会議

施設長が召集し、ヒヤリ・ハットおよび事故事例について施設方針等踏まえ、早急に対応し実施する機関である。

構成 施設長、課長、係長、主任、機能訓練士、看護師

（光洋の里）

- ⑦ ケアプラン会議
サービス管理責任者が召集し、個別支援計画のモニタリング時期に随時開催し、計画の見直しや確認を行う。
構成 全職員
- ⑧ リハビリテーションカンファレンス
機能訓練士が召集し、リハビリテーションマネジメントにおける、アセスメント、プラン、モニタリング等について検討する。
構成 全職員
- ⑨ 虐待防止委員会・身体的拘束適正化委員会
該当事例発生時のみならず、定期的（毎月）にその対応について検討し、他の職員に周知徹底し、人権意識の再確認を行う。
構成 施設長、課長、係長、主任、機能訓練士、看護師
- ⑩ 安全衛生委員会
産業医の訪問日に、施設内の労働環境・職員の健康状態の把握、改善に向けての検討を行う。
構成 産業医、施設長、衛生管理者、看護師、支援員
さざなみサービス管理責任者
- ⑪ 感染症対策委員会
感染症について施設内の環境や対策・改善についての検討を行う。
構成 施設長、課長、係長、主任、看護師
- ⑫ その他
利用者との話し合い
よりよい施設づくり検討会
施設長、係長、主任、支援員との話し合いを持つことにより、諸課題の解決と共通理解を深める。と共に利用者と職員の交流を深める。
構成 施設長、係長、主任、支援員、利用者

（2）研修

利用者の生活の質の向上、あるいは障害の多様化に対応するためには、内外の研修会に積極的に参加をする。そして、専門知識・技術を習得すると共に、福祉の動向を理解する。

- ① 内部研修
- ア マニュアル読み合わせ勉強会
 - イ 新入職員研修会
 - ウ 研修参加報告会（全療協、中四国療協その他の研修会）
 - エ 救急蘇生法・感染症対策に関する研修会
 - オ 虐待防止研修会等
- ② 外部研修（コロナ感染症の状況に応じて zoom 研修）
- ア 全国身体障害者施設協議会 研究大会
 - イ 鳥取県身体障害者福祉施設協議会生活・職業指導部会
 - ウ 鳥取県身体障害者福祉施設協議会給食部会
 - エ 鳥取県身体障害者福祉施設協議会保健衛生部会
 - オ 中・四国身体障害者施設職員研修大会
 - カ 全国身体障害者施設協議会経営セミナー

（光洋の里）

- キ 中・四国支援職員研修会
- ク 身障協・職員スキルアップ研修会
- ケ その他

(3) 研究実践

① テーマ

利用者の満足度を高める支援の方法について

② 実践方法

グループ毎に利用者の不満の所在を明確にし、課題解決を図りながら満足度を高める方法を探る。

9. 個人情報保護

法人個人情報管理規程に基づく、利用者の個人情報保護に努める。

10. 苦情解決

法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応を心掛ける。

また、苦情の内容は、広報誌に掲載するとともに、園内の掲示板に貼り出し公表する。

令和4年度 年間行事計画書

光 洋 の 里

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--|-----|--|
| 4月 | 春うらら会 | 10月 | 運動会 秋の外出 天理教ボランティア YMCA 米子医療福祉専門学校実習 |
| 5月 | 春の外出 天理教ボランティア 小学校との交流会 渡地区市民運動会 中学校職場体験学習 YMCA 米子医療福祉専門学校実習 | 11月 | 秋の外出 中学校文化祭 天理教ボランティア YMCA 米子医療福祉専門学校実習 |
| 6月 | 光洋の里・里まつり 天理教ボランティア 春の外出 小学校との交流会 YMCA 米子医療福祉専門学校実習 天理教ボランティア 島根総合福祉専門学校実習 | 12月 | クリスマス・忘年会 餅つき大会 介護等の体験実習 |
| 7月 | 天理教ボランティア 境港総合技術高等学校実習 | 1月 | 新年会 新年互礼会 渡19区とんど行事 初詣 |
| 8月 | 鳥取県ボランティア活動体験学習 境港市福祉教育実践事業（施設実習） YMCA 米子医療福祉専門学校実習 | 2月 | 節分豆まき 天理教ボランティア |
| 9月 | 納涼祭 中学校運動会 小学校運動会 天理教ボランティア | 3月 | |

*家庭倫理の会、レコードコンサートボランティア 毎月実施（感染症の状況にて都度検討）

*森プロカット、おしゃべりたんぽぽボランティア 各月実施（感染症の状況にて都度検討）

*地域との交流については、感染症の状況により要検討

(光洋の里)

令和4年度 さざなみ 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
- (2) 利用者の潜在的な可能性を追求する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 生活介護 20名
- (2) 利用日時 月曜日から土曜日（12月30日から1月3日までを除く）
9:00～17:00
- (3) 職員体制 12名（基準数 11名）
- (4) 年間行事計画 （別 表）
- (5) 施設等整備
 - ① 施設整備 通常整備
 - ② 設備整備
ア 公用車更新

3. 本年度の重点目標

- (1) 障害者総合支援法に基づいた適正、且つ、個別な生活介護サービスを個別支援計画に基づき提供することに努める。
- (2) 利用者の様々な可能性を信じ、既成概念に捉われることなく、創作活動やレクリエーション、及び機能訓練を通して自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上、健康に努める。
- (3) 常に誠意をもち、個々の利用者本意の質の高いサービスが提供できるよう研鑽に励み、専門性の資質向上のため、資格取得等に挑戦し、クオリティーの高い支援に努める。
- (4) 複数の福祉サービス事業所利用者に対し、常に情報を共有し協力し合い、一丸となった質の高い支援に努める。
- (5) 知的障害者や精神障害者、及び強度行動障害者等の利用が見込まれるものと思われる。よって支援に対し、スキルアップと環境整備に努める。
- (6) 医療的な支援及び急変しかねない利用者、難病のある方の利用者に対して緊急マニュアルに基づき安心を提供し、新型コロナウイルスをはじめとする感染症については、周囲の状況を把握し、事業所に持ち込まない事を大前提としながら、安全に利用できる事業所となる様努める。
- (7) 放射能汚染事故等有事の際は、避難マニュアルに沿い努める。

4. 利用者支援

(1) 基本方針

利用者に対し、適切且つ、個別な生活介護を提供する。

- ① 利用者の生活状況や家族状況、健康状況を的確に把握し、個別の生活介護支援計画を作成する。

- ② 昼食は健康維持などを考慮した栄養士によるメニューを立てると共に、毎日楽しみな食事となるよう指導助言を行う。
- ③ 緊急時は、医療機関、家族、職員などへの連絡が迅速に図れるように努め、且つ、大きな自然災害時は、避難場所への安全な誘導と連絡を密にする。
- ④ 日中活動として、リハビリ訓練、創作活動、季節行事や外出行事等を積極的に取り入れ、個別に応じた生きがいと楽しみのあるサービスを提供する。
- ⑤ 適切なサービスを個別に提供するためには、職員の資質の向上が極めて大切である。このため計画的・積極的に研修会への参加と職場内研修を実施、自己啓発への取り組みを促す。
- ⑥ 利用者の苦情解決を図るために体制整備を図り、苦情に対し適切且つ迅速に対応する。
- ⑦ 施設の円滑な運営（経営）を図るうえで、関係諸団体と緊密な連携を図ると共にあらゆる機会を通しPRに努め定員の充足を図る。
- ⑧ 複数の事業所利用者には、支援会議を通じ十分に情報交換し合いながら、一丸となった支援に心がける。

(2) 支援計画

- ① 利用者個々のサービスを充実させるために、より豊かにするプログラムを展開する。

ア 介護サービス

- a 利用者個々の生活介護サービス計画に基づき日常生活を営む必要な方の機能の減退を防止するため具体的な個別方策をたて援助する。
- b 生活介護サービス全般に関することについて、全職員で支援に当たる。

イ 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、機能に応じた入浴サービスを提供し、楽しみの一つであるので、ゆっくりくつろげる時間となるよう配慮する。

ウ 送迎サービス

大型車両及び軽車両にてより安心で安全な、且つ迅速な送迎に努める。

② 行事及びサークル活動

生活に変化と潤いをもたらせるなど利用者のレクリエーション、及び創作活動の一環として、季節ごとの壁面作り、行事として花見会、外出、クリスマス会を行う。サークル活動として、手芸やカラオケ等実施する。又、年間を通してお菓子作りなどを通じ利用者の主体性と生活意欲の生きがい向上につながるよう計画を行い、実施に努める。

ア 歴史的伝統的行事を取り入れることにより、社会の一員としての刺激を受け生きがいにつなげる。

イ 心身の状況に応じて個別的に援助し生活意欲が向上するように援助する。

ウ 利用者相互のふれあいをもとに、お互いの連帯感を深めるように援助

する。

③ 社会との関わりの支援

公共の場所等への見学などの外出支援を行い、社会の一員としての支援を援助する。

(3) 支援上の評価

① 生活状況の記録

介護、助言、援助、相談、活動などの実態を具体的で詳細な記録をパソコンシステムで記録をする。

② カンファレンス

個別支援目標の継続見直しについては、記録を参考に半年に1回以上のカンファレンスで検討する。

③ 支援のまとめ

利用者個々の援助の状況について、日々記入された記録をまとめ、データ化し、的確な支援に活用する。

(4) 家族との連携

利用者のより良いサービスの提供と情緒安定のために家族との交流を維持促進する。

① 連絡帳の活用を図る。

② 「しらゆり誌」「さざなみだより」等を定期的に発送する。

③ 行事等の際、参加を図る。

(5) 地域社会との連携

利用者は地域社会の一員であるとの観点から、地域住民との積極的な関わりが必要である。このため施設の設備や施設機能を開放し地域福祉の拠点となるよう地域住民との交流の促進に努める。

5. 安全管理の状況

消防計画により、災害の未然防止に努める。そのため、重点的に下記のこととを実施する。

① 避難訓練

消防訓練、通報訓練、避難誘導訓練、総合訓練、及び放射能防護訓練を実施する。

② 消防署との連携

消防署による消火（器具使用）の実技指導を受ける。

③ 消防用設備の自主点検

防火管理者において定期的に実施。

④ 火元責任者

それぞれの持ち場を明確にし、火元管理の任にあたる。

⑤ 自衛消防隊

火災等災害発生時に被害を最小限に食い止めるため、自衛消防隊を設置する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

職員健康診断
産業医への健康相談

(2) 利用者の保健衛生

利用者の心身の特性から、疾病やケガ等の予防や治療に対して、健康チェックや健康相談や指導に努める。

7. 給食の状況

利用者の年齢・健康・食欲・嗜好を考慮し、又季節感があるバラエティーに富んだ食事、家庭的な雰囲気の中で、食事がとれるように配慮をする。

そのために利用者と普段から意見交換を図り、食事提供に反映させる。

(1) 利用者の身体状況に合わせた調理への配慮。

嚥下機能障害等がある利用者についてはミキサー食、刻み食、ブレンダー食等を提供する。

(2) 利用者の身体状況に応じた自助具の活用。

改良スプーン、フォーク、滑り止めマット等活用し自立を図る。

(3) 献立

- ① 嗜好と栄養のバランスを考える。
- ② 医師の指示に基づき治療食を実施する。
糖尿病食、減塩食等。
- ③ 季節感のある献立を作成する。

(4) その他

- ④ 食事を保存する。
- ⑤ 検食を実施する。
- ⑥ 嗜好調査を随時実施する。
- ⑦ 残菜調査を実施する。

8. 職員研鑽

(1) 諸会議

① 幹部会議

毎月1回開催し、施設の運営維持を図る。

構成 理事長、施設長、課長、係長、主任、
看護師、機能訓練士、サビ管

② 職員会議

毎月1回開催し、事業所内の連絡調整、及び業務の円滑な推進を図る。

構成 全職員

③ 虐待防止委員会・身体的拘束適正化委員会

該当事例発生時ののみならず、定期的（毎月）にその対応について検討し、他の職員に周知徹底し、人権意識の再確認を行う。

構成 管理者、サビ管、支援員、看護師

(2) 研修

職員の資質、意欲向上を図るため実施する

① 内部研修

専門研修や一般教養研修、及び伝達研修を行う。

② 外部研修

専門性を高めるために県内外の研修にも積極的に参加する。尚、研修した内容については復命研修し支援に生かす。

(3) 研究実践

① テーマ

業務拡大および改善

② 実践方法

作業効率改善

資格取得

研修参加

9. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護に努める

10. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応を心掛ける。

また、苦情の内容は、園内の掲示板に張り出し公表する。

令和4年度 年間行事計画書

さざなみ

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|---|-----|--|
| 4月 | お菓子作り カラオケ大会 歌唱王は誰だ 壁画 こどもの日(こいのぼり) 作品 小物置トレー | 10月 | ハロウィン お菓子作り 壁画 秋の山(山の紅葉) 作品 ハロウィン |
| 5月 | お菓子作り 球技大会 壁画 梅雨晴れ(紫陽花) 作品 てるてるぼうず | 11月 | お菓子作り キック風船大会 壁画 クリスマス(自分がほしい プレゼント) 作品 花びん |
| 6月 | お菓子作り ボウリング大会 壁画 七夕(織姫と彦星) 作品 写真立て | 12月 | ミュージカル見学 お菓子作り クリスマス会 壁画 お正月(干支、正月と言えば …) 作品 クリスマスリース |
| 7月 | お菓子作り 魚釣り大会 壁画 夏祭り(花火) 作品 壁かけ | 1月 | 新年互礼会参加 お菓子作り かるた大会 壁画 節分とバレンタイン 作品 鬼のお面 |
| 8月 | お菓子作り 夏祭り 壁画 実りの秋(秋と言えば…) 作品 風鈴 | 2月 | バレンタイン祭り お菓子作り 玉入れ 鬼退治 壁画 ひな祭り 作品 かざりびな |
| 9月 | お菓子作り 手でたたく相撲大会(秋場所) 壁画 ハロウィン(ハロウィン城) 作品 ハロウィン | 3月 | ホワイトデー祭り&さざなみ終業式 お菓子作り 壁画 はるの目覚め(桜) 作品 思い出のアルバム |

(さざなみ)

令和4年度 夢楽の郷 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。
一人ひとりが安全、安心、快適にその人らしい生活を送れるように、入居者の健康状態等を把握し、公平、公正な施設運営に努める。
- (2) 常に誠意を持って質の高いサービスを提供する。
専門的な知識と技術と価値観をもって良質なサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関係する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 入居 70名
- (2) 職員体制 16名（基準数 10名）
- (3) 年間行事計画 （別 表）
- (4) 施設等整備
 - ① 施設整備
 - ア 昇降機改修工事
 - ② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) 新型コロナウィルス感染症対策
 - ① 昨年度と同様、施設内感染を阻止する。万一入居者や職員に発症者や濃厚接触者が確認された場合は、直ちにマニュアルの対応を基本とし、現状に沿った対応を実施する。
 - ② ワクチンを入居者がスムーズに接種出来るように環境を整え、入居者 職員ともに出来る限り全員が接種する事を目指す。
 - ③ 入居者職員の心身における健康管理の徹底。
 - ④ 入居者のコロナ禍での新しい生活様式を、多職種が連携して支援する。
- (2) 入居利用率90.0%以上を目指す。
 - ① 2人用居室を、夫婦 兄弟 姉妹等2人の利用につなげる。
 - ② 月平均入居者数63名以上を維持する。
 - ③ 空室の期間を出来るだけ解消する。
 - ④ 在居期間延伸の取り組みを引き続き実施する。
 - ⑤ 包括支援センター 居宅支援事業所等への定期的な情報提供。
- (3) 施設の維持管理を継続的に実施する。
 - ① 老朽化した設備等の修繕を適宜行う。経年劣化に伴う修繕箇所が多くなってきており、大修繕に繋がらないように取り組む。
 - ② 中長期的な視点に立って計画的な整備を進める。
 - ③ エレベーター改修工事の実施

4. 利用者支援

- (1) 基本方針

コロナ禍の安全を第一とした新しい生活様式を基本として、予防を前提とした生活支援に取り組む。

コロナ禍においても、入居者とともに「喜び」と「ゆとり」そして「思いやり」に満ちた生活の場づくりを目指す。

- ① 入居者に安心・安全な住まいと自立した豊かな暮らしを提供し、地域とともに健康長寿を支える環境整備の実現に取り組む。
- ② 「食事は命なり」を基本に、食欲を満たし栄養を充足することに限らず、心も養い育てるものとして、心身両面から考え、より家庭的な雰囲気で食事を提供する。
- ③ 入居者がいきいきと毎日を過ごすために、それぞれの体力や健康状態に合わせた生活習慣の形成や改善に取り組み、長く心身の活動性を維持できるように働きかける。
- ④ 入居者の心身の状態変化に注意を払い、適切な医療が提供されるよう関係機関との連携に努める。
- ⑤ 喜びと生きがいのある暮らしを実現するために、余暇充実の一環として諸行事を企画、実施する。実施にあたっては入居者の主体性を尊重し、次のように生活意欲の向上を図るため計画、運営参画等にも配慮するよう努める。
 - ア 参加率が低迷している為、諸活動の様々な見直しを行う。
 - イ 入居者が楽しみ、意欲をもって参加でき継続して取り組めるような環境づくりを行う。
 - ウ 参加における自主性 積極性 繼続性を高める為に、独自のポイント制度を導入し、入居者が個々の参加成績に応じた特典を得る事が出来るようにし啓発する。
 - エ 活動の状況や参加の状況の記録と参加者個々の評価を定期的に実施する。
- ⑥ 心身機能の低下に伴い要介護状態となった場合、介護保険の申請相談及び在宅福祉サービスの利用について積極的な支援を行い、機能低下の予防に努める。
- ⑦ 入居者の生活状況や健康状態などを把握し、家族（身元保証人）と常に連携を保ち援助方針などについて適切な支援を行う。
- ⑧ 緊急の際は、医療機関、家族、職員などへの連絡が迅速に図れるよう努める。特に夜間においても適切な対応が図られるよう宿直員に対しての指導に努める。
- ⑨ 非常災害時において、入居者の生命と安全を守ることは最優先課題であり、あらゆる災害に対して安全対策を講じ、関係法令を順守し防災訓練などを実施する。
- ⑩ 入居者の加齢に伴う心身機能の低下、認知症の出現等に適切に対応するためには、職員の資質の向上は極めて大切である。このため、積極的に各研修に参加し専門性の向上に努める。

(2) 支援計画

① 日常生活

ア 支援にあたっての体制等

- a 入居者の支援にあたっては、その実際の生活を通して、生活を妨げている要因を見出し、必要に応じてそれを解決する具体的な個別方策を提案

する。

- b 入居者一人一人に気を配り、より良い対人援助を心掛けて、信頼関係の構築に努める。
- c 食事等生活全般に関する事について、担当職員によらず、全職員で支援に当たる。

イ 入浴

入浴は、身体の清潔方法として、また、血行がよくなる、気分転換になるなど入居者にとって大きな楽しみの一つである。入浴剤の活用、菖蒲湯やゆず湯など季節感を演出する等、ゆったりとくつろげる時間となるよう配慮する。

② 行事

- ア 新型コロナウイルス感染症対策により、大きな行事や、外出行事等の自粛については、島根県内外及び松江市内の感染状況を鑑み、都度検討しながら実施が出来る範囲で行っていく。入居者には十分な理解を得るように、働きかける。

イ その他の行事

友の会（入居者の自治会）

入居者の親睦を目的として、各階輪番制で、毎月1回会合をする。この会の意見は、夢楽の郷の行事企画などの参考にする。

③ 在宅福祉サービスの受け入れ

- ア 訪問看護ステーションと協力し、特に医療等における各種相談に応じる。
- イ デイサービス、ホームヘルパー等利用し、残存機能の維持に努める。

（3）支援評価

入居者個々のニーズに基づいて必要に応じ支援の実践状況を記録する。

① 業務日誌（生活記録）

入居者の支援に関する情報を具体的に記録する。

② ケースファイル（生活記録のまとめ）

入居者個々の支援の状況について、日々記入された記録等を適宜参照し、活用する。

③ リスクマネジメント

入居者の日々の生活において、転倒や転落等のケガや事故、職員の支援ミス等、重大な事故や災害に繋がる事を防止する為に、発見や発生或いは体験した事案を、インシデント・アクシデント・事故に当てはめて都度書面報周知し、事例はしっかり考察して防止に繋げる。施設全体で事故防止活動にとり組む。

④ 介護予防事業

介護予防事業における様々な活動を記録し、定期的に評価する。

（4）家族との連携

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大により、県内外及び松江市内の面会を自粛や、入居者の様子等、定期的に文章にて報告する。
- ② 家族との交流（面会や外泊、外出等）が出来ない状況が続いている、県外の在住者との接触も当面の間難しい事が予想されるが、オンライン面会の利用を励行する。また入居者個々の暮らしの様子等を、写真等を交えた便りとして定期的に発送する。

- ③ 郷だより「かわらばん」と「しらゆり誌」等を定期的に発行・郵送することで、活動状況等を家族に知らせ、ケアハウスへの理解を促す。

(5) 地域社会との連携

- ① 地域と共に健康長寿を支える環境整備の実現を目指すために、入居者一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、地域住民と積極的に関わることができるように働きかける。
- ② 施設見学の随時受け入れや「秋麗会」と称して秋の展示喫茶会等の行事を活用し、施設の設備や機能を地域住民に解放することで、地域との関わり合いを深める。新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて自粛や中止も検討する必要がある。

(6) 環境整備 環境美化

- ① 施設館内の備品の整備、設置物 老朽化している個所の確認を常に行う。
- ② 清掃活動や整理整頓は言うまでもないが、「きれいな施設 臭わない施設」を職員一人一人が念頭において取り組む。
- ③ 入居者と一緒に美化に取り組んでいくことを意識した取り組みも必要である。

(7) 個別サービスの提供

- ① 近年入居者の日常生活において、心身の機能低下等の事情により、親族や福祉サービス等で対応しきれない個別的なサービスを日常的に必要とする入居者が増えている。
- ② 個別サービスは下記により有料とする。
 - ア 個別サービスを日常的に利用している入居者のサービス料金の負担が全くない為、自立の入居者や福祉サービスを利用している入居者との公平さを欠いている。
 - イ 有料化することにより、本人の自立或いは親族の協力を促し、従来型ケアハウス本来のサービスに近づける。
- ③ 個別サービスの内容は下記の通りとする。保管管理規程或いは、サービスにおけるマニュアルを作成し、規程に沿って提供し、必要書類は確実に保管する。
 - ア 内服薬の管理は主治医から処方された薬を、事務所の施錠保管庫で、保管し、個別に服薬を指示通りにセットし、与薬については、本人の出来る能力まで支援する。
 - イ 外用薬の管理は、事務所で保管し、点眼・吸入・貼布等の介助をする。
 - エ 金銭の管理及び貴重品の管理は、管理規程に基づき管理する。
 - オ 配膳は、毎食食膳をセットし、テーブル席まで運ぶ。個人の必要性に応じ食事形態や量の意向も受け、提供する。
 - カ 身体介護・生活介護・夜間対応は、原則として、ケースが発生した都度、本人及び親族（保証人）の意向を確認し、了解を得て後提供する。

(8) エレベーター改修中の生活支援

- ① 基本的に、ケアハウスサービスは継続して提供する。
- ② 食事に関しては、玄関ロビーや食堂が昇降機の場所に隣接している関係で、日によっては食堂が使用出来ない事も考えられる。栄養士 廉房と連携を取りながら対応する。
- ③ 工事に關係する支援を優先する。主な行事 季節の行事は中止する。

- サークル活動等については、各階分散する等して、出来るだけ実施する。
- ④ 工事期間は、入居者の行動範囲を抑制することになる。業者の出入りも多く、騒音等、心身への負担が十分に考えられる。通常以上にコミュニケーションを心掛け、フレイル予防に努める。
 - ⑤ ショートステイ等他施設を利用される場合は、定期的な面会を実施する。
 - ⑥ 工事期間中は、新規入居者の受け入れはしない。

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

① 災害体制

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、未然防止及び軽減を図る。
- イ 災害に備えて職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる（緊急時用連絡網を作成）。
- ウ 所轄の消防署、地域の災害対策本部等と連携強化を図りながら、非常災害時に万全を期すように努める。

② 事業継続計画（BCP）

自然災害や感染拡大といった施設が緊急事態に遭遇した場合に、入居者の命を預かる施設として入居者職員の安全を確保する事を第一の目的として、入居者の生活支援を途切れることなく継続する手段や手法の計画において、必要に応じて見直しを実施していく。

③ 予防訓練指導

- ア 様々な災害を想定して、避難訓練、通報訓練、消火訓練、BCP訓練を年4回以上実施し、必要に応じて取り組みの見直しを図る。
- イ 防火管理及び火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行う。
- ウ 消火用設備及び器具の取扱いを習熟する。
- エ 夜間における訓練を、宿直員を対象に年3回以上実施する。夜間は1名体制の為、1名で行える最大限の対応をイメージしながら訓練を実施する。

④ 消防署指導・消防計画届け出

- ア 法人の定める「消防計画」に基づき、防火管理体制を構築する。
- イ 消防署による防災教育（防火、消火、地震、土砂災害）を年1回実施する。

(2) 建物・設備管理

- ① 業者との保守契約により、電気・給水等施設設備の維持・管理のための点検を定期的に実施する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

- ① 職員一般健康診断 (12月)
- ② 深夜業務従事者健康診断 (5月)
- ③ 日帰り人間ドック (11月～)
- ④ 上記健康診断について、受診後概ね3ヶ月以内に、委託した医師の意見聴取を受けること。

(2) 檢便実施予定

給食担当者は検便検査を毎月実施し、感染症の予防に努める。

(3) 入所者の保健衛生

① 保健衛生

- ア 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底
 - a 全入居者 職員において、マスク着用 手指消毒を徹底する。
 - b 外来者においてもマスクの着用手指消毒に加え、名簿の記入を徹底する。

イ 健康管理

- 入居者の心身状況を観察し、健康の保持、疾病やケガの予防、異常の早期発見に留意すると共に、嘱託医と密接な連携を図り、健康に関するデータを管理する。
 - a 医師（内科）による往診を依頼する。
 - b 外来通院の移送サービスを行い、早期の受診を促す。
 - c 毎月、血圧・体重測定を実施する。
 - d 入居者向けに1日2回（8:30、15:00）体操を行う。
 - e 定期の健康診断受診を促すとともに、嘱託医とも積極的に連携して、異常の早期発見に努める。
 - f 感染症予防法に基づき、年1回入居者全員を対象として結核検診を実施する。
 - g インフルエンザ 新型コロナウイルスのワクチン接種を入居者職員とも実施する。特に新たな取り組みである、新型コロナウイルスワクチン接種については、行政 自治体 医療関係者と十分に連携を行い、出来るだけ速やかに且つ全員が接種出来る環境を設定し、全入居者職人が接種する事を目指す。

ウ 衛生管理

- 高齢者は感染症等に対する抵抗力が弱いため、細心の注意をもって衛生管理に努める。
 - a 手洗いうがいの励行、身辺の清潔、洗濯
 - b 環境衛生、害虫駆除等
 - c 新型コロナウイルス インフルエンザ ノロウイルスが施設内に発生した場合、又はその疑いがある場合は、感染の拡大や重症化に重点を置き、迅速かつ確実な対応を行う。

（4）機能維持向上支援事業

要支援 要介護認定を受けていない、認定を受けているが福祉サービスを利用していない入居者が対象となる。

心身の機能低下の進行を防ぎ、要介護状態になることを防止するために健康教室を実施し、健康的な生活習慣の維持に努める。

また、施設の立地条件や、公共交通機関の不便さに対応し、「気晴らし 買い物 散策」等の支援を行う。

① 転倒予防教室

健康状態と体力・運動能力を個別に測定し、その結果を基にそれぞれにあった運動や生活の仕方の指導を行う。

② 脳トレ教室

簡単な読み書き・計算や短い音読を毎日の生活に取り入れることによって、認知症を予防し、脳の健康維持を図る。

③ 送迎サービス

自立度の比較的高い方々、単独で買い物等出来る方々を対象に、週3回午

前午後、山代 大庭等施設近隣の商業施設の利用につなげる為に、公用車を使用して「おでかけ送迎サービス」を実施する。尚、従来の「通院移送サービス」をふまえて、サービス料金を片道 100 円と設定する。

(5) 介護予防事業

今年度も引き続き「暖楽体操教室」を定期的に実施する。全ての入居者を対象とするが、「暖楽体操教室」は原則として要支援Ⅰ 要支援Ⅱ 要介護度Ⅰ の認定を受けている入居者、及び体操を理解している希望者とする。

- ① 昨年度 1 年間、訪問看護ステーション暖心に所属するリハビリ専門職員から集団リハビリ方法の指導を受けた夢楽の郷職員 2 名が、「いきいき暖楽体操教室」として毎月 2 回開催する。
- ② 従来実施しているラジオ体操を継続する。
また嚥下体操を新たに取り入れ、毎食事前の待ち時間を利用して、1 階ロビーにおいて、夢楽の郷介護職員が主導し、5~10 分程度実施する。
- ③ 個別による余暇活動の継続。
「笑って 叶えて」と題し、集団での外出活動に様々な理由で出られない方々を含め、全入居者を対象に、外出に限らず利用者個々の願いを出来るだけ叶えて差し上げ、職員がマンツーマンで活動する。

7. 給食の状況

(1) 献立

- ① 入居者の健康状態に応じた食事を提供する。
- ② 季節感のある献立を作成する。
- ③ 外食の機会の少ない入居者に対して、外食の雰囲気が味わってもらえるような食事の機会を積極的に献立へ取り入れる。
- ④ 行事食を活用し、普段とは異なる雰囲気を演出することで、日々の食生活に変化を与える。

(2) 検食

献立における栄養と嗜好のバランス等について観察するために検食簿を作成し、それに感想等を記入し、その結果を食事内容に反映させる。

(3) その他

- ① 嗜好調査を年 2 回実施する。
- ② 残菜調査を実施する。
- ③ 食事の環境を整備する。
 - ア 照明設備、装飾品などを工夫し、食欲増進などの効果を図る。
 - イ 食器を暖かみのあるものに工夫、選択する。
 - ウ 厚生労働省の指導に基づき、食事を冷凍保存する。

8. 職員研鑽

(1) 諸会議

① 職員会議

毎月 1 回開催し、職員間相互の連絡調整、及び業務の円滑な推進を図る。

構成 全職員

ア 企画

施設運営について基本方針、企画などについて審議し、業務が絶えず効

率的に推進されるよう意見交換、意思統一を図る。

イ 給食検討

行事食、希望食など入居者の多様な嗜好に関して協議し、支援の充実を図る。毎月の「友の会」終了後に実施する。

ウ 職員目標の設定

職員は、自らにおいて、また日々の支援業務において明確な目標を設定し、常に目標に向って連携協力しながら職務に従事する。

特に支援目標については、上半期 下半期毎に設定し考察評価する。

② ケース・ケア会議

入居者個々の課題の所在を定期的に把握し、対応等について職員間で協議し、その方向性を共有化する。

構成 施設長、主任、生活相談員、介護職員

③ 入居判定会議

随時開催し、入居申込者について入居の可否を協議する。

構成 施設長、主任、生活相談員、介護職員

④ 連絡会議

毎月1回開催し、理事長との連絡調整、及び業務の円滑な推進を図る。

構成 理事長、施設長、主任、生活相談員、介護職員、栄養士

⑤ 苦情解決委員会

必要に応じて開催し、入居者からの苦情などの解決を図る。

構成 施設長、主任、生活相談員、介護職員、第三者委員

⑥ 感染予防対策委員会

定期会議は毎月1回、感染症発症時は必要に応じて随時開催する。

新型コロナウィルス感染症は終息の目途が立たない状況のため、今年度も必要に応じて開催し、協議検討し対策の周知徹底を図る。

構成 施設長 施設長が任命した対策委員又は全職員

⑦ 身体拘束予防対策委員会

定時開催は4ヶ月に1回で全職員にて開催する。他必要時に開催する。

⑧ 事故防止対策委員会

原則として毎月一回開催し、事故・アクシデント・インシデント報告に基づき、発生事例の検討と防止対策を徹底して協議する。

構成 全職員

(2) 研修

① 内部研修

専門研修、一般教養研修及び伝達研修を行う。

研修内容と担当職員を決め、隔月において研修を行う。

ア 運営基準により、必ず実施しなければならない研修

a 事故防止の為の研修 (2回以上/年及び新規採用時)

b 感染症及び食中毒まん延の防止の為の研修 (2回以上/年及び新規採用時)

② 外部研修

更に専門性を高めるために、加盟団体である老人福祉施設協議会・軽費老人ホーム協議会が主催する研修等に積極的に参加する。また、そのほかの県内外の研修にも必要に応じて参加する。尚、研修した内容は業務に活用

することで入居者への利益還元を図る。

(3) 人材育成

① 職場環境づくり

職員間の良好なコミュニケーションを保つ為に、職員一人ひとりが、自らの意見や知識・力量を常に発揮出来る環境づくりに努め、同じ目標に向って切磋琢磨しあえる職場環境を実現する。

毎朝のミーティングでは、「今日も一日宜しくお願ひします」の掛け声と共に円陣を組んで手を握り合う事を実践し、職員間の連携や仕事への意欲を高める。

② 自己研鑽

自らの職務に対して、知識や技術を高める事は言うまでもないが、高いニーズに対応する為に、より専門的な質の高いスキルを取得する事が大切であり、あらゆる資格や免許の取得を職員一人ひとりが目指して行く。

③ 役職職員 生活相談員 介護職員の指導

施設長は、職員に対して、夢楽の郷での立場や職務の理解、①の職場環境づくりに率先して取り組むように指導する。

施設長・主任は、それぞれの立場から、夢楽の郷の支援や体制を、見直し本年度の重点目標に沿った支援が実践できるように全職員に指導する。

④ 個別有料サービスについて

全職員が導入する目的や意義を確実に理解し、個別サービスに関する書類の整備保管に努める。特に金銭や貴重品等の保管管理に関して、それぞれの保管責任者の任命を法人理事長から受けた者は、責任をもってその職務を全うする。

9. 個人情報保護

法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

法人の定める「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」を円滑に実施するため「個人情報管理マニュアル」を定め、適切な取り扱いに努める。

10. 苦情解決

法人苦情処理規程に基づく苦情の迅速な対応

法人の定める「苦情処理規程」を円滑に実施するため「苦情受付担当者」、「苦情解決責任者」、「第三者委員」を置き、入居者・家族からの苦情対応とその解決及びサービスの質の向上について取り組む。

令和4年度 年間行事計画書

夢 樂 の 郷

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|---|-----|---|
| 4月 | お花見お茶会 桜餅づくり | 10月 | 敬老祝賀秋麗会（昼食会） |
| 5月 | 春の喫茶会（厨房） 春を愛でる会（お弁当昼食会） 買い物外出（大庭ショッピングタウン） | 11月 | 寒鯉解体ショー 消防総合訓練（BCP訓練） 買い物外出（大庭ショッピングタウン） アニマルセラピー |
| 6月 | 夢楽の郷開園記念献立 菖蒲湯 アニマルセラピー 消防総合訓練（風水害） | 12月 | 年末買い物外出（新型コロナウィルス感染状況を鑑み、地区限定外出の解除も検討する） 蕎麦打ち忘年会（感染状況によっては、一同に会食する事も検討する） ゆず湯 |
| 7月 | 消防総合訓練（火災） 救命救急講習 買い物外出（大庭ショッピングタウン） 七夕喫茶会 | 1月 | 新年祝賀会（忘年会と同様） 雪見喫茶会（厨房） |
| 8月 | | 2月 | 消防総合訓練（夜間想定） お菓子づくり |
| 9月 | | 3月 | 春彼岸法要（ぼたもちづくり） ひな祭り喫茶会 買い物外出 アニマルセラピー |

- その他
- カラオケ会（通年：毎月2回） ○映画上映会（通年：毎月1回）
 - 調理員おまかせ献立（年3回行事食）
 - 手芸、ぬり絵、書道等のクラブ活動（毎月1～2回ずつ）
 - 個人別余暇活動「笑って 叶えて」（隨時）
 - 脳トレ及び転倒予防のための健康教室（毎月2回）（原則として自立の入居者対象）
 - 介護予防のための暖楽体操教室（毎月2回）（原則として福祉サービス利用をしている入居者対象）
 - 新型コロナウィルス感染症関連によって、行事やクラブ活動内容を隨時検討していく。

令和4年度 詔光の里 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 入所 50名 短期 10名
- (2) 職員体制 42名（基準数 36名）
- (3) 年間行事計画 (別 表)
- (4) 施設等整備
 - ① 施設整備 通常整備
 - ② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) ご利用者の自立支援・重度化防止の推進
栄養状態・口腔機能・機能訓練等個別の介護計画を基本に、多職種共同の下ご利用者の自立支援・重度化防止に努めます。
- (2) 看取りへの取り組み
ご本人・ご家族のご意向を尊重し、穏やかな最期を迎えて頂けるように多職種共同のもと支援を致します。今後も看護師を中心に看取りの研修会に参加し、施設内研修会を開催します。また、コロナ禍の看取りケアの在り方や重要性を検討します。
- (3) 感染症対策への取り組み
感染症対策委員会を中心マニュアル(BCP)を見直し、定期的な感染症対策委員会や研修・訓練を実施します。流行期には、施設内に「持ち込まない」「感染しない」予防体制の構築や職員に対して施設内研修を開催します。施設内感染発生時には、感染の拡大防止のために迅速で適切な対応を徹底します。
また、新型コロナウイルス感染症発生時において、業務が継続して遂行出来るように業務継続計画を見直し研修の実施や訓練に取り組みます。
- (4) 災害への対応策の取り組み
ご利用者の安全・安心した生活の確保のため、業務継続計画を見直し職員の情報の共有に努め定期的な防災訓練を計画・実施します。
- (5) 職員の自己研鑽への取り組み
職員一人ひとりが高齢者介護について必要な知識、技術を習得できるように施設内外の研修の機会をリモート活用して充実させ、専門職としての資質の向上や意識の啓発を図ります。また、働きやすい職場環境の構築に努めます。

(詔光の里)

4. 利用者支援

(1) 基本方針

- ① サービスの質の向上を図ります。
 - ア ご利用者の自立支援重度化防止のためケアプランを作成し、口腔機能・栄養状態の把握に努め、日常生活動作訓練を実施して身体の機能低下を防ぎ、ご本人の「自律心」を尊重し、安心して暮らしていくだけるように支援します。
 - イ ご利用者の気持ちに寄り添い丁寧な接遇に努めます。また、職員間の適切な挨拶や言葉遣いを心がけ、ご利用者の生活環境を整えます。
- ② 地域との協働を進めます。
 - ア 特養、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援の各事業が互いに連携・協力し、地域に密着したサービスの提供に努めます。
 - イ 地域防災訓練の参加、学校・福祉系養成校の実習受け入れ、ボランティアの受け入れ等をコロナ感染の状況に合わせ行い、地域福祉の普及・充実に貢献していきます。
- ③ 施設の安定運営を図ります。
 - ア 施設運営の健全化を図るため、稼働率の安定確保や細かなコストダウンを常に意識し取り組んでいきます。

(2) 支援計画

① 生活一般

ご利用者やご家族の相談に応じ、ご利用者のニーズや要望に対して計画・実行・評価を行い、ご利用者の身体機能の維持・回復、精神面の安定を図ります。

② 看取りケア

コロナ禍、施設の看取りの対応として、ご家族とのつながりを最後まで保ち、ご本人、ご家族の意思を最後まで尊重し、詔光の里にて穏やかに人生の幕を閉じて頂けるように支援します。

そして、看取りケアを実施するにあたり、職員は施設内研修の実施や外研修に参加し意識統一・質の向上に努めます。また、ご家族の精神的ケアにも職員共同のもと寄り添いご支援致します。ご逝去後のカンファレンス・グリーフケアを実施し、職員・ご家族の精神的ケアに努めます。

③ リハビリテーション

個別機能訓練加算を算定。機能訓練指導員が作成する個別機能訓練実施計画書に基づいて、身体機能、生活の質の維持向上のため、個別的な支援を計画的に、多職種が共同して行います。具体的には、血管性疾患等の後遺症による障害や長期臥床により、身体機能が低下する等の状態の悪化を予防するために、機能訓練指導員により身体機能や生活動作についての評価を行い、介助方法の助言や福祉用具の相談・選定を行います。また、日々の生活の中で適切な（過度でない、不足していない、個別的な）支援や介助を繰り返して行う生活リハビリテーションにより、ご利用者の生活動作・身体機能の維持を図ります。

④ 行事・サークル・レクリエーション活動

コロナ禍において、家族との面会や外部との接触機会が減ってきており、施設生活が単調になってきています。認知症の進行防止や単調な生活に

変化と潤いをもたせるために職員企画で利用者のレクリエーション・サークル活動に努めます。実施にあたっては、利用者の主体性を尊重し、生活意欲の向上につながるよう計画します。

今年度は、「お家に帰ろう」特別企画を計画し、希望されるご利用者・ご家族の願いを叶えられるよう計画実施します。

(3) 環境の整備

ご利用者各個人が暮らし易く落ち着いて生活できるよう、美化・清潔・気温・湿度・換気・通気に注意します。

安心・安全に生活して頂けるように、その方に応じた安全な環境の整備や落ち着いて生活できるような環境空間の工夫に努めます。

(4) 家族との連携

ご家族と常に連携を保ち、利用者の状況を共通把握できるように努めます。また、コロナ禍において面会が通常通りに出来ない中、近況通信の定期的発送やリモート面会を活用し、ご家族に安心して頂けるように対応していきます。

(5) 地域との連携

- ① コロナ禍の地域とのあり方を検討し、施設ご利用者も地域社会の一員であるとの観点から地域住民との積極的なかかわりを持つ機会を作るよう努めます。
- ② 行政機関、社会福祉協議会、医療機関、老人福祉関連の施設等と密接な連携を図ります。

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

① 災害体制

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、未然防止及び軽減を図ります。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識します。（緊急連絡網を作成）

② 予防訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害（通報・火事・地震・崖崩れ・原子力）を想定した避難訓練、BCP訓練、通報訓練、消火訓練（年5回）を心掛けます。
- イ 各部署の安全点検を毎日行います。
- ウ 防火管理者及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行います。
- エ 消火用設備及び器具の取扱いを習熟します。
- オ 地域の方の参加の協力、地域の防災訓練に参加します。
- カ 災害時の業務継続計画策定し、ご利用者の生活の維持に努めます。

③ 消防署指導・消防計画届け出

- ア 防火管理体制マニュアルを作成します。
- イ 年に1回は消防署の指導を受けるようにします。

④ 大庭地区との「災害時等応援協定」

災害又は震災等が発生した場合、及びその防止のため大庭地区災害対策本部と大庭地区医療福祉等サービス提供事業者連絡会会員が相互に協力してその機能を発揮し、できる範囲において訓練、災害時の救護活動及び被災者等の一時避難場所の提供等を行います。

(2) 建物・設備管理

- ① 電気・給水・ボイラー等設備の保守および建物修繕を業者契約により定期的に実施します。
- ② 開室22年目を迎え、建物や設備面において老朽化が目立っており、急な修繕が発生しやすい状況にありますが、ご利用者の生活に影響が出ないように速やかに対応していきます。

6. 健康管理の状況

(1) 利用者

- ① 医療処置のある方は、確実に安全に行います
- ② 嘱託医の往診（1回/週）
- ③ 必要に応じて、嘱託医と家族・職員とのカンファレンス
- ④ 胸部レントゲン、年1回実施します。
- ⑤ インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン等予防接種の推進と感染予防・拡大予防に努めます。また、感染症流行期には面会の自粛やインフルエンザ等感染者が出たときは、マニュアルに沿ってDrと相談の上予防策を講じます。また、ご利用者の生活確保のため、業務支援計画を策定し、定期的な訓練、研修を実施します。
- ⑥ 対象のご利用者でご家族が希望される方には、肺炎球菌ワクチンを接種して頂き感染予防に努めます。
- ⑦ 対象のご利用者でご家族が希望される方には、歯科往診の支援を行い、誤嚥性肺炎予防・口腔ケア・口腔機能、嚥下機能等の低下予防に努めます。
- ⑧ 確実な服薬と適切な見直しを行います。
- ⑨ 必要に応じて、病院受診や往診の支援を行います。
- ⑩ 褥瘡予防、皮膚疾患の早期発見・早期治療に心掛けます。
- ⑪ 身体・精神両面の健康増進に留意・助言を行い、意欲ある生活を支援するように努めます。
- ⑫ 看取りケアをするにあたり、他職種協同のもと医師との連携を図り、ご家族様、ご利用者様の気持ちに寄り添い支援します。

(2) 職員

- ① 定期健康診断実施予定
職員健康診断を年1回以上実施します。
- ② 検便実施予定
給食担当者は毎月検便とO-157検査を実施します。
- ③ インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン等予防接種ができるだけ全職員が受け、感染予防・拡大予防に努めます。感染症流行期は、就業前検温・健康チェックを実施します。
- ④ 介護職員に吸引指導を行い、吸引処置が安全かつ確実に行えるように指導します。
- ⑤ 職員全員で働きやすい環境を整え、心身の負担軽減に努めます。

7. 給食の状況

計画的に利用者の健康状態に合わせ、個々に合った食事の形態や栄養のバランス状態を把握し、季節感を織り交ぜて、食べやすく楽しい食事が出来るように努めます。

厨房は、食中毒・感染症等の発生予防に細心の注意を払い、食品、食材、食器調理用具等の衛生管理を徹底します。

8. 職員研鑽

(1) 諸会議

施設の円滑な運営を図り利用者の支援の向上を図るために、次の会議を実施します。また、会議録は、フロアーア会議等で全職員に周知徹底します。

① 幹部会議

施設運営及び管理について、法人並びに施設長以下の幹部職員の会議によって具体的な対策を協議し、円滑・適性な実施を図ります。

(毎月1回)

② リーダー会議

施設の円滑な運営を図るため、各部署責任者を対象に行います。

(毎月1回)

③ フロアーア会議

リーダー会議の議題など各フロアで協議する場を設け、フロアの円滑な運営に努めます。また、利用者支援にあたり情報を共有し、個々に合ったケアの統一・事故の防止等に努めます。(毎月1回)

④ ケース会議

利用者に対する支援方針の決定に関する審議を行います。

(介護保険更新月を基準に毎月各階ごとに開催)

年1回は家族の方にも参加して頂くように働きかけ、共通理解のもと支援していきます。コロナ感染状況により電話等の聞き取りに切り替えさせて頂きます。

⑤ 感染症対策会議

感染症対策担当者を中心に施設長・課長(相談員)・主任・看護師・作業療法士・栄養士が感染症予防・拡大防止のため、研修や発症時の対応を検討します。

(3か月毎・感染状況に合わせる)

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策会議

感染症対策担当者を中心に施設長・課長(相談員)・主任・看護師・作業療法士が新型コロナウイルス感染症の感染予防・初動対応の確認等を検討、情報共有し有事の備えに努めます。

(3か月毎・感染状況にて随時開催)

⑦ 咳痰吸引安全対策委員会

施設長・課長(相談員)・主任・看護師・作業療法士・栄養士が介護職員が吸痰するにあたり、ご利用者の安全を確保できるように医師の指示に従い、医療と連携し情報の共有に努めます。

(3か月毎)

(詔光の里)

⑧ ヒヤリハット・事故防止対策委員会

安全対策担当者を中心に施設長・課長（相談員）・主任・看護師・作業療法士・栄養士が期間の報告事例の検証、再発防止に向け協議し、ご利用者に安心して生活して頂けるように努めます。

（毎月1回）

⑨ 高齢者虐待検討委員会

虐待防止担当者を中心に、施設長・課長（相談員）・主任・看護師・作業療法士が、施設内の虐待発生又再発の防止のため対策を検討します。また、検討結果を職員に周知徹底し、ご利用者、ご家族に安心した生活が提供できるように努めます。（3か月毎）

⑩ 身体拘束検討委員会

虐待防止担当者を中心に施設長・課長（相談員）・主任・看護師・作業療法士が、身体的拘束の適正化のため多職種で協議します。

（毎月1回・該当者なければ3か月毎）

⑪ 給食会議

栄養士・介護職員等参加し、給食について検討します。（毎月1回）

（2）研修

職員の資質、意欲向上を図るために積極的に各研修に参加します。

① 内部研修

- ・新型コロナウイルス感染症（BCP）・災害（BCP）訓練を年1回実施し、非常時の対応に備えます。
- ・看取りについての研修会を年1回看護師が中心に実施します。
- ・コロナ禍において、研修会の在り方リモート研修会など検討します。
- ・積極的に研修に参加し資質の向上、専門的知識及び技術の修得に努めます。
- ・外部研修等で得た情報や技術を他の職員も共有できるよう伝達研修を行います。

② 外部研修

- ・コロナ禍において、リモート研修会の参加を実施します。
- ・無資格職員に対して、認知症基礎研修に参加します。
- ・積極的に研修に参加し資質の向上、専門的知識及び技術の修得に努めます。

9. 個人情報保護

（1）法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

10. 苦情解決

（1）法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

11. 情報の公表

（1）島根県介護サービス情報システムにて結果を公表します。

令和4年度 年間行事計画表

詔光の里

| 月 | 管理部門 | 施設行事 | 給食 | 健康管理 | その他 |
|-----|------------------|---------------------------------|----------------|-----------------------------|----------------|
| 4月 | | お家に帰ろう 外出 花見外出 | 誕生会 花見会食 | | 実習受け入れ (随時) |
| 5月 | 防災訓練 親族会総会 | お家に帰ろう 外出 花見外出 | 誕生会 | | |
| 6月 | 第三者委員会 議 | お家に帰ろう 外出 | 誕生会 | 職員健康診断 利用者胸部レントゲン | |
| 7月 | 防災訓練 マニュアル説明会 | お家に帰ろう 外出 納涼祭 アニマルセラピー | 誕生会 | | |
| 8月 | | お家に帰ろう 外出 盆供養 | 誕生会 盆精進料理 | | |
| 9月 | 防災訓練 | お家に帰ろう 外出 敬老会 | 誕生会 敬老祝賀会食 | | |
| 10月 | | お家に帰ろう 外出 運動会 | 誕生会 | | |
| 11月 | 防災訓練 | 紅葉外出 | 誕生会 | 職員健康診断 利用者・職員インフルエンザ予防注射 | |
| 12月 | | クリスマス・忘年会 アニマルセラピー | 誕生会 クリスマス会食 | 職員健康診断 | |
| 1月 | | | 誕生会 おせち料理 | | |
| 2月 | 防災訓練 | 節分 | 誕生会 | | |
| 3月 | | ひな祭り | 誕生会 ひな祭り会食 | | |

(詔光の里)

(詔光の里)

令和4年度 きらめき 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 地域密着型通所介護、日常生活支援総合事業をあわせ定員は10名。
- (2) 利用日時 月曜日から土曜日（12月30日から1月3日までを除く）
8:30～17:30
- (3) 職員体制 5名
- (4) 年間行事計画 （別 表）
- (5) 施設等整備
 - ① 施設整備 通常整備
 - ② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) 高齢者の生きがい作り
事業所間の競争がますます激しさを増すなかで、一人ひとりの高齢者が心豊かな者後の暮らしを送れるよう家庭的な雰囲気を保つと共に、安全で安心して利用できるよう、利用中の事故の防止、感染症予防、に努めます。日常生活支援総合事業の円滑な運営等、利用者の立場に立った魅力あるプログラムを提供し、いつまでも自立した生活が営まれるよう努めます。
- (2) 安定した運営
事業の一層の安定化を図るために常に利用者の定数の確保に努めます。
- (3) 利用状況の透明化と新規利用者の獲得
実施行事の様子や計画を紹介し、利用者やその家族、ケアマネージャー等との更なる接点を築くと共に、リピーターや新規利用者の獲得ができるように努めます。
- (4) 感染症の感染予防対策
安心して利用していただけるよう感染予防対策を実施します。感染症のクラ

（きらめき）

スター、施設内で発生した場合。速やかに休止する事で感染拡大を阻止し安心して利用が継続できるように努めます。状況によっては時間短縮での営業を実施します。

4. 利用者処遇

(1) 基本方針

- ① 概ね 65 歳以上の要援護老人（65 歳未満であって、特定疾病に該当する方を含む）を対象とし基本事業、通所事業の各福祉サービスを提供することにより、利用者の生活助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。また、介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに家族の社会参加を促します。
- ② 感染症等の心配が無く利用者が安全で安心して利用している場合、学校・地域諸団体からのボランティア、実習を受け入れ活用して、福祉の普及・充実・発展を促進して参ります。

(2) サービス内容

① 基本事業

ア 生活指導

利用者の生活指導・相談に応じ、利用者のニーズに対して計画・実行・評価を行い利用者の身体機能の保持・回復、精神面の安定に努めます。

イ 日常生活訓練

関節可動域訓練、リハビリ体操など意図的な訓練を小集団または、個別に行います。あわせて、レクリエーションに参加を促すことで日常生活動作の拡大効果を図り、利用者の生活の質の向上、在宅での生活の充実を展開するために、継続した訓練を行います。

ウ その他

送迎・健康チェック・介護（排泄等含む）・レクリエーション等利用者の特性や希望に合わせたサービスプログラムを策定します。

② 通所事業

ア 入浴サービス

イ 食事サービス

(3) サービス内容の評価

各種マニュアルを作成し、サービス内容について、自己評価を通して隨時見直しを図って参ります。

(4) 家族との連携

家族と常に連携を保ち、利用者の状況をよく把握するように努めます。

(5) 地域社会との連携

行政機関、地域包括支援センター、医療機関、老人福祉法の各施設等と密接な連携を図ります。

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

① 災害体制

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、未然防止及び軽減を図る。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識します。(休日緊急連絡網を作成)

② 防災訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練(年2回)を心掛けます。
- イ 防火管理及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行います。
- ウ 消火用設備及び器具の取扱いを習熟します。

6. 職員の健康管理の状況

- (1) 職員定期健康診断を年1回以上実施します。
- (2) インフルエンザ予防接種、新型コロナウィルス予防接種ができるだけ全職員が接種し、感染予防・拡大予防に努めます。
- (3) 給食担当者は、毎月検便とO-157検査を実施します。
- (4) 健康管理・観察を実施します。
 - ・体温の測定、1日2回以上(出勤時、昼)。
 - ・毎日の出勤時間診を実施し、異常があれば報告する。
 - ・感染が高い地域との往来があるときには報告する。
 - ・感染リスクを回避する行動をとる。3密の回避、ソーシャルディスタンスの実施、換気やアルコール消毒等の感染予防対策の実施。
 - ・不要不急の外出を避ける。

7. 感染症予防

- (1) 感染症拡散防止のため、流行時には利用者とその家族の問診、検温を徹底し、感染確認、疑いの際には感染経路の遮断に努めます。
- (2) デイルーム内においての3密を避け、ビニールやアクリル板等を使用し、飛沫感染を予防します。
- (3) 送迎時の車内において余裕を持った乗車人数と、換気をしながらの走行や使用後にはアルコール等で使用箇所の消毒を実施します。

8. 給食の状況

(1) 献立

献立表を作成し、食糧構成・栄養バランスを表記します。

9. 職員研鑽

(1) 諸会議

デイサービスの円滑な運営を図り利用者の処遇向上を図るために、次の会

(きらめき)

議を実施します。

① 幹部会議

施設運営及び管理について、法人並びに施設長以下の幹部職員の会議によって具体的な対策を協議し円滑適正な実施を図ります。(毎月1回)

② 職員会議

デイサービスの円滑な運営を図るためすべての職員の出席により行います。(毎月一回実施)

③ 運営推進会議

利用者に最善のサービスを提供するに当たり、提供しているサービス内容を明らかにし、外部の意見を幅広く聞き、情報を共有する事で、サービスの質の確保を図ります。(年2回)

(2) 研修

職員の資質、意欲向上を図るため積極的に各研修に参加します。

① 内部研修

- ・積極的に研修に参加し資質の向上、専門的知識及び技術の修得に努めます。

② 外部研修

- ・積極的に研修に参加し資質の向上、専門的知識及び技術の修得に努めます。
- ・オンライン研修を積極的に取り入れ、安全に効率よく資質向上に努めます。

10. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

11. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

「苦情受付書」の速やかな提出を行います。

12. 情報の公表

(1) 島根県介護サービス情報システムにて公表します。

(きらめき)

令和4年度 年間行事計画書

きらめき

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 4月 | 誕生会 体重測定 体力測定 | 10月 | 誕生会 体重測定 体力測定 |
| 5月 | 誕生会 体重測定 体力測定 | 11月 | 誕生会 体重測定 体力測定 |
| 6月 | ミニ運動会 誕生会 体重測定 体力測定 | 12月 | クリスマスパーティー 誕生会 体重測定 体力測定 |
| 7月 | 誕生会 体重測定 体力測定 | 1月 | 新年会 誕生会 体重測定 体力測定 |
| 8月 | 誕生会 体重測定 体力測定 | 2月 | 誕生会 体重測定 体力測定 |
| 9月 | 敬老会 誕生会 体重測定 体力測定 | 3月 | ひな祭り 誕生会 体重測定 体力測定 |

(きらめき)

(きらめき)

令和4年度 ねぎらい 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政等関連する機関との連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 利用日時 月曜日から土曜日
7:00~18:30
- (2) 職員体制 12名（基準数 3名）

| | |
|-------|-----|
| 管理者 | 1名 |
| 訪問介護員 | 11名 |
- (3) 施設等整備
 - ① 施設整備 通常整備
 - ② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) 職員の資質・技術の向上
多種・多様な利用者のニーズに対応するため、サービスの質の向上に取り組み、職員の資質の向上、情報の共有に努め、利用者との深い信頼関係を構築します。
- (2) 利用者・家族が安心して在宅生活が送れる毎日へ
居宅介護支援事業所（相談支援事業所）や、訪問看護ステーションとの連携を図り、ご利用者・ご家族が安心して在宅生活が送れるよう細やかな目配りをした支援に努めます。
- (3) 感染症への対応
業務継続計画を策定し、マニュアルに沿った対応が出来るよう、予防体制の構築や職員に対して施設内研修会を開催します。感染症の発症・拡大の防止に努めます。
- (4) 災害・緊急時の対応
災害時マニュアルの作成、緊急時マニュアルを再確認し、災害時・緊急時には、迅速で適切な対応が出来るよう努めます。
- (5) 新規利用者の獲得
ヘルパーの健康状態、出勤状況を考慮しながら、新規利用者の獲得に努めます。

4. 利用者処遇

(1) 基本方針

虚弱、心身の障害及び傷病のために日常生活に支障がある概ね65歳以上の方（64歳未満であっても、障害支援区分で認定された方）または、18歳以上の身体障害・精神障害・知的障害で障害支援区分1以上と認定された方及び18歳未満のこれに相当する障がい児がいる家庭に対して、そのご利用者又はそのご家族が介護サービスを必要とされる場合、訪問介護員を派遣して介護サービスを行うことによって、ご利用者が健在で安らかな在宅生活を送ることができるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図り、家族の社会参加や家族間の円滑な関係を図ります。

(2) サービスの内容

① 身体の介護に関すること

- ・食事の介助
- ・排泄の介助
- ・衣類着脱の介助
- ・入浴の介助
- ・身体の清拭、洗髪
- ・通院等の介助その他必要な身体の介助

② 家事に関すること

- ・調理
- ・衣類の洗濯、補修
- ・住宅等の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物
- ・関係機関等との連絡
- ・その他必要な家事

③ 相談、助言に関すること

- ・生活、身上、介護に関する相談、助言
- ・その他必要な助言

④ 移動支援（障がい者）

⑤ 重度訪問介護（障がい者）

(3) サービスプログラムの作成

個別の問題点を察知して、ニーズを読み取り、サービスに反映させるよう努めます。

(4) 家族との連携

家族介護者がいる場合、その家族が介護の中心です。常に、介護の目的、内容、効果について家族との意思の疎通を図り、介護の専門家の立場から介護指導や助言を行うことによって、介護のパートナーとしての連携を強化します。

5. 健康管理の状況

- (1) 職員定期健康診断を年1回以上実施します。
- (2) インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン等予防接種ができるだけ全職員が接種し、感染予防・拡大予防に努めます。
- (3) 年3回腸内細菌検査（赤痢、チフス、サルモネラ、O-157）実施

6. 職員研鑽

(1) 諸会議

施設の円滑な運営を図り利用者の処遇の向上を図るために、次の会議を実施します。

① 幹部会議

施設運営及び管理について、法人並びに施設長以下の幹部職員の会議によって具体的な対策を協議し、円滑適正な実施を図ります。（毎月1回）

② ヘルパー会議

利用者に対する指導方針及び処遇方針の決定に関する審議、各種研修を行います。会議は全職員参加により毎月1回実施します。

(2) 研修

訪問介護員には、専門家としての技術、利用者のニーズを把握するコミュニケーション能力、相手の人格を尊重する包容力が求められます。

① 内部研修

- ・年間研修計画書を全ての訪問介護員に作成します。
- ・積極的に研修に参加し資質の向上、専門的知識及び技術の修得に努めます。
- ・外部研修等で得た情報や技術を他の職員も共有できるよう伝達研修を行います。
- ・感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒等）に関する研修を定期的に行います。

② 外部研修

- ・コロナ禍においては、リモート研修会の参加をします。
- ・積極的に研修に参加し資質の向上、専門的知識及び技術の修得に努めます。

7. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

8. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

苦情受け入れ窓口の設置やサービス従業員以外の第三者委員の選任、対応システムの利用者への説明を行うとともに、対応のマニュアル化、研修、記録づけ等を行います。

9. 情報の公表

(1) 島根県介護サービス情報システムにて結果を公表します。

令和4年度 ナイス 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
一人ひとりが安全に、尊厳をもって生活できるような環境の創出に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。
一人ひとりがその人らしい自立した生活を送れるように、常に健康状態を把握し、誠意をもって質の高いサービスを提供する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。
地域の各町内会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 営業日時 面接相談業務は次のとおりです。
月曜日から土曜日 8:30~17:30
(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)
24時間電話等で連絡可能な体制とします。
- (2) 職員体制 2名（専従）
(管理者1名、介護支援専門員1名)

3. 本年度の重点目標

- (1) 職員の資質向上
多様なニーズに対応したサービス提供が実施できるよう介護給付の適正化への理解を深め、また各種研修会に参加し、介護支援専門員としてのスキルアップを図ると共に、利用者の支援に反映できるよう努めます。
- (2) 感染症予防、災害対策に準じたサービス提供の実現
コロナ禍での感染対策、災害対策を講じ、状況に合わせて各関係機関と連携を図り、サービス提供において利用者への影響が最小限となるよう、業務継続計画の作成に取り組み対応力の強化に努めます。

4. 利用者支援

- (1) 基本方針
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

(ナイス)

(2) サービス内容

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域の指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、料金等の情報を公正中立に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 事業所は居宅サービス計画の原案に沿った指定居宅サービス等及び保険給付の対象となるか否かの区分による指定居宅サービスの種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 利用者及び家族と継続的に連絡を取り、少なくとも1ヶ月に1回利用者宅を訪問しサービスの実施状況の把握に努めます。
- ⑥ 利用者の状態について定期的に評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援を行います。

5. 健康管理

- (1) 職員の定期健康診断を、年1回以上実施します。
- (2) インフルエンザ、新型コロナワイルスワクチン等の予防接種を、可能な限り全職員が受け、感染予防、拡大予防に努めます。

6. 職員研鑽

(1) 会議

事業所の円滑な運営を図り利用者支援の向上を図るために、次の会議を実施します。

[内部会議]

① 幹部会議（毎月1回）

事業所運営及び管理について、法人理事長並びに施設長以下の幹部職員の会議によって具体的な対策を協議し、円滑、適正な実施を図ります。

② 定例会議（毎月1回）

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項、保健医療及び福祉に関する諸制度等、ケアマネジメントを行う上で必要な事項を議題として取り上げ、事業所職員全員出席のもと定期的に開催します。

③ 在宅サービス部門会議（適宜）

法人内の在宅サービス事業所間での情報の共有と、事業所の運営について検討します。

(2) 研修

研修会に積極的に参加し介護支援専門員としての資質の向上のため、知識と技術の修得に努めます。

[内部研修]

① マニュアル研修会

② 業務継続計画の内容に関する研修、訓練

③ 詔光の里関係事業所対象の研修

[外部研修] ※コロナ禍においては、リモート研修会の参加をしていきます。

- ① 松江市ブロック連絡会
- ② 事例検討会
- ③ 包括公開講座
- ④ 地域ケア勉強会
- ⑤ 病院関係研修会
- ⑥ ケアマネジメント研修会
- ⑦ 認知症ケア研修会
- ⑧ 福祉サービス苦情解決研修会
- ⑨ 福祉用具関係研修会 等

※ 実地指導、介護サービス情報公表制度等で求められている研修を中心
に参加するよう努めます。

[個別研修]

- ① 主任介護支援専門員研修等

(3) 自己評価

自ら提供する当該サービスの質について自己評価を年1回は実施し、事業所全体の資質の向上に努めます。

7. 個人情報保護

- (1) 法人個人情報管理規程に基づき、個人情報の保護に努めます。

8. 苦情解決

- (1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

苦情受け入れ窓口の設置やサービス従業員以外の第三者委員の選任、対応システムの利用者への説明を行うとともに、対応のマニュアル化、研修、記録づけ等を行い、適切な解決に努めます。

9. 情報の公表

- (1) 島根県介護サービス情報システムにて公表します。

令和4年度 互助の館 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。
- (2) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
- (3) 地域の各町内会や関連する専門機関との連携を大切にする。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 38名
- (2) 職員体制
 - 管理者 1名 (基準数 1名)
 - サービス管理責任者 1.5名 (基準数 1.3名)
 - 生活支援員 3.1名 (基準数 3.1名)
 - 世話人 8.4名 (基準数 5.5名)
- (3) 年間行事計画 (別表)
- (4) 施設等整備
 - ① 施設整備
 - ア 園舎(矢田)移転改築(但し、補助金が採択された場合)
 - ② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

(1) 利用者の安定した生活の確保

サービス利用計画、個別支援計画に基づき、関係機関と連携し、利用者個々のニーズにあった、安定した日常生活または社会生活が出来るように、心身の状況や置かれている環境に応じて適切なサービスが提供できるように配慮して行う。

高齢・重度化にも対応が必要となるため、設備の充実・介護技術の向上にも対応していく。

(2) 人権尊重と虐待防止の徹底

障がい者虐待防止に関する職員セルフチェックや支援内容・接遇の振り返りを通して意識の徹底を図る。また、利用者の意思を汲み取りながら意向に沿った支援を行う。

(3) 地域住民の理解と交流

地域の清掃活動に参加する。また、公民館活動やイベントにも積極的に参加し、地域住民の皆さんとの交流の機会を増やす。

(4) 感染症や災害への対応力の強化等

感染症や災害が発生した場合、対策を講じ利用者に必要なサービスが継続的に提供できるように日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを行う。

4. 利用者支援

(1) 基本方針

- ① 自主的に健康管理ができるように支援する。
- ② 個々の利用者に職業意欲ができる支援をする。
- ③ 生活習慣が確立できるよう支援する。
- ④ 家事が自立できるよう支援をする。

- ⑤ 金銭感覚を養い、自己管理できるように支援をする。
- ⑥ 社会生活への適応性を培い、心身共に健康で明るく過ごせるよう支援する。
- ⑦ 地域生活への移行を目指し支援する。
- ⑧ 自己決定できるよう支援する。

(2) 支援計画

- ① 相談支援事業所作成のサービス等利用計画に基づき、利用者一人ひとりのニーズにあった個別支援計画を作成する。

② 地域生活移行支援

地域生活への移行を目標に、基本的生活習慣、社会的規則やマナーを身につけ、豊かで明るく楽しい自立生活作りの支援にあたる。

ア 基本的生活習慣

a 食事

- ・自分で食事を作る。
- ・特にアルコールに気をつけ、暴飲暴食を防ぐ。

b 衛生

- ・掃除や入浴、清潔な衣類等、衛生面に気をつける。

c 健康管理

- ・きちんとした服薬や定期受診等、健康管理をする。

イ 社会的生活習慣

a 規律

- ・集団社会の規則やマナーを身につける。

b 思いやり対人関係

- ・お互い協力し合い、助け合いの精神と連帯感を養う。

c 意思交換

- ・1人の利用者として意見交換ができる。

d 礼儀

- ・一般的礼儀を身につけ実行できる。

e 積極性

- ・積極的に行動できる。

f 金銭管理

- ・経済観念を養い、計画的な買物ができる。

g 判断力

- ・事の良し悪しがわかる。

h 余暇

- ・趣味等を生かした有意義な余暇活動ができる。

i 外出・交通機関の利用

- ・交通ルールを守り、安全に利用する。

ウ 就労支援

- ・職場・支援施設との連絡、調整をする。

エ 医療

- ・病院との連絡・調整をとる。

オ 食事

- ・衛生面に留意し、家庭的な雰囲気を大切にする。

・季節感のある食材を使用し、栄養面に気をつける。

(3) 支援上の評価

支援の内容や方法に対する検討又は反省をすることで、より効果的な支援となるようにする。

(4) 家族との連携

利用者により良い支援、精神安定を図るため、家族との結びつきを保ち、信頼関係を保持する。

(5) 地域社会との連携

利用者が地域住民であることを自覚し、地域行事に積極的に参加することで、理解と協力を求める。

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

① 災害体制

ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、未然防止及び軽減を図る。

イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる。(休日緊急連絡網を作成)

② 予防訓練指導

ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練を中心とする。

イ 避難訓練(総合訓練年1回、通常訓練年2回)、各所安全点検を毎日行う。

ウ 防火管理及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行う。

エ 消防署の防火、消火、地震、土砂災害の指導訓練を年1回実施する。

オ 消火用設備及び器具の取扱いを習熟する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

職員健康診断 (年2回、但し、夜間勤務職員以外の者は1回)

(2) 検便実施予定

食事担当者は毎月実施する。

(3) 利用者の保健衛生

①予防と早期発見。

健康管理(毎朝の検温、体調確認)を行う。

定期受診や急変時の受診対応を行う。

②感染症対策

マニュアルに基づき定期的に勉強会を開き予防に努める。

- ・手洗い、うがい、手指消毒・マスク着用・換気などの励行
- ・インフルエンザ予防接種
- ・新型コロナワクチン予防接種(自治体の指示により)
- ・日々の健康チェック

7. 職員研鑽

(1) 諸会議

円滑な運営を図るために必要に応じ支援スタッフ会議を行う。

(2) 研修

利用者の生活の質の向上、職員の資質向上が出来るよう研修する。

(3) 研究実践

① テーマ

地域生活への移行。

② 実践方法

利用者個々に合った地域生活への移行を考えた支援を進める。

8. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

9. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

10. 虐待防止

(1) 虐待防止に関する相談窓口を設け、法人の虐待防止委員会と連携し対応に当たる。

(2) 職員には、隨時虐待についての研修を実施する。

11. 身体拘束防止

(1) 身体拘束防止について、方針を定め常に職員に徹底させ身体拘束ゼロを目指す。

令和4年度 グループホーム互助の館行事予定表

| 月 | 行 事 名 |
|-----|--------------------------------|
| 4月 | <u>花見会</u> |
| 5月 | <u>避難訓練</u> |
| 6月 | <u>地域清掃活動（クリーン松江）</u> |
| 7月 | 納涼会 希望の園納涼祭 |
| 8月 | 希望の園就労系 BBQ 会 |
| 9月 | <u>秋の食事会</u> |
| 10月 | 希望の園まつり <u>地域清掃活動</u> 日帰り旅行 |
| 11月 | <u>総合避難訓練</u> |
| 12月 | 忘年会 希望の園忘年会 <u>クリスマス会</u> |
| 1月 | 新年会 希望の園新年会 |
| 2月 | |
| 3月 | <u>避難訓練</u> 春の食事会 |

令和4年度 希望の園 事業計画書

1. 基本理念

(1) 利用者個々のニーズに応じたサービスの提供。

個別支援計画、サービス利用計画を策定し、それに基づき、「地域の中で働き、地域の中で暮らすこと」を目標に、精神力、体力、生活力、社会力を育て、生活支援と職業・就労支援を行う。

(2) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重。

一人ひとりが生きがいや活力を見出し、自己実現を図る環境の創出に努める。職員による専門的な知識と、技術により良質なサービスを提供する。

(3) 地域の事業所や関係する専門機関との連携を大切。

地域の事業所、医療、教育、行政、ボランティア団体等関係機関との連携を保つ。

2. 施設体制

(1) 利用者定員 施設入所支援事業 30名

生活介護事業 44名

就労移行支援事業 6名

就労継続支援B型 30名

短期入所事業（併設型） 2名

（空床型）空き状況による

日中一時支援事業（併設型） 2名

（空床型）本体施設の運営に影響のない人数

(2) 職員体制 (別表1)

(3) 年間行事計画 (別表)

(4) 施設等整備

① 施設整備 通常整備

② 設備整備

ア リネン類検査装置（就労B）

3. 本年度の重点目標

(1) 障害者総合福祉法に基づいたサービスの提供

サービス等利用計画、個別支援計画に基づき、関係機関と連携して、利用者個々のニーズに合ったサービスの提供を行う。

(2) 感染症や災害への対応力の強化

障害福祉サービスは利用者やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染症対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供できるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを行う。

(3) 人権尊重と虐待防止の意識の徹底

障害者虐待防止に関する職員セルフチェックリストや支援内容・接遇の振り返りを通して意識の徹底を図る。身体拘束の適正化に取り組む。また、利用者の意思を汲み取りながら、意向に沿った支援を行う。

(4) 利用者の高齢化、重度化に伴う安心・安全なサービスの提供

身体介護の必要性の高い利用者が増加しているため、介護の知識や支援スキルの向上を図る。また、転倒、転落アセスメント等により、リスクマネジメントを強化し利用者個々の状況に応じた適切な支援を行う。

(5) 工賃向上に向けた取組

利用者が「仕事を支える人」や「地域を担う人」として、地域で自立した生活が営むことができるよう工賃向上に向けた取り組みを行う。

(6) 地域公益活動の推進

ボランティア・実習生の積極的な受け入れを行い、障がい者理解や福祉教育の推進を図るとともに、地域ニーズに合った公益活動に取り組む。

4. 利用者支援

(1) 基本方針

- ①個別支援計画、サービス利用計画を策定し、それに基づいた支援を行う。
- ②社会生活への適応力を身につけた、心身共に健康で明るい人間を養成する。
- ③通所利用者の生活・作業両面の支援を行い、自立した社会人となることが出来る様にする。

(2) 支援計画

施設が提供するサービスは、個別支援計画書、サービス等利用計画書に基づいて行う。この計画は、的確なアセスメントによって、利用者個々の状況やニーズを明確にした上で、各部門の職員と連携してサービス管理責任者が作成する。

①施設入所支援事業

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間や休日に次のサービスを提供するものとする。

- ア、食事・入浴・排泄等の支援、日常生活上の支援
- イ、事業所における余暇活動の機会の提供支援
- ウ、その他、個々の利用者が必要とする支援

②生活介護事業

施設が提供する日中活動支援の内容は、主として昼間に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 食事・入浴・排泄等の支援、日常生活上の支援
- イ. 事業所における創作・余暇活動の機会の提供支援
- ウ. 作業の機会の提供に関する支援
- エ. 前3を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- オ. その他、個々の利用者が必要とする支援

③就労移行支援事業

施設が提供する就労移行支援の内容は、主として昼間に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 就労に必要な知識、能力を向上するための支援
- イ. 就労の機会の提供に関する支援
- ウ. 前2を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

④就労継続支援B型事業

施設が提供する就労継続B型の内容は、主として昼間に次のサービスを提供するものとする。

- ア. 生産活動の機会の提供支援
- イ. 就労に必要な知識、能力を向上するための支援
- ウ. 就労の機会の提供に関する支援
- エ. 前3を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

⑤短期入所支援

短期間の入所を必要とする障がい者等について、短期間入所して、入浴、排泄及び食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

⑥クラブ活動

利用者の趣味を生かしクラブ活動として取り組む。

華道クラブ

⑦行事

施設は支援に偏った単調な生活に陥りやすいので、職員は目的意識を持った行事を計画し、利用者の生活に活気を与え、生きがいを感じができるようにする。

地域交流納涼会・希望の園祭り・忘年会・新年会・事業別レクリエーション

⑧支援日誌等の記録の種類と各々の記録と方針

ア 記録の種類

個別支援計画書、サービス等利用計画書、ケースファイル、金銭出納簿、作業日誌、支援日誌、看護日誌、避難訓練記録、付添サービス記録、外出・外泊記録、イベントサービス記録、検食日誌、面会記録簿

イ 記録の目的

個別支援計画書に基づき、利用者の契約開始から契約終了までの施設利用全般の生活面や作業面における、特性、能力、健康状態等を把握し有効活用することを目的とする。

(3) モニタリング

①意義と目的

評価は、単に利用者個々にランクを付けるのではなく、支援の内容に対する検討と反省がなされ、より効果的な支援の充実を目的とする。

②基本的留意点

評価を考えるとき、評価領域が偏らないように、全体を見て客観的に適切な評価が正しく成されるようにする。

評価項目として、日常生活面については、衛生・安全・礼儀・整理・食事・自立・責任・情緒・寛容・公正・公共について。

作業面については、作業中における挨拶・言葉遣い・協調性・感情のコントロール・意志表示・共同作業・就労意欲・作業意欲・作業能力の自覚・作業場のルールの理解・作業の報告・出勤状況・作業に取り組む態度・持続力・作業速度・作業能率の向上・指示内容の理解・作業の正確性・危険への対応・作業内容の変化への対応の各項目について評価する。

評価結果は、次の支援に反映させ、支援方針の決定・契約変更・退所等の資料とする。

③工賃支給配分

「希望の園工賃支給規程」に基づき支給する。

(4) 家族との連携

利用者のよりよい支援、円滑な施設運営に加えて精神安定を図るため、家族との密接な結びつきを保ち、信頼関係を保持する。

①施設便り「希望の園だより」を発行し、各家庭に送る。

②帰省時に各家庭へ利用者の近況報告をする。帰省できない利用者には各家庭へ近況通信を送布する。

③希望の園祭り等の行事に参加していただき、利用者・職員との交流を図る。

④家族の高齢化・重度化により成年後見制度の活用を推進する。

(5) 地域社会との連携

地域に根差した施設である為には、利用者・職員が地域住民であることを自

覚し、絆を強くするためにいろいろな交流を感染症対策した上で積極的に進め理解と協力を求める。

- ①地域行事へ利用者、職員が積極的に参加する。
- ②施設内行事へ地域住民の参加を呼び掛ける。
- ③ボランティアを積極的に受け入れる。
- ④職場実習（特別支援学校）・中学生の職場体験を受け入れる。
- ⑤大学生、専門学校生、高校生の介護等体験、実習、インターンシップ事業を受け入れる。

5. 安全管理の状況

（1）非常災害対策

①災害対策

- ア 消防計画並びに土砂災害時の避難確保計画に基づき、災害の未然防止及び軽減を図る。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる。（緊急連絡網を作成）

②予防訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害を想定した訓練（避難・通報・消火）を心掛ける。
- イ 避難訓練（年6回）、各所安全点検（毎日）行う。
- ウ 防火管理及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び、点検を行う。
- エ 消防署による火災、地震、土砂災害時等の防災・避難訓練を年1回受ける。
- オ 消火用設備及び器具、火災報知設備の取扱いを習熟する。

③消防署指導・消防計画届け出

- ア 防火管理体制マニュアルを作成する。
- イ 年に1度消防署の指導を受ける。

④地域との連携

- ア 大庭地区との応援協定に基づき、災害発生時には避難誘導の支援を依頼する。

（2）建物・設備管理

- ①電気・給水等設備の保守及び建物修繕を業者契約により定期的に実施する。また、夜間において夜勤者は、非常口周辺の障害物の有無、窓、フェンス等の危険個所の点検確認をする。

ア 電気関係

- 日常の電気関係全般の保守点検は業者と委託契約し、月1回巡回点検

を実施する。

イ 消防用設備

スプリンクラー、非常通報設備、火災報知機その他消火器の定期的な専門業者の保守点検を実施すると同時に自主点検を行う。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

職員健康診断（年2回。但し、夜間勤務職員以外の者は1回）

(2) 検便等実施予定

給食担当者は毎月検便とO—157検査を実施する。

11月～3月にはノロウイルス検査を実施する。

(3) 利用者の保健衛生

重度化、高齢化が進む中、利用者の健康管理と保健衛生管理は、重要な位置を占めている。健康の維持増進をはかるため、支援計画を立て関係職員と情報を交換し、適切な支援を行う一方で定期的な諸検査、嘱託医、各医療機関と綿密な協力関係を保ちながら、適切な処置を行う。

①担当職員による朝の健康チェック（排便・異常の有無・歯磨・着替え・爪・睡眠・食事）、口腔ケアの実施。

②生活支援員・各種作業担当職員・栄養士・看護師等で必要に応じて生活支援会議を設ける。

③健康管理

毎月体重測定・血圧測定・・・看護師

毎月精神科往診・内科医往診（2回／年）・・・嘱託医 協力医

集団歯科講習（1回／年）・・・協力医

④感染症対策

マニュアルに基づき定期的に勉強会を開き予防に努める

- ・インフルエンザ予防接種
 - ・新型コロナワクチン予防接種(自治体の指示により)
 - ・手洗い、うがいの励行
- （手指消毒剤を各洗面所に用意し、目に付くところに張り紙をして喚起、奨励する）

7. 給食の状況

健康を保持していくために必要な栄養素を取り、円滑な生活をおくる源となる食事とする。

家庭的な雰囲気を大切にし、季節感に富んだ食材を使用し、変化のある食事とな

るよう努める。糖尿食、刻み食やおかゆ食が多くなっている中で、盛り付け、味付け等に心のこもったもので、手作り料理を出すように心掛ける。

利用者個々のニーズに合った食事を提供し、楽しい雰囲気を作るように努める。

| | | |
|------|----|----------|
| 食事時間 | 朝食 | 7時30分から |
| | 昼食 | 12時00分から |
| | 夕食 | 17時30分から |

(1) 献立

- ①対象者にあった栄養的配慮がなされている。
- ②新鮮な材料、低農薬野菜等を確保し、安全な調理ができる献立とする。
- ③年齢層、活動量に合わせ、利用者の嗜好を考慮し、栄養所要量を満たした献立とする。
- ④保存食は2週間とする。
- ⑤集団給食の欠点を補うためにも、変化に富んだ献立を心掛け、誕生会など行事食も常に新しい発想で実施する。
- ⑥嗜好調査は、年2回以上実施する。また、誕生会の献立は、その月の誕生者の希望に沿うものとする。
- ⑦食事の提供の仕方を考え、常に暖かい食事を提供していく。

(2) 検食

検食者は検食簿に記入し、献立、味付け等に反映させる。

日本人の栄養所要量、普通の労作による。ただし、年齢・性別・作業量・身体状況・嗜好等を考え、主食の量を加減することによりエネルギー量を調整する。

(3) 衛生管理

栄養士・調理員が連携して食中毒等の起こらないように配慮する。

(4) その他

調理従事者は、喫食人数を確認し給食日誌を毎日記録する。

8. 職員研鑽

(1) 諸会議

①幹部会議

施設運営及び管理について、施設長以下の幹部職員の会議によって具体的な対策を協議し、円滑適正な実施を図る。

(業務改善に関する職員の意見を把握する。)

組織一施設長・課長・係長・主任・看護師・栄養士等で毎月1回開催する。

②職員会議

施設の円滑な運営を図るため、全職員の出席により、毎月1回開催する。

③ケース会議

利用者に対する支援方針に関する具体的方策の決定に関し審議する。全職員の参加により、必要に応じて開催する。

④支援会議

事業毎に、問題点の早急解決、或いは、特定の利用者について具体的支援方法を検討する。

(2) 研修

サービス提供に当たり、制度への専門的知識を深め、福祉行政の動向を理解すると共に、職員の資質向上を図り、利用者への最適な支援ができるよう研修する。

①内部研修

- ・各種研修会の報告

②外部研修

- ・利用者支援、施設運営・管理、改善法制度の把握

(3) 研究実践

①テーマ

- ・介護の基礎知識や支援スキルの向上と転倒等のリスクマネジメントの強化
- ・利用者が地域で自立した生活が営めるよう工賃向上を目指す

②実践方法

- ・内外部研修会等で介護技術・支援スキルの向上を図る
- ・作業効率や個々に合った作業の提供を勘案し作業の提供をする

9. 個人情報の保護

法人特定個人情報取扱規程に基づき、利用者の個人情報、及び個人番号の保護に努める。

10. 苦情解決

法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応に心掛ける。

「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

11. 虐待防止

虐待防止に関する相談窓口を設け、法人の虐待防止委員会と連携し、対応にあたる。

職員には、隨時虐待についての研修を実施する。

12. 身体拘束防止

身体拘束防止について、方針を定め、常に職員に徹底させ、身体拘束ゼロを目指す。

13. 社会貢献事業

就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供すると共に、生活面や健康面での支援を行う。

令和4年度 年間行事計画書

希望の園

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|------------------------------|-----|---------------------------------|
| 4月 | 避難訓練 | 10月 | 避難訓練 希望の園まつり（8日） 福祉展 |
| 5月 | 施設便り | 11月 | 施設便り |
| 6月 | 避難訓練 光洋の里まつり | 12月 | 避難訓練 忘年会（17日） しらゆりフェスティバル |
| 7月 | 納涼祭（23日） | 1月 | 新年会（14日） |
| 8月 | 避難訓練 矢田町・泉の園・第3保合同 夏祭り | 2月 | 避難訓練 施設便り |
| 9月 | | 3月 | |

*総合避難訓練は時季を見て実施。

*事業別レクリエーションは時季を見て実施。

(希望の園)

別表1

| 基準数 | | 実数 | |
|-----------|-----|-----------|------|
| (基準あり) | | (基準あり) | |
| 管理者 | 1 | 管理者 | 1 |
| サービス管理責任者 | 1.5 | サービス管理責任者 | 1.5 |
| 生活介護 | 7 | 生活介護 | 11 |
| 看護師 | 1 | 看護師 | 1 |
| 栄養士 | 1 | 栄養士 | 1 |
| 就労移行 | 2.5 | 就労移行 | 3 |
| 就労継続B型 | 4 | 就労継続B型 | 6 |
| 目標工賃達成指導員 | 1 | 目標工賃達成指導員 | 1 |
| 小計 | 19 | 小計 | 25.5 |
| (基準なし) | | (基準なし) | |
| 調理員 | 4 | 調理員 | 5 |
| 事務員 | 2 | 事務員 | 2 |
| 宿直員 | 1 | 宿直員 | 1 |
| 就労 | 2 | 就労 | 2 |
| 小計 | 9 | 小計 | 9 |
| 合計 | 28 | 合計 | 34.5 |

令和 4年度 ねくすと 事業計画書

1. 基本理念

- (1) すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者（障害者本人及び家族）との信頼関係を築く。
- (2) 利用者の意向やニーズを聴き取り、必要に応じて本人中心のサービス等利用計画の作成にかかる支援を行う。
- (3) 本人のニーズを満たすために制度に基づく支援に結びつけるだけでなく、制度に基づかない支援を含む福祉に限らない教育、医療、労働、経済保障、住宅制度等あらゆる資源の活用に努める。また、資源の不足などについて、その解決に向けての活動を行う。

2. 施設体制

- | | |
|-----------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 |
| (2) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |
| (3) 職員体制 | 3名 |
| (4) 施設等整備 | ①施設整備 通常整備 ②設備整備 通常整備 |

3. 本年度の重点目標

- (1) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 訪問や相談対応時に単身ではなくできる限り複数での相談対応を実施することでより多角的な支援からの提案を行っていくとともに、所内での情報共有に努め、緊急時等の対応を行うことができる体制を作っていく。また、業務分担の見直しを行いながら業務の効率化も図っていく。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

4. 指定特定相談支援事業

(1) 事業概要

相談支援事業を通し、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用者対象

- ・障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・障害福祉サービスを利用するすべての障害児

(3) 事業内容

改正障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

①基本相談支援

②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

③訪問によるアセスメント

④サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成

⑤サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取

⑥訪問によるモニタリング

⑦前号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

5. 指定障害児相談支援事業

(1) 事業概要

相談支援事業を通し、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用者対象

障害児通所支援（児童福祉法）を利用するすべての障害児

(3) 事業内容

児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

①基本相談支援

②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

③訪問によるアセスメント

④サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成

⑤サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取

⑥訪問によるモニタリング

⑦前号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

6. 指定一般相談支援事業

地域移行支援

(1) 事業概要

相談支援事業を通し、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用者対象

障害福祉サービスを利用するすべて障害者及び障害児

(3) 事業内容

改正障害者総合支援法に基づく「指定地域相談支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ② 基本相談支援
- ③ 地域移行支援計画の作成
- ④ 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ⑤ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な援助
- ⑥ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
- ⑦ 前号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

地域定着支援

(1) 事業概要

相談支援事業を通じ、利用者の自立した生活を支え、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用者対象

障害福祉サービスを利用するすべて障害者及び障害児

(3) 事業内容

改正障害者総合支援法に基づく「指定地域定着支援」を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ① 基本相談支援
- ② 地域定着支援台帳の作成
- ③ 利用者に対する常時の連絡体制の確保
- ④ 緊急時における一時的な滞在等による支援
- ⑤ 前項に掲げる相談支援等に附帯する便宜

7. 職員の健康管理

職員は毎年1回定期に健康診断を実施する。

8. 職員研修

各種研修会等に積極的に参加し資質向上に努める。

9. 個人情報保護

法人個人情報管理規程に基づく、利用者の個人情報保護に努める。

10. 苦情解決

法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応を心掛ける。

「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

令和4年度 ワークセンター島根 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応じた就労機会を提供する。
個々の障害の程度に適した就労の場を提供し、健康で明るく快適な生活ができるように公平、公正な運営に努める。
- (2) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
各人が自分に適した生活を営むことができる環境を創出し、相談に応じるよう努める。
- (3) 常にサービスの質の向上に努め、信頼性の確保を目指す。
自己評価、第三者評価を活用し、利用者の技術、技能の向上を図り、本社との信頼関係を深め健全で活力ある工場運営に努める。

2. 施設体制

- (1) 利用者定員 40名
- (2) 職員体制 7名（基準数7名）

| | |
|-----------|---------------|
| 管理者 | 1名（基準数1名） |
| サービス管理責任者 | 1名（基準数1名）（兼務） |
| 職業指導員 | 4名〔基準数4名〕 |
| 生活支援員 | 2名〔加算分1名〕 |
- (3) 年間行事計画 (別 表)
- (4) 施設等整備
 - ① 施設整備
 - ア 大規模修繕工事
 - イ 法面安定化対策工事
 - ② 設備整備 通常整備
 - ア 公用車更新

3. 本年度の重点目標

- (1) 就労支援事業の収支改善を行い経営改善に取り組む。
 - ①生産効率の向上。
受託企業と協議し生産効率（生産過程において作業が煩雑なもの）と単価を比較し収益性の低い製品の見直しを行う。
(作業工程に時間が掛かるもので単価が安い製品の見直し)
 - ②廃番品による新規生産品の移管。
廃番品による減収に対応するため、新規生産品目の受入れを行う、同時に既存品の単価改定の交渉を行い収入維持、収入増に努める。
 - ③当月受注品目については当月内に納品を行い仕掛け品を残さない体制を作り
仕掛けによる減収を起こさないよう努めると共に信頼関係の構築、維持に努める。
 - ④上記②、③の遂行のため人員補強を行い生産体制の見直し、増強を行う。
利用者雇用目標・・28名

- (2) 感染症対策の継続、周知を行う。
- ①現行の感染症対策の継続（日々の体調確認、館内消毒、換気、マスク着用など）を行い事業所内での発生防止に努める。
 - ②感染症に関する情報は、朝礼時の伝達、貼付などを行い全員に周知する。
 - ③感染症有事の際に速やかに対応が出来る様マニュアルの確認、検討を行う。
- (3) 利用者本人、家族の意向に沿った支援計画の作成。
- 利用者本人、家族へのアセスメントを行い、アセスメントに沿った支援計画を作成し、計画に基づいた支援を行う。
- (4) 職員の資質の向上、
- 以前に比べ精神疾患の方の利用が多くなっている状況を踏まえ、今までとは違う支援が必要になる。ただ単に製品を作るだけではなく利用者の対応をも同時に行わなくてはならない中、職員も今までとは違う接し方をする必要がある事から各種研修への参加を行い、支援力の向上を行う。
- (5) 虐待防止の取り組み
- ①外部研修、内部研修を行い、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組む。
 - ②施設長、利用者との話し合いを行い職員の対応について意見を聞く機会を設ける。
 - ③施設長、職員との面談を行い職員の意見等を聞く機会を設ける。

4. 利用者支援

- (1) 基本方針
- 本人、家族の意向に沿った支援計画を作成し、良いところを伸ばす。
就労を継続して行う事が出来るよう都度傾聴、体調把握を行う。
個人の尊厳を遵守し支援にあたる。
- (2) 利用者管理
- ① 適切なサービス提供
個別支援計画に沿った支援を行う。
 - ② 利用者雇用
ハローワークや養護学校、相談支援事業所、他の就労系事業所と連携を取り積極的に人員確保する。
希望者に対しては積極的に体験実習を受入れ適応出来るか判断する。
体験実習者で、今後も実習をすれば雇用が出来る可能性のある者については、職場適応訓練を依頼し訓練中に雇用の可否を判断する。
 - ③ サービス提供の主たる対象者
身体、知的、精神の3障がいの方への支援サービスを行う。
 - ④ 評価
 - ・個別支援に関する評価
支援期間終了前にモニタリングを行い支援計画について評価を行う。
支援の評価により継続、変更、終了の判断を行う。
変更、終了の場合は再アセスメントを行い時期の目標設定を行う。
 - ・作業に関する評価
賃金の見直しについては10月に行う。前月の9月に出勤状況、作業評価を行い新規の賃金決定を行う。なお賃金については、島根県

最低賃金を下らない金額を設定する。

(3) 設備管理

ア 施設

①定期的に廃棄物処理、清掃を行い安全と衛生管理に努める。

②施設内の設備点検を行い、修繕が必要な箇所を把握する。

小範囲の工事で済むよう都度の状況確認を行い、最小予算で完了するよう努める。

イ 生産設備

コクヨ貸与機器が多くなっているので、管理に注意を払う。

保守管理において消耗部品の交換を計画的に行い故障を未然に防ぐ。

また、上記を行う事により製品の品質の維持を行う。

機械の不調時はコクヨ技術に相談する等、故障する前に早めの対策を行う。

(4) 生産管理

① 生産提携

コクヨ株式会社

総括 コクヨ株式会社 ステーショナリー事業部

窓口 株式会社コクヨ MVP

② 生産体制

ア 生産品目

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| ・データファイルA, B, C, H | ・ダブルバインダー | ・メモラー |
| ・レターファイル | ・セツギ | ・板目表紙 |
| ・綴込表紙 | ・ガバットチューブ | ・ガバットファイル |
| ・ファイルボックス | ・サンノート | ・その他別製品 |
| ・バインダーノート | | |

イ 生産ライン

- | | | |
|-------|---------|----------|
| ・1F部門 | ・ファイル部門 | ・バインダー部門 |
| ・綴込部門 | | |

③ 年次目標

- ・生産効率の向上～生産工程に比べ単価が安い製品の見直し。
- ・新規生産品の移管を行うと共に単価改定の協議を行い増収を図る。
- ・当月生産当月納品を行う。
- ・品質管理

年間目標 クレーム件数・・目標 3件以内。

重点として、品番違い、リバット加工不良。

各工程で手順どおりチェックし、クレームは正報告に基づいた対応を行う。

重不良の発生を防止する。

出荷前検査を確実に行う。

④ 不良品の発生しない対応

作業場を整理整頓する。資材の品番、色番を作業者の誰が見ても分かるように表示し、品番間違いが起こりにくい環境にする。

資材管理について、帳票記入を行い2者確認を行う。

⑤ 機械管理

機械を取り扱う者の安全教育の徹底を計ると共に、保全管理教育を徹底する。新しい機械のメンテナンスを、コクヨからの指導通りの周期で定期的に行い、今の状態を維持していく。

⑥ 会議への出席

コクヨ MVP で開催される会議に出席する。(各月 1 回)

- ・生産会議 情報を共有し生産調整を行う。
- ・品質会議 不良発生の原因と対策を話し合う等、品質管理に努める。
- ・今後についての検討会 生産管理部長と今後についての協議を行う。

(受注量、受注品目、単価、年間売上調整等)

※品質会議後

(5) 諸団体との関わり

① 全国社会就労センター協議会

中・四国ブロック社会就労センター協議会

島根県社会就労センター協議会

島根県障がい者就労事業振興協議会

② 全国重度障害者雇用事業所協会

中・四国ブロック重度障害者雇用事業所協会

全国重度障害者雇用事業所協会島根県支部

③ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

④ 島根県身体障害者社会参加促進協議会

(6) 連携機関

① 島根県

健康福祉部障がい福祉課

商工労働部雇用政策課

② 松江市

福祉部障がい者福祉課

③ 他各市町村

④ 職業安定所

⑤ 各養護学校等

⑥ 島根県立東部高等技術校

⑦ 障害者就業・生活支援センター

⑧ 指定特定相談事業所

5. 安全管理の状況

(1) 非常災害対策

① 災害体制

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、未然防止及び軽減を図る。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる。(自然災害発生時の業務継続ガイドラインの作成)

② 予防訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練(年

- 2回)実施する。
- イ 各所安全点検を毎月行う。
- ウ 防火管理及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行う。
- エ 消防署の防火、消火、地震、土砂災害の指導訓練を実施する。(年1回)
- オ 消火用設備及び器具の取扱いを習熟する。
- ③ 消防署指導・消防計画届け出
- ア 消防署の指導を受ける。(年1回)
- (2) 安全対策
- ① 施設内での事故防止について
- 施設内で衝突事故が発生しないよう移動中のルールを周知する。
- 機械取り扱いについては安全対策を徹底し労働災害防止に努める。

6. 健康管理の状況

- (1) 定期健康診断実施予定
- 利用者・補助員(11月)
職員 <35歳未満>(11月) <35歳以上>(12月)
- (2) 内科検診実施予定(5月)
- (3) インフルエンザ予防接種(11月)

7. 職員研鑽

- (1) 諸会議
- 事業の円滑な推進を図るため、次の会議を開催する。
- ① 職員会議
- 月1回、および必要時に施設長が招集する。
- 協議内容
- ・翌月の生産状況の確認、課題の整理。
 - ・事業全般に関する報告事項、協議事項の検討。
- 構成：施設長、係長、支援員
- ② 安全衛生会議
- 月1回安全衛生管理者が招集し、職員および利用者の健康維持管理、職場環境の安全および衛生について検討し、安全教育を徹底させる。
- 構成：施設長、安全管理者、ライン代表利用者
- ③ 利用者との話し合い
- 月1回施設長が招集し、利用者から日頃気になっている事や問題点を聞き、協議・解決していく。トラブルを未然に防ぐことを目的とする。
- 構成：施設長、利用者(施設長が都度選出)
- (2) 研修
- ① 内部研修 担当職員、または講師による研修を行う。
障がい者虐待防止法について
- ② 外部研修 セルフ協研修会出席
人権・権利擁護研修
その他外部機関による研修会に積極的に参加するよう努める。
- (3) 資格取得

業務に必要な資格等を定期的に取得するよう努める。また取得資格の向上のために必要な講習に参加し、技術の向上に努める。

- ・障害者職業生活相談員
- ・フォークリフト運転技能資格
- ・プレス機械作業者技能資格
- ・防火管理者
- ・第一種、第二種衛生管理者
- ・品質管理検定

8. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

個人情報管理規程に基づき、個人情報を適切に取り扱う。

9. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

苦情が発生した時点で速やかに対応し、円滑に解決するよう努力する。

必要があれば第三者委員、外部機関と連携をとり解決に全力を尽くす。

令和4年度 年間行事計画書

ワークセンター島根

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|------------|-----|---|
| 4月 | | 10月 | 避難訓練（土砂災害想定） |
| 5月 | 内科検診 | 11月 | 利用者・補助員定期健康診断 職員定期健康診断（35歳以下） インフルエンザ予防接種 |
| 6月 | 避難訓練 棚卸 | 12月 | 職員定期健康診断（35歳以上） 棚卸 |
| 7月 | 新規ライン導入予定 | 1月 | 消火訓練 |
| 8月 | | 2月 | |
| 9月 | | 3月 | 避難訓練 |

(ワークセンター島根)

令和4年度 しらゆり保育園 事業計画書

1. 基本理念

(1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。

一人ひとりの子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」の生活ができる環境の創出に努めます。

(2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。

保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立って考え、保育の質の向上を図ります。

(3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。

地域自治会、医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

2. 施設体制

(1) 園児定数 130名

(2) 利用定員 2号認定子ども 80名

3号認定子ども 50名

うち 満1歳未満の子ども 12名

満1歳以上の子ども 38名

(3) 保育時間 保育標準時間認定 (月～土) 7:00～18:00

延長保育 (月～金) 18:00～19:00

保育短時間認定 (月～土) 8:00～16:00

延長保育 (月～土) 7:00～ 8:00

// (月～金) 16:00～19:00

// (土) 16:00～18:00

(4) 職員体制 25名（基準数22名）

(5) 保育の流れ (別 表)

(6) 特別保育事業

- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・障がい児保育事業
- ・子育て講座・地域交流活動事業

(7) 施設等整備

① 施設整備 通常整備

② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

(1) 環境を通して行う保育

保育所保育指針に基づき、園舎周辺の恵まれた自然環境を保育の中に積極的にとり入れ自然に触れてあそぶ機会を多くもつようにしたり、園舎西側に整備した木枠遊び場での直接体験等を通して、伸び伸びと遊ぶ中で試行錯誤しながら思いやったり考えたり試したりする保育を実践していく。

また自己肯定感を育んでいけるよう、子どもの思いに寄り添った保育者の対応について、引き続き園内研修や外部講師による指導を受けながら研鑽を深めていく。

(2) 家庭との連携

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症流行の中、日々の会話や連絡、また個別面談など保護者と話しをする機会を心掛けてもつようにし、保護者の不安や思いを汲み、家庭に代わる子育て機関としての役割を果たすよう努める。

また、個別な支援を必要とする子どもの保育にあたっては、子どもの成長を楽しみに安心して子育てができるよう、関係諸機関との連携をとりながら援助し支えていくようにする。

(3) 職員の資質向上

令和元年度から取り組んでいるしらゆり四保育園合同の各リーダー研修の機会を継続し、更なるレベルアップを図っていく。

また園内研修終了後や研修会参加後には必ず伝達を兼ねた話し合いの場を持つようにし、自らの保育の振り返りと学んだことを活かす機会を作っていくようにする。

4. 入園児処遇

(1) 基本方針

① 基本目標

心身ともに健康で豊かな情操をもった友だちとなかよくあそべる子どもを育てる。

健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子

美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子

和・なかよくする子…友達を大切にし協力し合う子

(2) 保育の原理

① 保育の目標

心豊かにたくましく生きるしらゆりっ子

ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとすること等言葉の豊かさを養う。

カ 様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを促す。

② 保育の方法

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、主体としての子どもの思いや願いを受けとめる。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

③ 保育の環境

- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくために、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

(3) 子どもの発達

① 発達過程

子どもの発達過程は、6つの区分の年齢（学年）としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

| 年 齢 区 分 |
|---------|
| 乳児（0歳児） |
| 1歳児 |
| 2歳児 |
| 3歳児 |
| 4歳児 |
| 5歳児 |

② ねらい及び内容の区分

子どもの発達の特徴を踏まえ、ねらい及び内容については3つの区分としてとらえる。

| 年 齢 区 分 |
|-----------|
| 乳児 |
| 1歳以上3歳未満児 |
| 3歳以上児 |

(4) 保育の内容

保育の内容は、保育全体を通じて、「養護」に関する事項と「教育」に関する事項を一体的に展開する。

・乳児保育

① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

② 教育に関わる事項

ア 健やかにのびのびと育つ。

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作りだす力の基盤を培う。

イ 身近な人と気持ちが通じ合う

受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。

ウ 身近なものと関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。

・1歳児以上3歳未満児及び3歳以上児の保育

① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

② 教育に関わる事項

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人と関わる力を養う。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(5) 保育の計画及び評価

① 保育の計画

ア 全体的な計画

保育方針や目標に基づき、子どもの発達の特徴を踏まえ、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開していくように編成する。

イ 指導計画

全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と

短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。

一人一人の発達過程や状況及び保育所の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。

尚、全体的な計画に応じた保育・長時間にわたる保育・障がいのある子どもの保育・小学校との連携・家庭及び地域社会との連携に配慮する。

a. 指導計画他の作成

| 計画等 | 作成者 | 作成時期 |
|---|---------|---------------|
| (保育の計画) | | |
| 全体的な計画 | 施設長、課長 | 年度当初 |
| 指導計画 | | |
| ・年間指導計画 | 各組担任保育士 | 4月作成 |
| ・月間指導計画 | // | 月末翌月分作成 |
| ・週間指導計画 | // | 週末翌週分作成 |
| ・日案 | // | |
| ・保育日誌 | // | |
| ・記録(児童簿、児童保育要録、出席簿、園外保育日誌) | // | 毎日記入 必要な時期 |
| (給食の計画) | | |
| ・年間食育計画 | 調理員、保育士 | 年度当初 |
| 給食予定実施献立表及び給食日誌 | 調理員 | 月末翌月分作成 |
| 栄養出納表 | // | 月末作成 |
| 検食簿 | 調理員、保育士 | 毎日作成 |
| 食品受払出席簿(毎月) | 調理員 | 月末作成 |
| 検収簿 | // | 毎日作成 |
| 調理担当者健康チェック表 | // | 毎日作成 |
| 中心温度管理表 | // | 毎日作成 |
| 喫食状況一覧表 | // | 毎日作成 |
| 発注書 | // | 毎週作成 |
| 衛生点検表 | // | 毎日作成 |
| 献立会議記録簿 | // | 月末作成 |
| (健康・安全の計画) | | |
| ・保健だより | 看護師、課長 | 毎月作成 |
| ・記録(危険箇所点検表、温湿度チェック表、検便検査表、看護日誌、水質管理表、プール日誌、しらみ検査結果表) | 保育士、看護士 | 毎日、毎月作成 |
| (事務日誌) | 保育課長 | 毎日記入 |

b. 組の編成

| クラス名 | 年 齢 | 職員配置 |
|-------------|--------|------|
| ちごゆり | 0歳児 | 3：1 |
| べにゆり | 1歳児 | 6：1 |
| ひめゆり | 2歳児 | 6：1 |
| こまゆり | 3歳児 | 15：1 |
| ささゆり | 4歳児 | 30：1 |
| あかゆり | 5歳児 | 30：1 |
| かのこゆり（一時保育） | 0歳～5歳児 | 15：1 |

- c. 一日の保育の流れ
別紙のとおりとする。
d. 一年の保育の流れ
別紙のとおりとする。

② 保育の内容等の自己評価

ア 保育士等の自己評価

保育の計画(全体的な計画及び指導計画)に基づく保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。(園内研修・自己評価)

イ 保育所の自己評価

保育の計画の展開や保育士等の自己評価、職員による園評価、保護者アンケートを踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。

ウ 評価結果を踏まえ、保育内容等の改善を図り保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組む。

(6) 保護者に対する支援

① 保育所の保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

a 行事等

子どもの成長発達について（個別懇談、保育参観、保護者半日保育体験、夏まつり、運動会、生活発表会等）

b 連絡手段

- 日々の連絡は、（クラス用・全体用の）掲示板を利用する。
- 個別連絡は直接口頭での連絡又は連絡ノートを利用する。
- 全体への連絡はしらゆり（園）だより（行事のお知らせ、全体への連絡事項）、クラスだより（指導のねらいなど）によって行う。また、給食関係については、食事だより・給食予定献立表の配布、日々の給食展示等により提供した献立や内容等を家庭に連絡する。
- 園内の感染症を含めた病気による欠席状況は、毎日正午までのところで掲示板への掲示とともにスクールメールにて配信する

ウ 保育に関する知識や技術などの保育園の特性を生かす。

エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上にむけて適切に支援する。

オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己

（しらゆり保育園）

- 決定を尊重する。
- カ 子どもの利益に反しない限り、知り得た事柄のプライバシー保護、秘密保持に留意する。
- キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。
- ② 地域における子育て支援
- ア 保育所機能の解放（行事へ招待等）
- イ 子育てに関する相談や援助の実施（子育て講座等）
- ウ 交流の場の提供
- エ 子育て支援に関する情報の提供
- オ 一時預かり保育の実施

（7）地域社会との連携

- ① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係機関等と連携を図り協力が得られるようにする。
- ② 地域の保育園、幼稚園、小学校や医療機関、保健関係機関、福祉関係機関、公民館等と日頃から十分な連携をとる。
- ③ 地域の保健福祉に関する情報の収集に努め、保護者に積極的な参加を促す。

5. 安全管理の状況

（1）日常の事故対策

- ① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域諸機関の協力の下に安全指導を行う。
- ② 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練などについて職員間で話し合い、不測の事態に備えて必要な対応を図る。また警察署など専門機関による指導を受ける。
- ③ 園外保育を計画する際には入念な下見を行い、園外保育対応マニュアルに基づき事故や怪我のないよう十分注意しながら実施する。

（2）非常災害対策

- ① 災害体制
- ア 消防計画、災害対策実施要項、原子力防災マニュアルに基づき、災害から子どもを守り、災害の未然防止及び軽減を図る。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる。
(休日緊急連絡網を作成)
- ② 予防訓練指導
- ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練（年12回）を行う。
- イ 避難訓練は毎月1回、各所安全点検は毎日行う。
- ウ 防火管理者及び火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行う。
- エ 消防署立会いの下、防火、消火、地震等の指導訓練を年1回実施する。
- オ 園児並びに職員に対して火災予防の心構えを徹底させる。
- カ 消防用設備及び器具の取扱いを習熟する。

- ③ 消防署指導・消防計画届け出
消防計画を届け出、年に一回消防署の指導を受ける。

(3) 建物・設備管理

- ① 電気・給排水等設備の保守および建物修繕を業者契約により定期的に実施する。
② 遊具などが破損していないか日常的に点検し、適宜処理する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

園児 内科検診 年2回 歯科検診 年1回（4・5歳児は年2回）
職員 健康診断 年1回以上

(2) 検便実施予定

職員は毎月検便(サルモネラ菌・赤痢菌・チフス菌・O-157検査)を実施する。

調理担当職員は併せて年6回ノロウィルス検査を実施する。

(3) 園児の保健衛生

① 子どもの健康支援

- ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて隨時把握する。
イ 保護者からの情報とともに登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病・感染症が疑われる状態や障がいが認められた場合には保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図る。
ウ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られた場合は、市や関係機関と連携し適切な対応をとる。また虐待が疑われる場合には、速やかに松江市家庭相談課又は中央児童相談所に通告し適切な対応をとる。
エ 感染症情報収集システム(保育園サーベイランス)の導入によりインフルエンザ・ノロウィルス・麻疹等の対策を行い、記録、連携、早期発見を心掛ける。
オ 新型コロナウィルス感染症に対しては、最新の情報収集を常に心がけ、子どもたちと一緒にそれぞれの年齢にあった対策をとるとともに、家庭にも呼びかけながら感染予防に努める。

② 環境及び衛生管理

部屋の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持すると共に、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。
特に新型コロナウィルス感染症やインフルエンザ、ノロウィルスなどの発生時対応の手順を確認しておく。

7. 食事の状況

(1) 献立

献立表を作成し、食材構成・栄養バランスを表記する。

(2) 検食

検食結果・残食結果を記録し、献立作成に活用する。

(3) 食育の増進

- ① 食を営む力の育成に向けその基礎を培う。
- ② 生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることの楽しさを知らせていく。
- ③ 子どもの感覚や体験を通して、自然の恵みや調理する人に対する感謝の気持ちを育てる。
- ④ 体調不良・障がいのある子など一人一人に配慮して適切に対応する。
- ⑤ 食物アレルギーがありアレルギー除去食を提供する子どもに対しては、調理担当者、管理職、担任間で確実な連携とチェック体制をとり、誤食等の事故が起きないよう細心の注意を払いながら対応していく。
- ⑥ 乳児の授乳及び離乳は授乳・離乳支援ガイドに添ってすすめる。

(4) その他

(HACCPの考えも含めた) 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を行う。

8. 職員研鑽

子どもの最善の利益を考慮し人権に配慮した保育を行うために、人権に関する研修を受け、倫理観・人間性並びに保育所職員としての責任と自覚をもつ。

(1) 施設長の責務

- ① 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努める。
- ② 保育士及び保育所の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努める体制を作る。
- ③ 保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努める。

(2) 職員の研修・会議等

- ・園評価、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修を通して、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めるとともに、職員一人一人が課題を持って主体的に学び、共に学び合うことで保育所の活性化を図る。
- ・人権教育に関する絵本や紙芝居等を充実させ、保育に活かす。

① 諸会議

ア 四園合同幹部会議

運営上必要な事項について検討協議すると共に、相互に意見交換、情報交換を行い円滑な施設運営に努める。

理事長、四園施設長、保育課長が参加。2か月に1回。

イ 職員会議

運営上必要な事項について検討すると共に、諸会議で決まった必要事項を伝達し、周知徹底を図る。月1回以上。

② 研修

ア 内部研修

- a 松江市保育指導員による研修
- b 講師派遣研修
- c キャリアアップのためのしらゆり四保育園合同各リーダー研修

d 保育技量を高めるための園内公開保育

イ 外部研修

a 県、市、松江市保育研究会、その他関係団体の主催する研修会に
積極的に参加する。

9. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

10. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

1日の保育の流れ

しらゆり保育園

| 0・1・2歳児のプログラム | 時間 | 3・4・5歳児のプログラム | |
|--|-------------------------|--------------------------|--|
| 保育標準時間認定 (7:00~18:00) | 保育短時間認定 (8:00~16:00) | 保育標準時間認定 (7:00~18:00) | 保育短時間認定 (8:00~16:00) |
| 登園・視診 保護者との連絡 衣服の調節 排泄・おむつ交換 保育者や友だちとあそぶ・片づけ | 延長保育 (7:00~8:00) | 7:00 8:00 | 登園・視診 保護者との連絡 保育者や友だちとあそぶ・片づけ 排泄・手洗い |
| おやつ 排泄・おむつ交換 保育者や友だちとあそぶ 排泄・おむつ交換 | | 9:30 | 朝の集まり みつけたあそび・経験させたいあそび |
| 食事 午睡（温湿度、換気などに注意） | | 11:30 | 片付け・排泄・食事準備 食事・片付け・歯磨き・着替え 午睡（温湿度、換気などに注意） |
| めざめ おやつ 検温・おむつ交換・排泄 保育者や友だちとあそぶ 個別視診、一日の様子を伝える 順次降園 | | 15:00 | めざめ・衣服の着替え おやつ 降園準備 保育者や友だちとあそぶ 個別視診、保護者への連絡 順次降園 |
| 延長保育 (衛生的な環境の中で、情緒の安定に配慮しながら保育者とゆっくりと過ごす) | 延長保育 | 16:00 18:00 19:00 | 延長保育 (ゆったりとした雰囲気のなかで、情緒の安定に配慮しながら異年齢でかかわってあそぶ) |

(しらゆり保育園)

令和4年度 年間行事計画書

しらゆり保育園

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--|-----|--|
| 4月 | 入園の集い 保育参観 離乳食講習会 保護者会総会 春季健康診断 | 10月 | 尿検査 芋掘り 歯科検診(4・5歳児) サンマパーティー |
| 5月 | 遠足 いも苗植え 防災訓練(消防署) 個別面談開始 | 11月 | 保護者奉仕作業 紐落しお祝い会 保育園一斉開放 不審者対応訓練 子育て講演会・試食会 |
| 6月 | 歯科検診 保護者奉仕作業 | 12月 | 人形劇観劇 園児健康診断 クリスマス会 生活発表会(全年齢) |
| 7月 | 保護者奉仕作業(プール設置) プール開き しらゆり和い輪いまつり (夏まつり) | 1月 | 育了記念撮影 法被伝達式 |
| 8月 | カレーパーティー 七夕会 | 2月 | 豆まき |
| 9月 | プール片付け 敬老お祝い会 親子運動会 | 3月 | ひな祭り会 お別れ遠足 保護者奉仕作業 保育証書授与式 |

*月定例行事

[誕生会・身体計測・避難訓練・運動あそび・弁当会・おはなしの森]

園外保育随時

(しらゆり保育園)

令和4年度 しらゆり第2保育園 事業計画書

当園は、保育所保育指針（H29.3.3.1 厚労省告示第117号）に基づき以下に掲げる保育その他 の便宜の提供を行う。

1. 基本理念

(1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。

一人ひとりの子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」生活ができる環境の創出に努めます。

(2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。

保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立つて考え、保育の質の向上を図ります。

(3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。

地域の医療、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

2. 施設体制

(1) 園児定数 130名

(2) 利用定員 2号認定子ども 76名

3号認定子ども 54名

うち満1歳以上の子ども 42名

うち満1歳未満の子ども 12名

(3) 保育時間 保育標準時間認定 月～土 7:00～18:00

延長保育時間 月～金 18:00～19:00

保育短時間認定 月～土 8:00～16:00

延長保育時間 月～土 7:00～ 8:00

// 月～金 16:00～19:00

// 土 16:00～18:00

(4) 提供する保育の内容 (別 表)

(5) 職員体制 24名 (基準数21名)

(6) 保育の流れ (別 表)

(7) 特別保育事業 • 延長保育事業

• 子育て講座 地域交流活動事業

• 障がい児受入促進事業

(保育士等待遇改善事業)

(8) その他 新制度に伴い特定教育・保育支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲において保育の提供をする。(保育標準時間認定と保育短時間認定)
時間外延長保育の実施

(9) 施設等整備

① 施設整備 通常整備

② 設備整備 通常整備

ア 廉房エアコン取替

イ 保育室(ささゆり組)エアコン取替

3. 本年度の重点目標 『ていねいな保育の実践』

(1) 環境（人的・物的）を通して保育の充実を図る

- ・直接的・具体的な体験を通し、心情・意慾・態度を育てる

「環境を通した、子ども中心の活動」を保育の基本とし、保育者は子どもの主体性の発現を促し、支援する関わりについて、取り組み深める。

- ・養護と教育の3つのアクション

保育者が子どもに直接的に関わる養護と教育と間接的に関わる養護と教育の両方を保育の基盤とする。その上でていねいな保育を維持するため、日々の記録や職員同士の話し合い、園内外の研修での学びを大切にし、保育の質の向上に取り組む。

(2) 子どもを中心とした保護者とのよりよい連携を目指す

- ・コロナ禍での保育が続く中、子どもの成長の姿を具体的にていねいに伝えていくことが、保護者とのより良い連携を築くことにつながるという意識をもつ。

- ・園の様々な活動が、乳幼児期の子ども達の成長にとって、どのような意味や意義があるのかを職員自らが認識し、保護者や地域方々へのていねいな情報発信を工夫する。

(3) 食育活動の推進を図る

- ・「食育年間計画」に基づき、調理担当者・保育者・保護者等との連携を大切に進める。

コロナ禍ではあるが、感染予防や衛生面に十分に配慮しながら、発達年齢に合わせた栽培、収穫、クッキング等の様々な活動を計画的に保育に取り入れる。その中で子ども自身が食に興味関心を持ち、健康な身体をつくることができるよう努める。

(4) 働きやすい職場を創造する

- ・子どもの処遇を一番に考え、保護者の思いにも寄り添いながら、職員も含めた誰もの人権に配慮した職場になるよう努める。

- ・保育者自身が保育を楽しむことができる職場の雰囲気をつくっていく。

- ・職員の「園評価」をもとに職員自ら課題を見出し、それらを解決していく為のアイデアや工夫を出し合い、常に皆で話し合い業務改善に取り組む。

4. 入園児待遇

(1) 基本方針

① 基本目標

心身ともに健全て豊かな情操をもったなかよくあそべる子どもを育てる。

健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子

美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子

和・なかよくする子…友達を大切にし協力し合う子

(2) 保育の原理

① 保育の目標

心豊かにたくましく生きるしらゆりっ子

ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳の芽生えを培う。

エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理

解したりしようとする等、言葉の豊かさを養う。

力 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを促す。

② 保育の方法

- ア 一人一人に子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態の把握をするとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けてとめる。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育する。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

③ 保育の環境

- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

(3) 子どもの発達

① 発達過程

子どもの発達過程は、指針改定を受けて6つの区分の年齢（学年）としてとらえる。

ただしこの区分は、子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。

保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

| 年 齢 区 分 |
|---------|
| 0 歳児 |
| 1 歳児 |
| 2 歳児 |
| 3 歳児 |
| 4 歳児 |
| 5 歳児 |

② ねらい及び内容の区分

子どもの発達の特徴を踏まえ、保育のねらい及び内容について、指針改定を受けて、以下の3つの区分としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達の特徴を踏まえ、ねらい及び内容をとらえるものとする。

| 年 齢 区 分 |
|-----------|
| 乳児 |
| 1歳以上3歳未満児 |
| 3歳以上児 |

(4) 保育の内容

- 保育の内容は、保育全体を通じて、養護に関する事項と教育に関する事項を一体的に展開する。
- ・乳児保育
 - ① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。
 - ② 教育に関わる事項
 - ア 健やかにのびのびと育つ。
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作りだす力の基盤を培う。
 - イ 身近な人と気持ちが通じ合う
受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基礎を培う。
 - ウ 身近なものと関わり感性が育つ
身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基礎を培う。
 - ・1歳児以上3歳未満児保育 及び 3歳以上児の保育
 - ① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。
 - ② 教育に関わる事項
 - ア 健康
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す。
 - イ 人間関係
他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て人と関わる力を養う。
 - ウ 環境
周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていくとする力を養う。
 - エ 言葉
経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
 - オ 表現
感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(5) 保育の計画及び評価

- ① 保育の計画
 - ア 全体的な計画
 - 保育方針や目標に基づき、子どもの発達の特徴を踏まえ、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開していくように編成する。
 - イ 指導計画
 - 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。
 - 一人一人の発達過程や状況及び保育所の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
 - 尚、全体的な計画に応じた保育・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育・小学校との連携・家庭及び地域社会との連携に配慮する。

a. 指導計画他の作成

| 計画等 | 作成者 | 作成時期 |
|--------------------------------|---------|-----------|
| 全体的な計画 | 施設長、課長 | 年度当初 |
| 指導計画 | 各組担任保育士 | 4月作成 |
| ・年間指導計画 | // | 月末翌月分作成 |
| ・月案 | // | 週末翌週分作成 |
| ・週案 | // | 毎日記入 |
| ・日案 | // | 及び必要な時期 |
| ・記録・・・児童票、出席簿、行動記録、保育要録、園外保育日誌 | | |
| (食育の計画) | | |
| ・年間指導計画 | 調理員、保育士 | 年1回 |
| ・記録・・・食育活動、アンケート、園内食育部会 | 調理員 | 年12回 |
| 食事風景(食事の様子) | 各組担任 | 年1回作成 |
| 給食予定実施献立表及び給食日誌(中心温度管理表) | 調理員 | 毎月作成 |
| 給食予定実施献立表及び給食日誌(中心温度管理表) | // | 毎日作成 |
| (栄養出納表) | // | 毎月作成 |
| 栄養出納表 | 調理員、検食者 | 毎日作成 |
| 検食簿 | 調理員 | 毎月作成 |
| 食品受払出簿(毎月) | 各組担任 | 毎日作成 |
| 残食記録 | 調理員 | 毎日作成 |
| 検収簿 | 調理員、担当 | 毎朝記入 |
| 調理担当者健康チェック表 | 各組担任 | 毎日記入 |
| 喫食時間、終了時間表 | 調理員 | 毎日作成 |
| 発注書 | // | 毎日作成 |
| 衛生点検表 | | 毎月、必要とする時 |
| (健康・安全の計画) | | |
| ・保健だより、お知らせ | 保育士等 | 毎日、毎月及び |
| ・記録・・・健康票、看護日誌等 | | 必要とする時 |
| 検便検査表、しらみ、布団、温湿度、プール管理表、水質検査表 | | |
| 危険箇所点検表 | 保育士輪番 | 毎月作成 |
| (事務日誌) | 保育課長 | 毎日記入 |

b. 組の編成

| クラス名 | 年齢 | 職員配置 |
|------|----|------|
| ちごゆり | 0歳 | 3:1 |
| べにゆり | 1歳 | 6:1 |
| ひめゆり | 2歳 | 6:1 |
| こまゆり | 3歳 | 15:1 |
| ささゆり | 4歳 | 30:1 |
| あかゆり | 5歳 | 30:1 |

- c. 一日の保育の流れ
別紙のとおりとする。
 - d. 一年の保育の流れ
別紙のとおりとする。
- ② 保育の内容等の自己評価
- ア 保育士等の自己評価
保育の計画（全体的な計画及び指導計画）保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。（園内研修・自己評価）
 - イ 保育所の自己評価
保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について評価を行い、その結果を公表するよう努める。（保護者による園評価、全職員による園評価）
 - ウ 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を計り保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組む。

（6）保護者に対する支援

- ① 保育所の保護者に対する支援
- 保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。
- ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。
 - イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
 - a 行事等（地域の新型コロナウィルス感染症の状況を把握し、適切に行う）
個別面談、保育参観日、保護者半日保育体験、遠足、運動会、夏まつり、生活発表会・試写会・試食会、高齢者、異年齢児との交流事業、育儿講座等
 - b 連絡手段
日々の個別連絡は、三密を避けた直接口頭での連絡か、連絡ノートを利用する。
園だより（行事のお知らせ、指導のねらいなど）クラスだより
給食予定献立表（毎月初めに配布）、保健だより、食事だより、日々の食事展示・連絡帳により食事の内容や食べ具合を家庭に連絡する。
 - ウ 保育に関する知識や技術などの保育所の特性を生かす。
 - エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上に向けて適切に支援する。
 - オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。
 - カ 子どもの利益に反しない限り、知り得たプライバシーは保護、知り得た事柄の秘密保持に留意する。
 - キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。
- ② 地域における子育て支援（新型コロナウィルス感染症の状況を考慮して適切に行う）
- ア 保育所の機能の解放（行事へ招待・体験等）
 - イ 子育てに関する相談や援助の実施（子育て講座等）
 - ウ 交流の場の提供
 - エ 子育て支援に関する情報の提供

（7）地域社会との連携

- ① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係機関等と連携を図り協力が得られるようにする。
- ② 地域の医療機関、保健関係機関、福祉関係機関と、日常から十分な連携をとる。
- ③ 地域の保健福祉に関する情報の把握に努め、保護者に積極的な参加を促す。

5. 安全管理の状況

(1) 日常の事故対策

- ① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。
- ② 外部から不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。また、子どもの精神保健面における対応に留意する。

(2) 非常災害対策

① 災害体制

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、災害から子どもを守り、災害の未然防止及び軽減を図る。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を認識させる。保育園で作成したハザードマップの理解を全職員とする。

(休日緊急連絡網を作成) (緊急メール配信システムを活用)

② 予防訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練(年12回)を心掛ける。
- イ 避難訓練(月1回)、不審者訓練(年2回)、各所安全点検を毎日行う。
- ウ 保護者緊急連絡先の整備をする。
- エ 防火管理及び、火元責任者を置き、火気取締及び点検を行う。
- オ 消防署立ち会いのもと、防火、消火、地震等の指導訓練を年1回実施する。
- カ 園児並びに職員に対して火災予防の心構えを徹底させる。
- キ 消火用設備及び器具の取り扱いを習熟する。

③ 消防署指導・消防計画届け出

年に1回消防署の指導を受け、消防計画を届け出る。

(3) 建物・設備管理

- ① 電気・給排水等設備の保守および建物修繕を業者契約により定期的に実施する。
- ② 遊具などが老朽・破損していないか日常的に点検し、適宜処理する。
屋外用、屋内用の遊具について毎月点検及び専門業者による点検(年2回)および建物設備についても毎月点検その都度、修繕をする。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

園児 内科健診 年2回 歯科健診年1回

職員 健康診断 年1回以上(職員健診後、園医への意見聴取→個々への伝達)

(2) 検便実施予定

職員は毎月検便(サルモネラ菌・赤痢菌・チフス菌・O-157(検査)を実施する。

調理担当者は、ノロウイルス検査も年6回実施する。

(3) 職員は、毎朝健康チェック表をつける。

(4) 園児の保健衛生

① 子どもの健康支援

- ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて隨時把握する。
- イ 保護者からの情報とともに登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し何らかの疾病・感染症が疑われる状態や障害が認められた場合には保護者に連絡するとと

- もに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図る。
- ウ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られた場合は、市町村や関係機関と連携し適切な対応をとる。また虐待が疑われる場合には、速やかに市町村、家庭相談課又は児童相談所に通告し適切な対応をとる。
- エ 感染症情報収集システム（保育園サーベイランス）の導入によりインフルエンザ・ノロウイルス・麻疹等の対策を行い、記録、連携、早期探知に心掛ける。
- ② 環境及び衛生管理
- 部屋の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持すると共に、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。
- 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ及び、ノロウイルスなどの感染症対応の手順を確認しあう。

7. 食事の状況

(1) 献立

献立表を作成し、食糧構成・栄養バランスを表記する。

(2) 検食

検食結果を記録し、残食結果を献立作成に活用する。

(3) 食育の増進

食育年間計画に基づき実施する。

- ① 食を営む力の育成に向け、その基礎を培う。
- ② 生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね食べることの楽しさを知らせていく。
- ③ 子どもの感覚や体験を通して、自然の恵みや調理する人に感謝の気持ちを育てる。
- ④ 体調不良・食物アレルギー・障害のある子など一人一人に配慮して適切に対応する。
- ⑤ 乳児の授乳及び離乳は授乳・離乳支援ガイドに添ってすすめる。

(4) その他

大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を行う。

食物アレルギー対応マニュアルに基づき、アレルギー対応や誤飲誤食防止の管理を行う。

8. 職員研鑽

子どもの最善の利益を考慮し人権に配慮した保育を行うためには、人権に関する研修を受け倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任と自覚をもつ。

(1) 施設長の責務

- ① 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令を尊守し保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努める。
- ② 保育士及び保育所の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努める体制を作る。
- ③ 保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努める。

(2) 職員の研修・会議等

自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修を通して、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めるとともに、職員一人一人が課題を持って主体的に学び、共に学び合うことで保育所の活性化を図る。

人権教育や小学校移行に関する絵本、紙芝居を充実させ保育に生かす。

① 諸会議

ア 四園合同の幹部会議

運営上必要な事項について検討協議すると共に、相互に意見交換、情報交換を行い円滑な施設運営に努める。

年6回 理事長、四園の各施設長、保育課長が参加

イ 職員会議

運営上必要な事項について、検討会議すると共に諸会議で決まった必要事項を伝達し、周知徹底を図る。月1回程度

② 研修

ア 内部研修

| | | | |
|-----------------------|-----|----|------|
| a 松江市保育指導員による研修 | 2回 | 延べ | 10人 |
| b 講師派遣園内研修 | 5回 | 延べ | 60人 |
| c 保育技術を高めるための園内での公開保育 | 5回 | 延べ | 20人 |
| d その他 | | | |
| 人権研修 | 2回 | 延べ | 30人 |
| 救急蘇生法 | 12回 | 延べ | 150人 |
| 防災教育 | 12回 | 延べ | 150人 |
| AED講習 | 1回 | 延べ | 30人 |
| 感染症・嘔吐処理対応研修 | 1回 | 延べ | 30人 |
| 園内食育部会 | 12回 | 延べ | 70人 |

イ 外部研修

| | | | |
|---------------------------------------|-----|----|-----|
| a 他保育園への保育研修 | 17回 | 延べ | 33人 |
| b 県、市、保育研究会、その他関係団体の主催する研修会に積極的に参加する。 | | | |
| 人権同和教育 | 2回 | 延べ | 2人 |
| 保育研修 | 10回 | 延べ | 10人 |
| 調理担当者研修 | 2回 | 延べ | 2人 |
| 所長研修会 | 2回 | 延べ | 2人 |
| 特別支援研修 | 1回 | 延べ | 1人 |
| 県保協総会 | 1回 | 延べ | 1人 |
| 児童虐待研修 | 1回 | 延べ | 1人 |
| 保健衛生・アレルギー | 2回 | 延べ | 2人 |
| 保育研究会 | 3回 | 延べ | 35人 |
| 苦情解決研修 | 1回 | 延べ | 1人 |
| その他の研修 | | | 数人 |

9. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

行事の都度、保護者がビデオ・写真撮影する際の個人情報保護につき事前の案内プリントと当日の声掛けを継続的に行う。

10. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応

「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

1日の保育の流れ

しらゆり第2保育園

| 時間 | 0・1・2歳児のプログラム | | 時間 | 3・4・5歳児のプログラム | |
|------------|--|-------------------------|------------|--|-------------------------|
| | 保育標準時間認定 (7:00~18:00) | 保育短時間認定 (8:00~16:00) | | 保育標準時間認定 (7:00~18:00) | 保育短時間認定 (7:00~16:00) |
| 7:00 ↓ | | 延長保育 | 7:00 ↓ | | 延長保育 |
| 8:00 | 登園・検温・消毒・視診 子どもの様子を聞く 個々にあわせたおむつの交換・排泄 | | 8:00 | 登園・検温・消毒・視診 保護者との連絡 | |
| 9:30 | おやつ 保育者や友だちと遊ぶ | | 9:30 | 朝の集まり みつけたあそび・経験させたいあそび | |
| 11:10 | 食事 | | 11:30 | 食事・後片付け・歯磨き・着替え | |
| 12:30 | 午睡(温室度、換気などに注意) | | 13:00 | 午睡(温室度、換気などに注意) | |
| 15:00 | めざめ・おやつ 検温・おむつ交換・排泄／あそび 個別視診、一日の様子を伝える 順次降園 | | 15:00 | めざめ・衣服の着替え・おやつ 降園準備／あそび 個別視診、保護者への連絡 順次降園 | |
| 16:00 ↓ | | 延長保育 | 16:00 ↓ | | 延長保育 |
| 18:00 ↓ | | | 18:00 ↓ | | |
| 19:00 | 延長保育 | | 19:00 | 延長保育 | |

(しらゆり第2保育園)

令和4年度 年間行事計画書

しらゆり第2保育園

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--|-----|--|
| 4月 | 入園のつどい 入学お祝会（異年代交流） 保育参観（子育て講座） 保護者会総会 | 10月 | 芋掘り ちいさい秋みつけた遠足 町探検（持田小交流） 保護者奉仕作業 芋焼き |
| 5月 | 春季健康診断 防災訓練・避難訓練 親子遠足 芋苗植え 個別面談開始 (全クラス対象 9月まで) | 11月 | 保育所一斉開放 紐落しお祝い会 秋季健康診断 ちいさい秋見つけた遠足 なかよし広場（未満児）映写会 試食会 川津地区年長児交流(川津小) |
| 6月 | 柏餅づくり 尿検査 半日保育士開始（11月まで） 歯科検診 保護者奉仕作業 人権研修（職員） | 12月 | なかよし広場（以上児）映写会 クリスマス会 餅つき（餅花つくり） 不審者対応訓練（職員・園児） 育了記念写真撮影 |
| 7月 | 保護者奉仕作業 プール開き 夏まつり 親子ブラッシング指導（子育て講座） | 1月 | 持田小、幼稚園交流（年長児） 親子交通安全指導 和太鼓伝達式 |
| 8月 | 七夕会 不審者対応訓練（職員） 保護者奉仕作業 | 2月 | お楽しみ節分会 |
| 9月 | 親子運動会 救急法研修（職員） | 3月 | 持田小、幼稚園交流（年長児） ひな祭りお祝い会 保護者奉仕作業 令和4年度育了証書授与式 |

* 月定例行事【誕生会・身体計測・避難訓練・運動あそび・音楽あそび・弁当日・園外保育隨時お話しブリュッケン・島大ボランティア交流（随时）】 行事については、地域の新型コロナウィルス感染症の状況を把握し、感染防止に十分留意しその都度検討する。

令和4年度 しらゆり第3保育園 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。
一人一人の子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」生活ができる環境の創出に努めます。
- (2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。
保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立つて考え、保育の質の向上を図ります。
- (3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。
地域の各町内会、医療、福祉、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。

2. 施設体制

- (1) 園児定数 130名
- (2) 保育時間 標準時間保育（月～土曜日まで） 7：00～18：00
標準時間延長（月～金曜日まで） 18：00～19：00
短時間保育（月～土曜日まで） 8：00～16：00
短時間延長（月～土曜日まで） 7：00～ 8：00
（月～金曜日まで） 16：00～19：00
（土曜日） 16：00～18：00
- (3) 職員体制 28名（基準数 21名）
- (4) 保育の流れ （別 表）
- (5) 特別保育事業
・延長保育事業
・子育て講座事業・地域交流事業
・障がい児受入促進事業
- (6) 施設等整備
① 施設整備
ア おがーるシステム導入
イ 園庭安全柵設置工事
② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) ウィズコロナ時代のメンタルディスタンスに配慮した保育を心がける。
新型コロナ感染症対策について、市の指導に基づき周知徹底を継続して行う。あわせて「3密」対策が子どもの育ちに与える影響を最小限にとどめるため、「メンタル・ディスタンス（心の距離）」を重視し、離れていても子どもが温かさをより近くに感じられるような保育を大切にしていく。
- (2) 「ひと、もの、ことと出会い、生き生きと遊びを広げ、学ぶ子ども。」を目指した保育を行う。
・環境を通して、環境を関わって豊かな経験を積む。
・主体的に、気づいたこと、できるようになったことを試行錯誤したり表現したりする。
・年齢ごとに、繰り返しと連續性の中で、段階をもって学び育つ。

(3) 保育指針に基づき、子ども一人ひとりにとっての保育者のあり方を検討する。

- ・環境とは何かを考え、吟味し、子どもとの出会いを大切にする。
- ・保育者は、子どもの主体制構築の基盤であることを認識し、一人ひとりの安全基地となり、子ども理解に努め、愛情に満ちた関わりで、子どもの自己肯定感を育む。
- ・遊びの連續性、遊びの循環のために、PDCAサイクルを活用し、実践記録を取りチームワークで保育にあたる。

4. 入園児処遇

(1) 基本方針

① 基本目標

心身ともに健全で豊かな情操をもったなかよくあそべる子どもを育てる。

健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子

美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子

和・なかよくする子……友達を大切にし協力し合う子

(2) 保育の原理

① 保育の目標

心豊かでいきいきと遊ぶ子ども

ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳の芽生えを培う。

エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

② 保育の方法

ア 一人一人の子どもの個性を理解し、家庭及び地域社会での生活の実態を把握しながら、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けとめる。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に發揮できる環境を整える。

ウ 個々の子どもの発達について理解し、発達過程に配慮した保育をする。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を育て、協調性や社会性を育むよう努める。

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえて、適切に援助する。

③ 保育の環境

ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいく

ことができるよう配慮する。

- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、快適に過ごせるよう衛生面に配慮し、安全の確保に努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を工夫する。

(3) 子どもの発達

① 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね8つの区分としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。

保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

| 年齢区分 |
|-----------------|
| おおむね6か月末満 |
| おおむね6か月～1歳3ヶ月未満 |
| おおむね1歳3か月～2歳未満 |
| おおむね2歳 |
| おおむね3歳 |
| おおむね4歳 |
| おおむね5歳 |
| おおむね6歳 |

(4) 保育の内容

① 養護に関わる事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

② 教育に関わる事項

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(5) 保育の計画及び評価

① 保育の計画

ア 保育課程

保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育園生活全体を通して、総合的に展開していくように編成する。

イ 指導計画

- ・保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。
- ・一人一人の発達過程や状況及び保育園の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
- ・発達過程に応じた保育・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育・家庭及び地域社会との連携に配慮する。
- ・5歳児は、保小接続カリキュラムを考慮した保育を進める。5歳児後半では、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」に配意する。

A. 指導計画他の作成

| 計画等 | 作成者 | 作成時期 |
|-----------------|------------|---------|
| (保育の計画) | | |
| 保育課程 | 施設長 | 年度当初 |
| 指導計画 | | |
| ・年間指導計画 | 各組担任保育士 | 4月作成 |
| ・月間指導計画 | 〃 | 月末翌月分作成 |
| ・個別計画 | 3才未満児担任保育士 | 月末翌月分作成 |
| ・週間指導計画 | 各組担任保育士 | 週末翌週分作成 |
| ・日案 | 〃 | |
| ・保育日誌 | 〃 | 毎夕記入 |
| (給食の計画) | | |
| 給食予定実施献立表及び給食日誌 | 調理員 | 月末翌月分作成 |
| 栄養出納表 | 〃 | 月末作成 |
| 検食簿 | 〃 | 毎日作成 |
| 食品受払出簿(毎月) | 〃 | 月末作成 |
| 検収簿 | 〃 | 毎日作成 |
| 給食担当者健康チェック表 | 〃 | 毎日作成 |
| 中心温度管理表 | 〃 | 毎日作成 |
| 喫食状況一覧表 | 〃 | 毎日作成 |
| 発注書 | 〃 | 毎週作成 |
| 衛生点検表 | 〃 | 毎日作成 |
| 献立会議記録簿 | 〃 | 月末作成 |
| (事務日誌) | 保育課長 | 毎夕記入 |

B. 組の編成

| クラス名 | 年齢 | 職員配置 |
|--------------|-------|------|
| ちごゆり | 0歳 | 3:1 |
| べにゆり1べにゆり2 | 1歳 | 6:1 |
| ひめゆり1ひめゆり2 | 2歳 | 6:1 |
| こまゆり | 3歳 | 15:1 |
| ささゆり | 4歳 | 30:1 |
| あかゆり | 5歳 | 30:1 |
| かのこゆり(一時預かり) | 0歳~5歳 | 15:2 |

C. 一日の保育の流れ (後段 1日の保育の流れ参照)

(しらゆり第3保育園)

D. 一年の保育の流れ（後段 令和元年度年間行事予定計画書参照）

② 保育の内容等の自己評価

ア 保育士等の自己評価

保育の計画（保育課程及び指導計画）保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。（年間2回）
園長・理事長による評価を年1回実施する。

イ 保護者による保育園の評価

保育の計画・展開や保育の内容、保護者対応等園運営全般について、保護者に評価をしてもらい、園運営の改善に活かすと同時に、その結果を公表し、保護者との信頼関係の構築に努める。

（6）保護者に対する支援

① 保育園の保護者に対する支援

保育園における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

A 行事等

子どもの成長発達について保護者との共通理解を図る
(個別懇談、保育参観、生活発表会等)

B 連絡手段

日々の個別連絡は直接口頭での連絡か連絡ノートを利用する。
しらゆりだより（園から行事のお知らせ、保育のねらいなど）、クラスだより、クラスの写真付きドキュメンテーション、給食予定献立表（前月末に配布）、給食だよりなどを通して保育内容について理解してもらう。

給食展示・連絡帳により給食の献立や食べ具合を家庭に連絡する。

以上児の活動に関しては、掲示板を活用して連絡する。

緊急時の連絡については、メール配信システムを使用する。

ウ 保育に関する知識や技術などの保育園の専門性を生かす。

エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上を支援する。

オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。

カ 子どもの利益に反することのないよう、個人情報の保護やプライバシーの保護に努める。

キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。

② 地域における子育て支援

ア 保育園の機能の開放（行事へ招待・体験等）

イ 子育てに関する相談や援助の実施（育儿講座等）

ウ 交流の場の提供

エ 子育て支援に関する情報の提供

（7）地域社会との連携

① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係諸団体との連携を図り、協力を得る。

② 地域の医療機関、保健関係機関、福祉関係機関と、日常から十分な連携をとる。

③ 地域の保健福祉に関する情報を把握し、保護者に積極的な参加を促す。

④ 園だより「しらゆり」を地域に配布し、園の活動状況を知っ

てもらう。

5. 安全管理の状況

(1) 日常の事故対策

- ① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解を図り体制作りを進める。また、家庭や地域の諸団体の協力の下に安全指導を行う。
- ② 不審者等侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。また子どもの精神保健面における対応に留意する。
- ③ 施設・設備並びに遊具の安全点検を定期的に実施し、事故防止に努める。

(2) 非常災害対策

① 災害対策

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、災害から子どもを守り、災害の未然防止に努める。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を確認させ、訓練時に適切な行動がとれるようにする。

(休日夜間緊急連絡網を作成)

② 予防訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練を実施し、災害時における安全の確保に備える。(年12回実施)
- イ 避難訓練(月1回)、各所安全点検を毎日行う。
- ウ 保護者緊急連絡網の整備をする。
- エ 防火管理及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行う。
- オ 消防署による防火、消火、地震、土砂災害の指導訓練を年1回実施する。
- カ 園児並びに職員に対して火災予防の心構えを徹底させる。
- キ 消火用設備及び器具の取扱いに習熟する。

③ 消防署指導・消防計画届け出

年に1度消防署の指導を受け、消防計画を届け出る。

(3) 建物・設備管理

- ① 電気・給排水等設備の保守点検および建物修繕を業者契約により定期的に実施する。
- ② 遊具などが老朽・破損していないか日常的に点検し、適宜処理する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

職員健康診断 年1回以上

(2) 検便実施予定

職員は毎月検便(サルモネラ菌・赤痢菌・チフス菌・O-157検査)を実施する。
調理員は年6回ノロウィルス検査を実施する。(10月~3月) また、健康チェック票によって自らの健康状態を毎日チェックする。

(3) 園児の保健衛生

① 子どもの健康支援

- ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて隨時、把握する。
- イ 保護者からの情報と共に、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの感染症・疾病が疑われる状態や異常が認められた場合

(しらゆり第3保育園)

- には保護者へ連絡すると共に嘱託医と相談する等適切な対応を図る。
- ウ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られた場合は市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図る。また虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し適切な対応を図る。
- ② 環境及び衛生管理
部屋の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。

7. 食事の状況

- (1) 献立
献立表を作成し、食品構成・栄養バランスを表記する。
- (2) 檢食
検食結果を記録し、残食結果を献立作成に活用する。
- (3) 食育の増進
① 食を営む力の育成に向けその基礎を培う。
② 生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることの楽しさを知らせる。
③ 子どもの感覚や体験を通して、自然の恵みや調理する人に感謝の気持ちを育てる。
④ 体調不良・食物アレルギー・障害のある子など一人一人に配慮して適切に対応する。
⑤ 乳児の授乳及び離乳は授乳・離乳支援ガイドに添ってすすめる。
- (4) 誤嚥の予防
過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、使用しない、又は、調理法や切り方を配慮する。
- (5) その他
大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を行う。

8. 職員研鑽

子どもの最善の利益を考慮し人権に配慮した保育を行うために、人権に関する研修を通して倫理観や人間性を高め、保育所職員としての自覚をもつ。

- (1) 施設長の責務
① 施設長は、保育園の役割や社会的責任を遂行するために、法令を尊守し、保育園を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努める。
② 保育士及び保育園の保護者評価等を踏まえて保育の課題についての共通理解を図り、協力して改善に努める態勢づくりをする。
③ 保育園の課題を踏まえて保育園内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努める。
- (2) 職員の研修・会議等
自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育園内外の研修を通して、必要な知識及び技術の習得、維持向上に努める。
職員一人一人が課題を持って主体的に学び、共に学び合うことで職場の活性化を図る。
① 諸会議
ア 四園合同の幹部会議

運営上必要な事項について検討協議すると共に、相互に意見交換、情報交換を行い円滑な施設運営に努める。

【2ヶ月に1回 四園の各施設長、保育課長が参加】

イ 職員会議

運営上必要な事項について、意見交換すると共に諸会議で決まった必要事項を伝達し、周知徹底を図る。【月1回以上】

ウ 園長会

四園に共通する行事についての意見交換や運営上の重要事項等について話し合い、園運営の円滑化を図る。

エ 施設長会

しらゆり会としての統一した運営方針について共通理解する。【月1回】

② 研修

ア 内部研修

- A 保育指導員による研修
- B 講師による研修
- C 保育技術を高めるための公開保育
- D その他、年間計画を別途策定し実施する

イ 外部研修

- A 先進施設の視察研修
- B 県、市、保育研究会、その他関係団体の主催する研修会に積極的に参加する。
- C 参加する職員が偏らないよう、機会の平等に配慮する。
研修で学んだことを職員間で伝達し合って知識を共有し、保育力の向上を図る。

9. 個人情報保護

- (1) 法人個人情報管理規程に基づいて個人情報の保護に努める。
- (2) 保護者・児童はもとより、職員の個人情報も外部へ漏洩しない。

10. 苦情解決

- (1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情への迅速な対応
「苦情受付書」の速やかな提出を行う。
- (2) 苦情の投書箱「ふれあい箱」を設けて、定期的に中身を点検し、第三者委員に報告すべき事項があれば速やかに処理する。
- (3) 苦情か相談かを判別し、保護者との面談を通してお話を共感しながら受容する。
謝罪すべき点があれば謝罪し、園の方針についてはきちんと説明して理解を求め、今後の方向性について伝えながら、速やかな解決を図る。

1日の保育の流れ

しらゆり第3保育園

| 0・1・2歳児のプログラム | 時間 | 3・4・5歳児のプログラム |
|--|-------|---|
| 保育の準備 | | 保育の準備 |
| *登園 *消毒 *視診 *検温 *保護者から子どもの様子を聞く *個々にあわせ、おむつ交換・排泄 *保育者と一緒に自由なあそび *衣服の調整 *あそびの後の整頓 *個々にあわせ、おむつ交換・排泄 *手の清拭 | 7:00 | *登園 *消毒 *視診 *検温 *保護者との連絡 自由なあそび 遊具、用具を使って自らみんなと仲良く遊ぶ *後片付け・排泄・手洗い |
| おやつ | 9:30 | *朝の集まり |
| *口、手の清拭 | 10:00 | みつけたあそび・経験させたいあそび *手洗い・うがい・身辺整理・排泄 |
| 保育者や友達とのあそび *おむつ交換 | 11:00 | *当番は配膳の手伝い |
| *手の清拭 | 11:30 | 食事 |
| 食事 | | *手洗い・うがい・後片付け・歯みがき |
| *口、手の清拭 | | *休息 |
| *おむつ交換 | | 自由なあそび |
| *午睡準備 | 12:30 | *後片付け |
| *午睡（温湿度、換気などに配慮） | 13:00 | *排泄 着替え 午睡準備 *午睡（温湿度、換気などに配慮） |
| *めざめ・おむつ交換 | 15:00 | *めざめ・衣服の着替え・布団の片付け |
| おやつ | | *排泄・手洗い |
| *口、手の清拭 | | おやつ |
| *検温 | | *後片付け 歯みがき |
| 保育者と一緒に自由なあそび | | |
| 降園準備、順次降園 | 16:00 | 降園準備、順次降園 |
| *個別視診・一日の様子を伝える | | *帰りの集まり |
| *おむつ交換・排泄 | | *個別視診・保護者への連絡 |
| 保育者や友達とのあそび | | 自由なあそび |
| 延長保育 | 18:00 | 延長保育 |
| *保健的・衛生的な環境の中で、保育者とゆったりかかわりながら、異年齢で安全に過ごす。 | 19:00 | *ゆったりとした雰囲気の中で、情緒の安定を配慮しながら異年齢で関わって遊ぶ。 |

(しらゆり第3保育園)

令和4年度 年間行事予定計画書

しらゆり第3保育園

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--|-----|--|
| 4月 | 令和4年度入園の集い 保護者会役員会 前期健康診断 保護者会総会 参観日（以上児） 遠足（あかゆり） | 10月 | 歯科検診（ささゆり・あかゆり） 遠足（こまゆり） |
| 5月 | 第1回保護者奉仕作業 交通安全指導（地域交防協） 芋・野菜苗植え 歯科検診 防災訓練（消防署による指導） フリー参観日（未満児） 遠足（ささゆり） 尿検査 | 11月 | 芋掘り 紐落としお祝い会 保育園一斉開放 第4回保護者奉仕作業 |
| 6月 | 個別面談 柏餅作り 尿検査（2回目） | 12月 | 後期健康診断 にこにこ参観日（未満児） にこにこ広場（以上児） 餅つき（あかゆり） クリスマス会 育了記念写真撮影 法被伝達式 |
| 7月 | 第2回保護者奉仕作業（ささゆり） プール開き 不審者対応訓練 園内夏まつり | 1月 | 新春お祝い会 |
| 8月 | 七夕会 矢田地区合同夏祭り 第3回保護者奉仕作業（プール撤去） | 2月 | 節分会 令和5年度新入児面接 |
| 9月 | 敬老お祝い会（地域交流事業） 親子運動会（以上児） | 3月 | お別れ遠足（あかゆり） サッカーユニフォーム伝達式 お別れサッカー試合 (あかゆり・ささゆり) 保護者会役員会 機関誌「たんぽぽ」発刊 令和4年度保育証書授与式 |

※ **月例行事**

誕生会・弁当日・身体計測・避難訓練

お話ブリュッケン（あかゆり）

※ **その他の**

園外保育

令和4年度 しらゆり千鳥保育園 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 私たちは、子どもの健やかな育ちを支えます。
一人一人の子どもが個性にあふれ、心身ともに健康、安全で情緒豊かに、「健（たくましく）・美（心豊かに）・和（なかよく）」生活ができる環境の創出に努めます。
- (2) 私たちは、保護者の子育てを支えます。
保護者の方とのより良い協力関係を築きながら、常に子どもの視点に立って考え、保育の質の向上を図ります。
- (3) 私たちは、子どもと子育てに優しい社会をつくります。
地域の各町内会、医療、福祉、教育、行政、奉仕団体等関連する機関との連携を保ちます。(新型コロナウィルス感染症に配慮して)

2. 施設体制

- (1) 園児定数 130名
- (2) 保育時間 標準時間保育（月～土曜日まで） 7：00～18：00
標準時間延長（月～金曜日まで） 18：00～19：00
短時間保育（月～土曜日まで） 8：00～16：00
短時間延長（月～土曜日まで） 7：00～ 8：00
（月～金曜日まで） 16：00～19：00
（土曜日） 16：00～18：00
- (3) 職員体制 25名（基準数 19名）
- (4) 保育の流れ （別 表）
- (5) 特別保育事業
・延長保育事業
・子育て講座事業
・地域交流事業
・障がい児受入促進事業
- (6) 施設等整備
① 施設整備
ア 保育室（ささゆり組）床改装工事
② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) 保育所保育指針に基づく保育実践の充実に向けた取り組みを日常的に行う
・子どもたちが主体的に身近な（人・物）にかかわり、そこで心が動かされるような遊びや体験を大切にする保育
・その子らしい「在り方」や「自己表現」を大切にしながら、生きる喜びと生きる力の基礎を育てる保育
・保育者一人一人が「保育所保育指針」を念頭に置き、幼児教育としての保育を実践する
- (2) 保護者・地域の方の子育てを支える
・半日保育士体験の充実を図る(新型コロナウィルス感染症に配慮して)
・地域の子育て親子の交流 //
・子育てに関する相談援助等 //

- ・公的機関との連携
- (3) 障がいのある子どもや気になる子どもへの配慮
- ・一人一人の発達過程や障がいの状態を把握し、環境を工夫しながら、障がいのある子どもと他の子どもが共に成長できるよう個別の支援計画を作成し、適切な対応を図る。
 - ・専門機関や講師の助言を得ながら、より良い支援の在り方をさぐる。
 - ・専門機関にすぐには頼らず、気になる子の保育について考える研修の場を設ける。
- (4) 保育士等の業務負担を軽減する取り組みを行う
- ・正規、臨時職員と話し合い取り組みを行う

4. 入園児待遇

(1) 基本方針

① 基本目標

心身ともに健全で豊かな情操をもったなかよくあそべる子どもを育てる
健・たくましい子……心身ともに健康で意志の強い子
美・美を求める子……素直な心と表現力の豊かな子
和・なかよくする子……友達を大切にし協力し合う子

(2) 保育の原理

① 保育の目標

心豊かにたくましく生きるしらゆりっ子

- ア 十分に養護のゆきとどいた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳の芽生えを培う。
- エ 生命、自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て喜んで話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど言葉の豊かさを養う。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

② 保育の方法

- ア 一人一人の子どもの個性を理解し、家庭及び地域社会での生活の実態を把握しながら、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受けとめる。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に發揮できる環境を整える。
- ウ 個々の子どもの発達について理解し、発達過程に配慮した保育をする。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を育て、協調性や社会性を育むよう努める。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、親子関係や家庭生

活等に配慮しながら、様々な機会をとらえて、適切に援助する。

③ 保育の環境

- ア 子どもが自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の設備や環境を整え、快適に過ごせるよう衛生面に配慮し、安全の確保に努める。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を工夫する。

※新型コロナウィルス感染症に関する配慮を常に基底にとする

(3) 子どもの発達

① 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね8つの区分としてとらえる。ただし、この区分は子どもの均一的な発達でなく、一人一人の発達過程としてとらえる。

保育士は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行う。

| 年齢区分 |
|-----------------|
| おおむね6か月未満 |
| おおむね6か月～1歳3ヶ月未満 |
| おおむね1歳3か月～2歳未満 |
| おおむね2歳 |
| おおむね3歳 |
| おおむね4歳 |
| おおむね5歳 |
| おおむね6歳 |

(4) 保育の内容

① 養護に関する事項

一人一人の生命の保持と情緒の安定を図る。

② 教育に関する事項

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな

(しらゆり千鳥保育園)

感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(5) 保育の計画及び評価

① 保育の計画

ア 保育課程

保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育園生活全体を通して、総合的に展開していくように編成する。

イ 指導計画

- ・保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的な計画と短期的な計画を作成し保育を適切に展開していく。
- ・一人一人の発達過程や状況及び保育園の生活における子どもの発達過程を見通し生活の連続性・季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。
- ・発達過程に応じた保育・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育・家庭及び地域社会との連携に配慮する。
- ・5歳児は、保小接続カリキュラムを考慮した保育を進める。5歳児後半では、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」に配意する。

A. 指導計画他の作成

| 計 画 等 | 作 成 者 | 作成時期 |
|-----------------|------------|---------|
| (保育の計画) | | |
| 保育課程 | 施設長 | 年 度 当 初 |
| 指導計画 | | |
| ・年間指導計画 | 各組担任保育士 | 4月 作 成 |
| ・月間指導計画 | // | 月末翌月分作成 |
| ・個別計画 | 3才未満児担任保育士 | 月末翌月分作成 |
| ・週間指導計画 | 各組担任保育士 | 週末翌週分作成 |
| ・日案 | // | |
| ・保育日誌 | // | 毎 夕 記 入 |
| (給食の計画) | | |
| 給食予定実施献立表及び給食日誌 | 調理員 | 月末翌月分作成 |
| 栄養出納表 | // | 月 末 作 成 |
| 検食簿 | // | 每 日 作 成 |
| 食品受払出簿(毎月) | // | 月 末 作 成 |
| 検収簿 | // | 每 日 作 成 |
| 給食担当者健康チェック表 | // | 每 日 作 成 |
| 中心温度管理表 | // | 每 日 作 成 |
| 喫食状況一覧表 | // | 每 日 作 成 |
| 発注書 | // | 每 週 作 成 |
| 衛生点検表 | // | 每 日 作 成 |
| 献立会議記録簿 | // | 月 末 作 成 |
| (事務日誌) | 保育課長 | 毎 夕 記 入 |

B. 組の編成

| クラス名 | 年 齢 | 職員配置 |
|------|-----|-------|
| ちごゆり | 0歳児 | 3 : 1 |

(しらゆり千鳥保育園)

| | | |
|----------------|--------|------|
| べにゆり | 1歳児 | 6：1 |
| ひめゆり1 ひめゆり2 | 2歳児 | 6：1 |
| こまゆり | 3歳児 | 15：1 |
| ささゆり | 4歳児 | 30：1 |
| あかゆり | 5歳児 | 30：1 |
| かのこゆり（一時保育） | 0歳～5歳児 | 15：2 |

C. 一日の保育の流れ（後段 1日の保育の流れ参照）

D. 一年の保育の流れ（後段 令和4年度年間行事予定計画書参照）

② 保育の内容等の自己評価

ア 保育士等の自己評価

保育の計画（保育課程及び指導計画）保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り自己評価をする。（年間2回）

園長・理事長による評価を年1回実施する。

イ 保護者による保育園の評価

保育の計画・展開や保育の内容、保護者対応等園運営全般について、保護者に評価をしてもらい、園運営の改善に活かすと同時に、その結果を公表し、保護者との信頼関係の構築に努める。

ウ 適切な時期にストレスチェックを実施する

（6）保護者に対する支援

① 保育園の保護者に対する支援

保育園における保護者への支援は、保育士の業務であり特に重要である。

ア 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

イ 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。

A 行事等

子どもの成長発達について保護者との共通理解を図る

（個別懇談、保育参観、保護者半日保育士体験、生活発表会等）

※新型コロナウィルス感染症に関する配慮を常に基底にすえる

B 連絡手段

日々の個別連絡は直接口頭での連絡か連絡ノートを利用する。

しらゆりだより（園から行事のお知らせ、保育のねらいなど）、クラスだより、給食予定献立表（前月末に配布）、給食だよりなどを通して保育内容について理解してもらう。

給食展示・連絡帳により給食の献立や食べ具合を家庭に連絡する。

以上児の活動に関しては、掲示板を活用して連絡する。

緊急時の連絡については、メール配信システムを構築する。

ウ 保育に関する知識や技術などの保育園の専門性を生かす。

エ 一人一人の保護者の状況を踏まえ、保護者の養育力の向上を支援する。

オ 保護者の相談助言に当たっては、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。

カ 子どもの利益に反することのないよう、個人情報の保護やプライバシーの保護に努める。

キ 地域の関係機関との連携及び協力を図る。

② 地域における子育て支援

ア 保育園の機能の解放（行事へ招待・体験等）

イ 子育てに関する相談や援助の実施（育児講座等）

ウ 交流の場の提供

エ 子育て支援に関する情報の提供

※新型コロナウィルス感染症に関する配慮を常に基底にとする

(7) 地域社会との連携

- ① 入所する子どもの健康及び安全について全職員で共通理解を深め地域の関係諸団体との連携を図り、協力を得る。
- ② 地域の医療機関、保健関係機関、福祉関係機関と、日常から十分な連携をとる。
- ③ 地域の保健福祉に関する情報を把握し、保護者に積極的な参加を促す。
- ④ 園だより「しらゆり」と園長だよりを地域に配布し、園の活動状況を知つてもらう。

5. 安全管理の状況

(1) 日常の事故対策

- ① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解を図り体制作りを進める。また、家庭や地域の諸団体の協力の下に安全指導を行う。
- ② 不審者等侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。また子どもの精神保健面における対応に留意する。
- ③ 施設・設備並びに遊具の安全点検を定期的に実施し、事故防止に努める。

(2) 非常災害対策

① 災害対策

- ア 消防計画、災害対策実施要項に基づき、災害から子どもを守り、災害の未然防止に努める。
- イ 災害に備えて、職員等による組織づくりを行い、役割分担と非常災害時の行動を確認させ、訓練時に適切な行動がとれるようとする。

② 予防訓練指導

- ア 平素からいろいろな災害を想定した避難訓練、通報訓練、消火訓練を実施し、災害時における安全の確保に備える。(年12回実施)
- イ 避難訓練(月1回)、各所安全点検を毎日行う。
- ウ 保護者緊急連絡網の整備をする。
- エ 防火管理及び、火元取締責任者を置き、火気取締及び点検を行う。
- オ 消防署による防火、消火、地震、土砂災害の指導訓練を年1回実施する。
- カ 園児並びに職員に対して火災予防の心構えを徹底させる。
- キ 消火用設備及び器具の取扱いに習熟する。

③ 消防署指導・消防計画届け出

年に1度消防署の指導を受け、消防計画を届け出る。

(3) 建物・設備管理

- ① 電気・給排水等設備の保守点検および建物修繕を業者契約により定期的に実施する。
- ② 遊具などが老朽・破損していないか日常的に点検し、適宜処理する。

6. 健康管理の状況

(1) 定期健康診断実施予定

園児 内科検診 年2回 歯科検診 年1回

職員 健康診断 年1回以上

(2) 検便実施予定

職員は毎月検便（サルモネラ菌・赤痢菌・チフス菌・O-157検査）を実施する。
調理員は年6回ノロウィルス検査を実施する。（10月～3月）また、健康チェック票によって自らの健康状態を毎日チェックする。

(3) 園児の保健衛生

① 子どもの健康支援

- ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて隨時、把握する。
- イ 保護者からの情報と共に、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの感染症・疾病が疑われる状態や異常が認められた場合には保護者へ連絡すると共に嘱託医と相談する等適切な対応を図る。
- ウ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られた場合は市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図る。また虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し適切な対応を図る。

② 環境及び衛生管理

部屋の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。

※新型コロナウィルス感染症に関する配慮を常に基底にとする

7. 食事の状況

(1) 献 立

献立表を作成し、食品構成・栄養バランスを表記する。

(2) 検 食

検食結果を記録し、残食結果を献立作成に活用する。

(3) 食育の増進

- ① 食を営む力の育成に向けその基礎を培う。
- ② 生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることの楽しさを知らせる。
- ③ 子どもの感覚や体験を通して、自然の恵みや調理する人に感謝の気持ちを育てる。
- ④ 体調不良・食物アレルギー・障害のある子など一人一人に配慮して適切に対応する。
- ⑤ 乳児の授乳及び離乳は授乳・離乳支援ガイドに添ってすすめる。

(4) そ の 他

大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を行う。

8. 職員研鑽

子どもの最善の利益を考慮し人権に配慮した保育を行うために、人権に関する研修を通して倫理観や人間性を高め、保育所職員としての自覚をもつ。

(1) 施設長の責務

- ① 施設長は、保育園の役割や社会的責任を遂行するために、法令を尊守し、保育園を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努める。
- ② 保育士及び保育園の保護者評価等を踏まえて保育の課題についての共通理解を図り、協力して改善に努める態勢づくりをする。
- ③ 保育園の課題を踏まえて保育園内外の研修を体系的、計画的に実施する

とともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努める。

(2) 職員の研修・会議等

自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育園内外の研修を通して、必要な知識及び技術の習得、維持向上に努める。

職員一人一人が課題を持って主体的に学び、共に学び合うことで職場の活性化を図る。

① 諸会議

ア 四園合同の幹部会議

運営上必要な事項について検討協議すると共に、相互に意見交換、情報交換を行い円滑な施設運営に努める。

【2ヶ月に1回 四園の各施設長、保育課長が参加】

イ 職員会議

運営上必要な事項について、意見交換すると共に諸会議で決まった必要事項を伝達し、周知徹底を図る。【月1回以上】

ウ 園長会

四園に共通する行事についての意見交換や運営上の重要事項等について話し合い、園運営の円滑化を図る。

エ 施設長会

しらゆり会としての統一した運営方針について共通理解する。【月1回】

② 研修

ア 内部研修

- A 保育指導員による研修
- B 講師招聘による研修
- C 保育技術を高めるための公開保育
- D その他、年間計画を別途策定し実施する

イ 外部研修

- A 先進施設の視察研修
- B 県、市、保育研究会、その他関係団体の主催する研修会に積極的に参加する。
- C 参加する職員が偏らないよう、機会の平等に配慮する。
研修で学んだことを職員間で伝達し合って知識を共有し、保育力の向上を図る。

9. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づいて個人情報の保護に努める。

(2) 保護者・児童はもとより、職員の個人情報も外部へ漏洩しない。

10. 苦情解決

(1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情への迅速な対応

「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

(2) 苦情の投書箱「ふれあい箱」を設けて、定期的に中身を点検し、第三者委員に報告すべき事項があれば速やかに処理する。

(3) 苦情か相談かを判別し、保護者との面談を通してお話を共感しながら受容する。
謝罪すべき点があれば謝罪し、園の方針についてはきちんと説明して理解を求め、今後の方向性について伝えながら、速やかな解決を図る。

1日の保育の流れ

しらゆり千鳥保育園

| 0・1・2歳児のプログラム | | 時間 | 3・4・5歳児のプログラム | |
|--|-------------------------|-------------------------|--|-------------------------|
| 保育標準時間認定 (7:00~18:00) | 保育短時間認定 (8:00~16:00) | | 保育標準時間認定 (7:00~18:00) | 保育短時間認定 (8:00~16:00) |
| 登園・消毒・視診 子どもの様子を聞く | 延長保育 (7:00~8:00) | 7:00 | 登園・消毒・視診 保護者との連絡 | 延長保育 (7:00~8:00) |
| 衣服の調節 排泄・個々にあわせたおむつ交換 保育者や友だちとあそぶ・片づけ | | 8:00 | 保育者や友だちとあそぶ・片づけ 排泄・手洗い | |
| おやつ 排泄・おむつ交換 保育者や友だちとあそぶ 排泄・おむつ交換 | | 9:30 | 朝の集まり みつけたあそび・経験させたいあそび | |
| 食事 午睡（温湿度、換気などに注意） | | 11:30 | 片付け・排泄・食事準備 食事・片付け・歯磨き・着替え 午睡（温湿度、換気などに注意） | |
| めざめ おやつ 検温・おむつ交換・排泄 保育者や友だちとあそぶ 個別視診、一日の様子を伝える 順次降園 | | 15:00 | めざめ・衣服の着替え おやつ 降園準備 保育者や友だちとあそぶ 個別視診、保護者への連絡 順次降園 | |
| 延長保育 (衛生的な環境の中で、情緒の安定に配慮しながら保育者とゆったりと過ごす) | 延長保育 | 16:00 18:00 19:00 | 延長保育 (ゆったりとした雰囲気のなかで、情緒の安定に配慮しながら異年齢でかかわってあそぶ) | 延長保育 |

(しらゆり千鳥保育園)

令和4年度 年間行事計画書

しらゆり千鳥保育園

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|---|-----|--|
| 4月 | 入園の集い 春期健康診断（内科） ③保育参観・保護者総会 ③子育て講演会 | 10月 | ③第2回保護者奉仕作業 あかゆり組園外保育体験 あかゆり組交通安全指導 |
| 5月 | 個別面談（あかゆり組） 防災訓練（松江北消防署） ③親子遠足 尿検査 歯科検診 | 11月 | ③保育園一斉開放 秋期健康診断 紐落しお祝い会 生活発表会・試食会 (ちご・べに・ひめ1) (ちごのみスライドショー) |
| 6月 | ③第1回保護者奉仕作業 ③親子ブラッシング指導 (べにゆり組・ひめゆり組) ③個別面談（べに・ひめ1・ささ） | 12月 | 生活発表会（ひめ2・こま・ささ） クリスマス会 |
| 7月 | プール開き（安全祈願式） ③個別面談（ちご・ひめ2・こま） ③タベの集い（夏祭り） | 1月 | 育了記念文集準備 育了記念写真撮影 法被伝達式 |
| 8月 | ③七夕会 | 2月 | 節分・豆まき会 新入児童面接（一次募集） |
| 9月 | 親子運動会（鹿島総合体育館） | 3月 | ③第3回保護者奉仕作業 ③お別れ遠足 令和3年度保育証書授与式 |

※ 月定例行事

[誕生会・身体計測・避難訓練・運動あそび・音楽あそび・園外保育（随時）]

※ ③としてある行事は、令和3年度にはコロナ禍のため中止を検討したものである。今年

度もコロナウィルス感染症の状況を踏まえ、実施すべきどうか判断が必要と考え④とあ
えて記入している。

令和4年度 暖心 事業計画書

1. 基本理念

- (1) 利用者の基本的人権を保障し、主体性を尊重する。
利用者一人ひとりがその人らしく尊厳をもって生活できるようなサービスの提供に努める。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重する。
常に専門性の向上に努め、一人ひとりのニーズに対応し、誠意をもつて質の高いサービスを提供する。
- (3) ご家族や関係する他の専門機関との連携を大切にする。
ご家族や医療、行政等関連する機関との緊密な連携を保つ。

2. 施設体制

- (1) 利用日時 月曜日から金曜日（祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日を除く）
9:00～17:00
- (2) 職員体制 9名（基準数 3.5名）

| | |
|----------|----|
| 管理者 | 1名 |
| 訪問看護師 | 4名 |
| 非常勤訪問看護師 | 2名 |
| 理学療法士 | 1名 |
| 作業療法士 | 1名 |
- (3) 施設等整備
① 施設整備 通常整備
② 設備整備 通常整備

3. 本年度の重点目標

- (1) 在宅療養者の暮らしを支える看護、リハビリテーションを目指す。
・療養者、家族の思いを尊重した個別性のある支援に努める。
・地域の保健、医療、福祉サービスと連携を図る。
・記録を充実し、情報と課題の共有に努める。
- (2) 職員の資質、技術の向上を図る。
・療養者の疾患、病態、治療について日頃から学び、アセスメントのスキル向上を図る。
・各研修等に積極的に参加する。
- (3) 感染症対策
・一人ひとりが体調管理に努める。
・感染症に対する学習を行い、標準予防策（スタンダードプリコーション）の徹底を図る。

4. 訪問看護

- (1) 基本方針
① 利用者に対して、その生活の質の確保を重視し、心身の機能の維持回復

- に努め、住み慣れた自宅で快適な療養生活が送れるよう支援する。
- ② 利用者、家族の思いを尊重した支援に努める。
 - ③ 在宅ケアサービスを総合的に推進するために地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携をはかり、利用者の療養に必要なサービスが提供できる。また、“地域に広がる福祉・訪問看護ステーション暖心”としての役割が担えるように努力する。
 - ④ かかりつけの医師、支援事業所等と連携をとり、利用者が期待する安心感の持てる看護サービスの提供ができるように努力する。
 - ⑤ 研鑽を積み、職員の専門性を更に高める。
 - ⑥ 自己の持てる思考力・実行力が十二分に発揮できる明るく伸び伸びとした職場の環境作りに努める。

(2) 利用者状況

- ① 病院・診療所・支援事業所・地域へのPRをする。
- ② 質の良い訪問看護・リハビリの提供による地域への浸透を図る。
- ③ 携帯電話による24時間連絡体制をとることにより、緊急時に対応ができ、利用者が安心して在宅療養できるよう援助する。

5. 健康管理の状況

- (1) 職員定期健康診断を年1回以上実施する。
- (2) 新型コロナワイルスワクチン等の予防接種ができるだけ全職員が実施し、感染・拡大予防に努める。

6. 職員研鑽

(1) 諸会議

訪問看護支援向上と効率的な施設運営を図るために次の諸会議を計画的に実施する。

① 法人連絡会議

年1回、訪問看護実績や運営状況について報告・協議し、管理面、支援面における円滑な運営を行うことを目的とする。

② 職員会議

毎月1回開催、新規ケースや困難ケース等について検討する。研修報告等を行い情報の共有と問題点や評価を明確にする。

(会議は全職員参加により隨時実施する。)

(2) 研修

質の良い看護・地域の人々に信頼される看護を提供するには、医学の日進歩に対応できるような高度な知識、技術が必要である。そのためには研修は不可欠である。

① 個別研修計画を基本に内部研修及び島根県・市・全国訪問看護事業協会・看護協会などの企画する研修に積極的に参加し、資質向上と専門的知識及び技術習得に努める。

7. 個人情報保護

(1) 法人個人情報管理規程に基づく個人情報保護

8. 苦情解決

- (1) 法人苦情解決処理規程に基づく苦情の迅速な対応
「苦情受付書」の速やかな提出を行う。

9. 情報の公表

- (1) 島根県介護サービス情報システムにて結果を公表します。

10. ハラスメント対策

- (1) ハラスメント対策の体制を整える。
 - ①研修への参加。
 - ②相談報告体制を整備する。